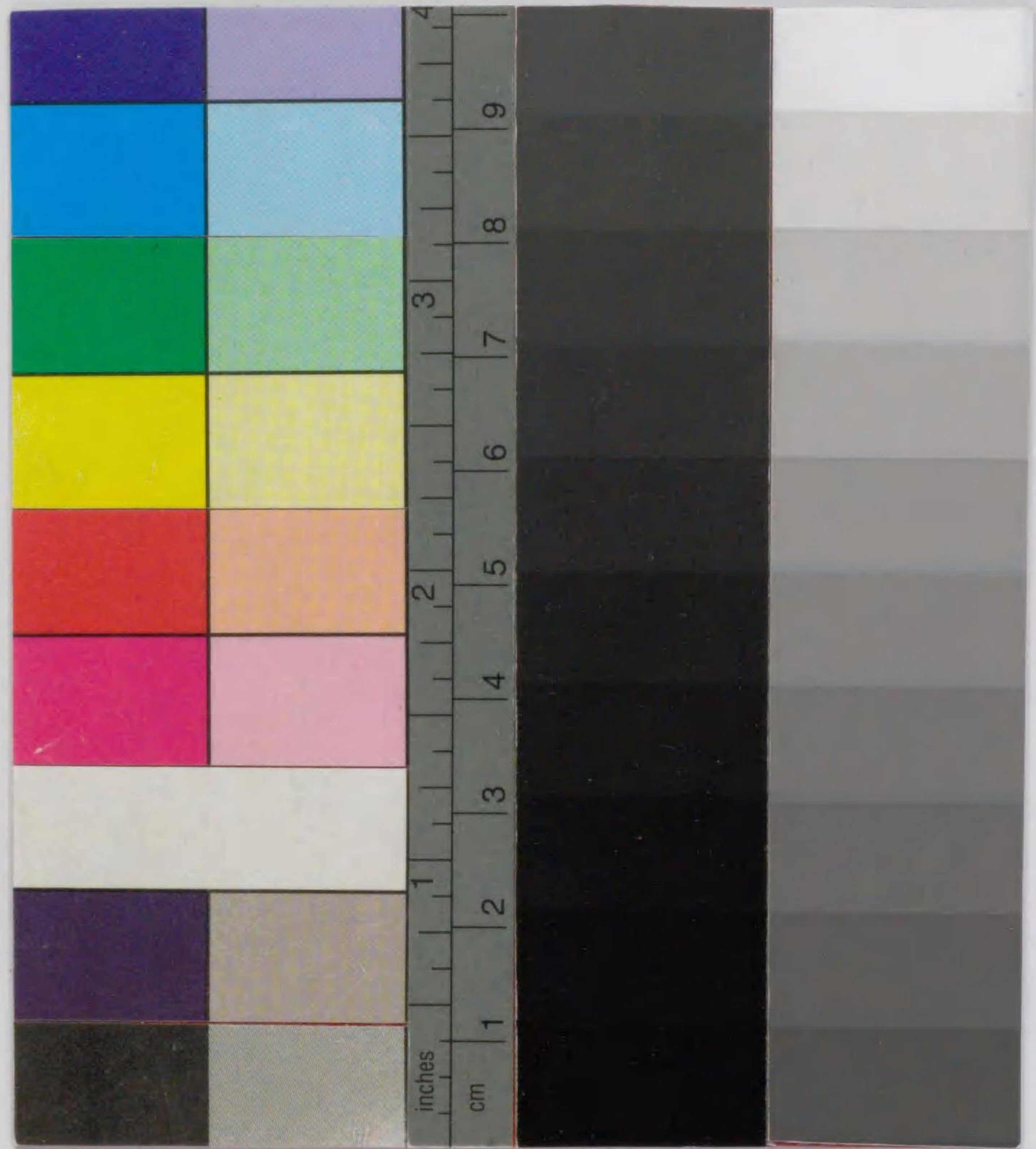



578-88



1200501520572









朱羊田轍著

詳解  
日本歷史

東京大修館





## 緒言

一、本書は主として文部省中等教員検定試験志願者の受験準備及び高等程度の學生の参考に資するを目的とし、併せて中學校・小學校教師諸君、竝に高等學校、各種專門學校入學志願者の参考たらんことを期せり。

一、各章解説の項を設け、著名なる史實・戦役の形況・制度・官職・書籍等を解釋せり。

一、各章の末には最近二十年間の文部省中等教員検定試験問題及び高等學校各種專門學校の入學試験問題を掲げ、直にその解答を知るを得しめたり。

一、巻尾には附録として歴代帝都表・江戸時代諸大名配置表・皇室及び諸家系圖・略年表・人物小傳及び索引を添へたり。特に人物小傳は本文に現はれたる重要な人物千六百餘名の傳記を簡明に記述し、これを五十音順に排列したれば、人名辭典の用をなし、受験者の參考として便益尠少なからざるべきを信ず。

一、予が舊著最新日本歴史詳解は意外に江湖に歓迎せられ、僅僅四箇年の間に十數版を重ねるに至りしが、大正十二年の大震災火災に紙型全部を焼失して遂に絶版の止むなきに至れり。その後江湖の諸彦よりその復活を求めらるること頻なりしかば、大正十三年一月新に稿を起し、爾來稿を更むること數回、四年の歳月を費して漸く本書を成せり。されば本書はその編纂の大綱は舊著によりたれども、彼はま



して中等程度の學生を目的とし、これは中等教員檢定受験者及び高等程度の學生を目的としたれば自ら記事の繁簡精粗の差異なきこと能はず、即ち本書は舊著に比して更に大に内容を豊富にし、大のみにても紙數約五百頁を増加し、附録には新に江戸時代諸大名配置表を加へしのみならず、人物傳には六百餘人の傳記を増し、系圖には四親王家系圖・五攝家系圖を加へ、略年表またその記載事項を増加せり。

一、舊著は恩師萩野先生の嚴密なる校閲を得て幸に誤なきを得しが、本書は先生の易簣によりてその校閲を得る能はざるは頗る遺憾とする所なり。予の淺學寡聞必ず改訂を要する點少からざるべし。そは版を重ねるに従ひて、更に訂正を加へ以て完璧たらしめむことを期す。

昭和二年十二月

著者記す

# 詳解 日本歴史

## 目次

### 第一編 上古史

#### 第一章 神代

造化の三神と神世七代——伊弉諾尊伊弉册尊——天照大神と素盞鳴尊——大國主命の經營——天尊降臨——高天原——大八洲國——常世國——高千穗峯

#### 第二章 神武天皇

神武天皇——天皇の東征——大和平定——天皇の即位——天皇の政治——天皇の敬神——綏靖天皇の即位——高千穗宮——埃宮と高島宮——土蜘蛛——八十梟帥——高倉下の靈夢——國造と縣主

#### 第三章 崇神天皇垂仁天皇の經綸

目次

崇神天皇の敬神——四道將軍——武埴安彦の叛——調役を課す——産業の發達——狹穗彥の叛——皇大神宮——殉死の禁——山陵の制——産業の發達——大物主神と大國魂神——天社國社神地神戶——神籬——齋宮——依池

#### 第四章 熊襲蝦夷の征討

景行天皇の熊襲御親征——日本武尊の熊襲武尊の蝦夷征伐——征伐後の東國經營——熊襲——蝦夷——日高見國——葦浦王——稻置——君と別

#### 第五章 朝鮮半島の内附 文物の

古朝鮮と三韓——任那及三國——仲哀——漢學の傳來——歸化人と工業——皇の雄圖——橿日宮——王——るもの——武庫水門



第六章 仁德天皇 雄略天皇……………三二

菟道稚郎子——仁德天皇——武内宿禰及々の子孫——履仲天皇——眉輪王の變——雄略天皇——三藏の分立——豐受大神宮——顯宗天皇仁賢天皇——平群氏の跋扈——**二丁** 播磨の二王子

第七章 上古の政治 氏族制度……………三九

上古の政治——部民——姓の制——土地と人民——氏姓の紛亂——**三丁** 大氏と小氏——大臣大連の始——屯倉——盟神探湯

第八章 大陸との交通 朝鮮半島の變遷……………四二

大陸との交通——高麗新羅の叛服——韓土鎮將の謀叛——大伴金村の失政——筑紫國造磐井の叛——任那日本府の滅亡——**四丁** 漢委奴國王の印

第九章 佛教の傳來 蘇我物部二氏の争亂……………四七

蘇我石川麻呂の宛死——祥瑞改元——遷都の議——**五丁** 食封——畿内——關塞——防人——驛馬傳馬——鈴契——驛鈴傳符の尅數——班田收授の法——采女——改元

第二章 蝦夷の服屬 新羅の半島統一……………七三

齊明天皇——有間皇子の反——蝦夷の叛服——蝦夷肅慎の征討——百濟高麗の滅亡——新羅の朝鮮半島統一——西海の防備——唐との修好——**六丁** 柵と柵戸——肅慎——白村江の戦——百濟の歸化人

第三章 近江朝廷と飛鳥淨見原の朝廷……………七九

近江の朝廷——藤原鎌足の薨去——庚午年籍と近江令——天智天皇の崩御——壬申の亂——天武天皇——**七丁** 官幣社——十陵の制——八色の姓——軍備擴張

第四章 律令の修定(一)……………八五

大寶律令——律令の制定——位階の制——官制——**八丁** 親王——親王の四階——諸王——諸王の十四階——諸臣の三十階——蔭位の制——大嘗會——祈年祭——月次祭

佛教の東漸——佛教の傳入——物部氏——馬子の佛法興隆——大逆

第一〇章 聖德太子の攝政……………

聖德太子の攝政——新羅征討——新制度——節派遣——佛法の興隆——僧官の創設——美術歩——**九丁** 十七條憲法の要旨——玉蟲厨子

第十一章 蘇我氏の無道及びその滅亡……………

蘇我蝦夷の專横——蘇我入鹿の僭上——中土臣鎌足——蘇我氏の滅亡——**一〇丁** 皇嗣の紛議

第十二章 上古の産業風俗……………六

産業——風俗

第二編 中古史……………

第一章 大化の改新……………六四

改新の發端——改新の大詔——風俗の矯正——官位を定

——新嘗祭——神嘗祭——小祀の諸祭——太政大臣——左右大臣——大少納言——左右辨官——外記——内外命婦——考課——貢人——僧尼——健兒——貢舉——雜徭——過所

第五章 律令の修定(二)……………九八

兵制——學制——田制と税法——國用の支度——律の大要——**一一丁** 位田職田賜田功田公田——次丁中男——出舉——朝集使——動用——不動——八虐——六議

第六章 奈良奠都 隼人及び西南夷の服屬……………一〇五

貨幣の鑄造——奈良奠都——國史地誌の撰修——隼人服屬——西南諸島の服屬——**一二丁** 金銀の産出——位令——平城京の制——六國史——隼人

第七章 聖武天皇……………

聖武天皇——長屋王の死——光明皇后——藤原氏の盛衰——**一三丁** 施藥院悲田院

第八章 孝謙淳仁稱德光仁の四朝……………



孝謙天皇——皇嗣の紛議——惠美押勝の專横——押勝の亂——和氣王の死——道鏡の無道——和氣清麻呂の忠烈——光仁天皇——皇太子の廢立——奈良時代の拓殖——  
關國度牒

第九章 奈良朝の文物風俗……………三四

佛教——美術工藝——文學——民情風俗——  
法相宗——成實宗俱舍宗——律宗——華嚴宗——東大寺正倉院——懷風藻——宣命——萬葉集——裳と褶

第一〇章 桓武天皇……………三〇

桓武天皇——平安奠都——平安京の規模——宮城——内裏——蝦夷の反亂——蝦夷の鎮定——蝦夷餘類の討平——兵制の改革——民政——地方官の檢束——  
繼の暗殺——石灰壇——臺盤所——殿上の間——按察使——鎮守府——秋田城——俘囚——夷俘——征夷大將軍——勘解由使——解由狀——交替式——謚號

第十一章 平安時代初期の對外關係……………二四

無禮——高麗の一統——渤海の入貢——唐との交

倭寇——明との交通——高麗朝鮮琉球——歐羅巴人の東航——基督教の傳來——  
第二二章 織田信長の經畧……………三七五

信長の興起——信長の上洛——信長と淺井朝倉二氏——近畿の平定——信長と信玄——信長と謙信——信長と毛利氏——本能寺の變——信長の勤王——  
第二四章 豊臣秀吉の統一(上)……………三九〇

秀吉の經歷——秀吉光秀を誅す——秀吉と信孝勝家——秀吉と信雄家康——  
第二五章 豊臣秀吉の統一(下)……………三九八

四國北國の平定——九州平定——關東及び奥羽の平定——  
第二六章 秀吉の政治……………四〇七

官位の昇進——聚樂第行幸——五奉行の任命——貨幣鑄造と檢地——秀吉の宗教政策——桃山時代——

通——  
第一二章 平城嵯峨の二朝……………

平城天皇——嵯峨天皇——藥子の亂——藏人所使廳——賀茂の齋院——姓氏錄の編纂——弘——  
第一三章 佛教の新宗派 漢文學……………

佛教の新宗派——最澄と天台宗——空海と眞言宗——本地垂迹說——漢文學と學校——  
第一四章 攝政 關白……………一五六

淳和天皇と仁明天皇——藤原氏四家の盛衰——承和の變——藤原良房の攝政——藤原基經の關白——阿衡の紛議——  
第一五章 菅原道眞 延喜時代……………一六五

聚樂第の誓詞——石高石盛貫高

第二七章 秀吉の外征……………四二四

征明の企圖——文祿の役——講和——慶長の役——秀吉の薨去——秀吉の雄圖——  
第四編 近世史

第一章 關ヶ原の役……………四二七

德川家康——秀吉薨後の形勢——關ヶ原の役——戦後の處分——

第二章 豊臣氏の滅亡……………四三三

江戸幕府の創立——家康大阪を憚る——  
第三章 家康の平和的施設……………

諸法度の制定——文教の獎勵——家康の薨去——家諸法度——禁中並公家諸法度——富士見文庫



第四章 江戸幕府 …… 四四六

將軍秀忠——將軍家光——江戸幕府の職制——關留守  
居——勘定吟味役——作事奉行——普請奉行——道中奉  
行——書物奉行——履物奉行——小普請奉行——進物番  
——二條城在番——京都町奉行——京都代官——奈良奉  
行——伏見奉行——禁裏附——大阪町奉行——堺奉行——  
——大阪定番——大阪加番——駿府定番——駿府加番——  
駿府町奉行——山田奉行——佐渡奉行——日光奉行——  
長崎奉行——使番

第五章 幕府の對大名策 …… 四五六

大名の種類とその配置——參觀交代と土木助役——大名  
の淘汰

第六章 朝廷と幕府 …… 四六六

朝幕の關係——後水尾天皇——後光明天皇——關武家  
傳奏

第七章 江戸時代初期の對外關係 鎖

國の制 …… 四七一

第一章 享保の治 …… 五一一

吉宗の政治——勤儉と尙武——足高の制——財政の整理  
——法典編纂と目安箱設置——産業の奨励——實學の奨  
勵——風俗の矯正——關鷹野——水馬——追鳥狩  
——定火消——見取の法——定免法——六諭衍義——渾天儀  
——三笠附

第二章 家重と家治 …… 五二一

家重の治——御三卿——家治の就職——田沼父子の專權  
——災害の頻發——財政の綱維

第三章 家齊家慶の治 …… 五二五

家齊の就職——寛政の改革——皇居造營と尊號事件——  
文化文政時代——大鹽平八郎の亂——家齊の退隱と西丸  
炎上——天保の改革——諸藩の治績——關棄捐の令——  
——草茅危言

第四章 江戸時代の文化 風俗(一) …… 五三九

佛教——漢學の隆盛——教育の普及——國家思想と神道

東洋諸國との關係——西洋諸國との關係——邦人  
渡航——天主教の禁——島原の亂——鎖國の制——  
蘭人の貿易禁止の事情——岡本大八事件——宗門  
寺請證文

第八章 家綱の政治 …… 五三九

將軍家綱——慶安承應の變と浪人問題——關大火——  
——江戸の上水——殉死の禁と證人の廢止——關五人組  
制度——殉死の禁令

第九章 元祿時代 …… 四九一

綱吉の初政——綱吉の好學と尊王——綱吉の弊政——赤  
穗義士の復讐——關關所——歌學方——大嘗祭——葵  
祭

第一〇章 家宣家繼の治 新井白石 …… 五〇一

家宣の改革——新井白石の政治——皇室の尊崇——財政  
の整理——朝鮮聘禮の改革——貿易の檢束——關運上  
——四親王家——銀座——竹島問題——代物替——寶貨  
事略——折たく柴の記

說——歴史系圖の編纂——關僧錄僧錄司——觸頭——  
靖獻遺言——聖教要錄——山鹿語錄——寺子屋——神道  
五部書——野史——異稱日本傳

第五章 江戸時代の文化 風俗(二) …… 五五〇

國文學の勃興——平民文學の興隆——洋學の傳來——美  
術工藝——風俗——關蕃書調所——男伊達

第六章 産業商業及び交通の發達 …… 五六〇

産業——商業——交通——關絲制符人——菱垣廻船——  
——助郷

第七章 尊王論の發達 …… 五六六

尊王思想の勃興——尊王論の主唱——尊王家の輩出——  
關山陵志——保建大記

第八章 露人の來航 北邊の施 …… 五七〇

海外の形勢——露人の來航——蝦  
來侵——英船の狼藉と文政の打拂



と天保の緩和令——海國兵談——三國通覽圖説——  
漂流三名——蝦夷島の沿革——箱館奉行

第一章 米國使節の來朝 條約の締結

和蘭の忠告——米國使節の來朝——露國使節の來朝——  
和親條約の締結——幕閣の動搖——通商條約の議定——  
假條約の調印——ベルリの來朝——浦賀奉行——下  
田——神奈川條約——下田奉行

第二章 安政の大獄 幕府の衰微

將軍の繼嗣問題——齊昭等の所罰と戊午の密勅——安政  
の大獄——櫻田の變——安藤信正と外交問題——公武合  
體論——薩長二藩の活動——寺田屋事件——勅使東下と  
幕政改革——戊午の密勅——京都守護職

第三章 攘夷論の全盛とその蹉跌

勅使再度の東下——京都の形勢——將軍の上洛と攘夷期  
の決定——攘夷令の實行——生麥事件——朝議の一變——  
新徴組——天誅組——生野の擧兵——筑波山の擧

第二章 版籍奉還 廢藩置縣

地方の制度——版籍奉還——廢藩置縣——諸般の改革——  
徴兵令と地租改正——暗殺暴動の頻發——版籍奉  
還の上表——廢藩置縣の詔——舊物打破の實例

第三章 明治初年の對外關係 (一) 歐

米諸國

外國との和親——公使及び大使派遣

第四章 明治初年の對外關係 (二) 朝

鮮

征韓論の由來——遣韓大使の議——征韓論破る——修好  
條約の締結——明治十五年の京城事變——濟物浦條約——  
獨立黨と事大黨——明治十七年京城の變——天津條約

第五章 明治初年の對外關係 (三) 清

清國との修好——臺灣征伐の原因——臺灣征討——清國  
との交渉

第二章 長州征伐

元治の變——初度の長州征伐——長州  
の外交問題

第三章 大政奉還

明治天皇の即位——討幕の計畫——大政奉還——王政復  
古——討幕の密勅——大政奉還の上表——王政復古  
の大號令——小御所會議

第四章 明治戊辰の役

鳥羽伏見の戰——慶喜の恭順——與羽戰爭——箱館戰爭

第五編 明治大正史

第一章 明治の新政 東京奠都

官制——五箇條の御誓文と三權分立——御即位式と東京  
奠都——官制の改正——徴士貢士——開拓使——按  
察使

第六章 北海道の拓殖 邊境の處分

幕末に於ける蝦夷地の經營——北海道の拓殖——樺太問  
題の沿革——千島樺太の交換——小笠原島の處分——琉  
球の處分

第七章 地方の騷亂

佐賀の亂——熊本の亂——秋月の亂——萩の亂

第八章 西南の役

起因——戰況一——戰況二——亂の影響——博愛社の創  
立

第九章 立憲政體の階梯

民選議院論——諸種議會の開會——國會開の大詔  
政黨の勃興——開拓使官有物拂下事件——  
の大詔——福島事件——高田事件——加波山事

第一〇章 憲法發布 帝國議會

立憲制度の取調——內閣制度の創設——地



施——帝國憲法發布——帝國議會の開設——憲法發布の詔勅

第一章 法典編纂 條約改正……………七〇二

法典の編纂——條約改正の沿革——條約改正の成功——ノルマントン號沈没事件——湖南事件

第二章 明治二十七八年戰役……………七〇八

朝鮮に於ける日清勢力の消長——東學黨の亂——日清の開戦——戰況一——戰況二——下關條約——三國干涉——臺灣の經營——東學黨——下關

第三章 北清事變……………七二四

清國に對する列強の壓迫——義和團匪の蜂起——聯合軍の活動

第四章 明治三十七八年戰役……………七二九

朝鮮に於ける日露の交渉——露國の滿洲占領——日英同盟——日露戰役の近因——戰況一——戰況二——戰況三——戰況四——ポーツマス條約

第五章 戰後の經營 韓國の併合……………七三〇

樺太及滿洲の經營——清國領土の保全——戰韓國の保護——韓國併合の由來——韓國併合——鮮王室と官制——韓國併合詔書

第六章 支那及び歐米列國との關係……………七六〇

清國との關係——日英同盟の擴張——日佛協約の締結——日露協約の締結——米國との外交文書交換

第七章 明治天皇の崩御 大正天皇の即位……………七六六

明治天皇の崩御——大正天皇の踐祚——大正天皇の即位

第八章 世界大戰……………七六九

歐洲大戰亂——日獨の開戦——青島及び南洋諸島の占領——日支條約と日露協約——西比利亞出兵——平和の克復——國際聯盟と人種平等案

第九章 最近事件……………七七八

第二〇章 憲政の發達と政黨の消長……………七九四

議會開設前の政黨——山縣内閣と議會——松方内閣と選舉干渉——第二次伊藤内閣と議會——松隈内閣と第三次伊藤内閣——憲政黨の分裂と政友會の創立——桂内閣と政友會——同志會の創立と大隈内閣——寺内内閣と原内閣——最近の政變

第二十一章 國勢の發達……………八〇九

軍備——通信交通の機關——産業貿易と金融機關

第二十二章 明治大正の文化……………八二六

教育の隆盛——宗教——新聞雜誌の發行——小説——劇——詩歌——翻譯文學——繪畫

附 錄

- 一 歷代帝都表
- 二 江戸時代諸大名配置表
- 三 皇室及諸家系圖
- 四 略年表
- 五 人物小傳



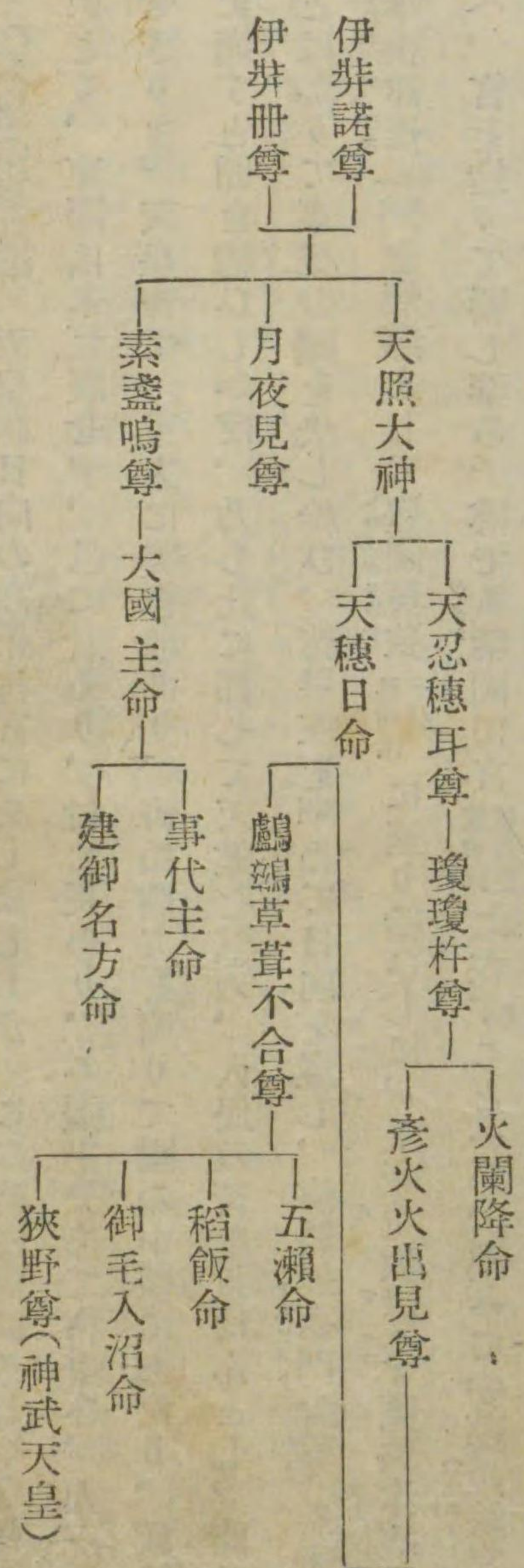
稱略の用使書本

文 本	文部省中等學校教員檢定本試驗
文 豫	同 豫備試驗
高 校	高等學校
一 高	第一高等學校(二高以下之に準ず)
東 師	東京高等師範學校
廣 師	廣島高等師範學校
東 女	東京女子高等師範學校
海 軍	海軍兵學校・海軍經理學校・海軍機關學校
陸 士	陸軍士官學校
陸 經	陸軍經理學校
美 術	東京美術學校
商 大	商科大學豫科
東 商	東京高等商業學校
神 商	神戸高等商業學校
長 商	長崎高等商業學校
山 商	山口高等商業學校
小 商	小樽高等商業學校

和 商	和歌山高等商業學校
高 松 商	高松高等商業學校
名 工	名古屋高等工業學校
東 外	東京外國語學校
商 船	東京商船學校
千 醫	千葉醫學專門學校
京 大 豫	京城帝國大學豫科
東 北 農	東北大學農學部豫科
北 農	北海道農科大學豫科
臨 教	臨時教員養成所
神 宮	神宮皇學館
早 高	早稻田高等學院
國 大 豫	國學院大學豫科
國 師	國學院大學高等師範部
鐵 道	鐵道教習所
專 檢	專門學校入學資格檢定試驗

立ち、豊玉彦の女豊玉姫を妃として彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊を生み給へり。鸕鷁草葺不合尊豊玉彦の女玉依姫を妃として、五瀬命・稻飯命・御毛入沼命・狭野尊を生み給ふ。御毛入沼命は波を踏んで常世國に行き、稻飯命は新羅國に入り給ふと傳ふ。かくて瓊瓊杵尊より鸕鷁草葺不合尊まで三世の間は、日向に居まして、徳化を西海に布き給へり。以上を神代といふ。

神代御系圖



〔一〕高千穂峯 天孫の降臨し給へる高千穂峯の所在につきては、古來二種あり。一は日向國臼杵郡なる高千穂山とし、一は大隅國始良郡なる霧島山となす。近世の史家は多く後説に従へり。

試驗問題

- 大國主命(專檢)
- 瓊瓊杵尊(海軍)
- 事代主命(文本)



第二章 神武天皇

東征の順路

【神武天皇】 神武天皇は御名を狹野尊とも稚御毛渟尊とも豊御毛沼尊とも申し、御即位の後は神日本磐余彦尊とも申す。鷓鴣草葺不合尊の御子なり。

【天皇の東征】 天皇初日向の高千穂宮にましまししが、この時西國は久しく皇化に浴したれども、東國は未だ服せず、邑に君あり、村に長あり、各疆を分ちて相争ひ、人民業に安んぜざりき。天皇嘗て、東方に美き地あり、青山四方を周りて國の中區にあたり、政治をなすに適すと聞き給ひしかば、乃ち此に都して天業を弘め、人民の苦を救はんとし、諸皇兄皇子とはかりて東征の議を決し給ひ、諸皇族を率ゐて日向を發し、海路速吸門佐賀國海峽を過ぎ、土人椎根津彦一名珍彦を嚮導として豊國菟狹豊前國宇佐に至り給ひしに、土豪菟狹津彦・菟狹津媛これを迎へ、宮を造りて饗し奉る。尋で筑紫岡田宮筑前國速賀郡に在すこと一年、進みて安藝の埃宮一に多郡理宮・吉備の高島宮に在すこと數年大に準備を整へ、遂に東して浪速攝津國大坂附近に著し、河内を經、膽駒山を越えて大和に入らんとし給へり。

【高千穂宮】 大隅國霧島山の麓なるべけれど所在地詳ならず。或は始良郡東村山製村田口なる霧島神宮(祭神瓊瓊杵尊)の地ならんといひ、或は同郡西國分村大字宮内なる鹿兒島神宮(祭神彦火火出見尊)の地ならんといひ、又日向國宮崎郡宮崎町の附近なる宮崎神宮(祭神神武天皇)の地ならんともいふ。この地彦火火出見尊より神武天皇まで在したること、記・紀に明文あれど、笠狹崎より此處に移り給ひし年代は詳ならず。

(一) 埃宮と高島宮 共に其の所在詳ならず。一説に埃宮は安藝國安藝郡府中村の内ならんといひ、高島宮は備前國兒島郡甲浦村大字宮浦ならんといふ。

孔舍衙坂の戦

【大和平定】 時に大和には土蜘蛛・戸畔・梟帥・祝など稱する土豪諸方に割據し、恣に土地人民を領有して勢を争ふもの甚だ多く八十梟帥の稱あり。就中鳥見生駒郡の長髓彦一名鳥見彦といふ者、妹を以て天神の子饒速日命に妻はし、之を奉じて勢最も強大なりしが、衆を發して皇軍を孔舍衙坂今日下越に拒ぐ。皇軍利あらず、皇兄五瀬命流矢に中り給ふ。天皇乃ち背面より大和を攻めんとし、轉じて海路より紀伊に入り給ひしが、五瀬命は矢創甚しく遂に竈山海草に至りて薨じ給へり。海草郡三田村和田なる宮幣中社 竈山神社は五瀬命を祀れるなり 皇軍はゆくゆく名草・丹敷等の戸畔を平けて熊野に至る。時に皇軍頗る瘁む。高倉下といふもの靈夢を感じ、翻靈劍を得て獻りしかば兵勢又振ふ。依つて建津身命一に八咫鳥を嚮導とし道臣命大伴氏を先鋒として、山路より大和の菟田字院に出で給ひぬ。菟田には兄猶・弟猶といふ二酋あり。弟猶は先づ降りたれども、兄猶は陰に天皇を迎へ饗宴に托して事を擧げんとせしが、事露はれて誅せられぬ。天皇は國見岳字院の八十梟帥を誅し、磐余邑の弟磯城を降し兄磯城を斬り、進みて長髓彦を討ち給ひぬ。皇軍長髓彦を討てども功なし。時に金色の鸚來りて天皇の弓弭に止る。その光流電の如く、



金鷄の瑞

饒速日命の歸順

大和平定

賊軍目眩して戦ふこと能はず、皇軍これに乗じ進み撃つて大にこれを破る。此に於て長髓彦使を遣はして天皇に白して曰く、「吾天神の子饒速日命を奉じて主となす、天神の子豈兩種あらんや。然るに今又天神の子と稱して人の地を奪はんとするは何ぞや」と。天皇宣はく、「天神の子亦多し、汝が奉ずる主眞に天神の子ならば、必ずその證あらん」と。長髓彦乃ち饒速日命の天羽羽矢と歩鞞とを示し奉る。天皇「彼がいふ所も偽ならず」と宣ひ、自ら御する所の天羽羽矢と歩鞞とを示し給ふ。長髓彦これを見て心中大に怖れたれどもなほ改むること能はず。饒速日命その頑迷にして教ふべからざるを見て遂に之を誅し、子可美眞手命と共に衆を率ゐて歸順せり。天皇その忠功を賞して重く之を用ひ給ひぬ。これ物部氏の祖なり。

長髓彦亡びて巨魁已に平ぎたれども、層富縣ソフノアガタに新城戸畔ニヒキトベ・居勢祝等あり、長柄丘ナガテノカ・猪祝イハヒあり、高尾張邑南葛に土蜘蛛ありなほ従ひ奉らず。天皇將を遣して之を討ち平げ給ひ、大和全く平定せり。

〔一〕土蜘蛛 太古我が國に住したる一種族。土隱ツチノモリの義、穴居せるを以て名づく。國栖クノス・八束脛ヤツカハギ・佐伯サヘキなどいへるも皆土蜘蛛の一種なり。その何種族に屬するかは、(一)馬來人種、(二)コロボツクル、(三)異人種の總稱、(四)後世の國栖・飛驒人などの祖等の諸説ありて一定せず。土蜘蛛族はその分布甚だ廣かりしが如く、この後にも、崇神・景行・仲哀の三朝、神功皇后等屢之を征討し給ひしこと見えたり。

〔二〕八十梟帥 梟帥は勇猛なるものの稱、八十はその數の多きをいふ。即ち八十梟帥は多數の勇猛なるものの義なり。

〔三〕高倉下の靈夢 高倉下一夜、天照大神・高皇產靈神が武甕槌命を召して「葦原中國はなほ甚だ騒し。されば我が子孫等苦心しあらん。その中國は専ら汝が平定せし國なれば、今一度降りて事を定めよ」と宣へば、武甕槌命は「已れ降らずとも、その國を平定せし時の劍(御靈劍)を降さば國平定せん。これを降さん状は、高倉下が倉の頂を穿ちて墮し入れん」と奏すと夢みて、明且倉を見れば、果して劍ありしにより、直に取りて獻れり。

【天皇の即位】 大和平定せし後、天皇は畝傍山ウネビヤマの東南カシハラ・高市郡高市郡白檮村大字畝傍の地に宮殿を營ましめ給ひ、辛酉の年正月朔、橿原宮にて即位し給ふ。この時道臣命・大久米命は犬伴・久米の二部を率ゐて宮門を衛り、可美眞手命は内物部を率ゐて矛盾矛盾を造り備へ、天富命アメノトミは諸の齋部イムベを率ゐて天璽の鏡劍を正殿に奉安し、玉をかけ幣をつらね、天種子命アメノタネノミコ・天神の壽詞ユキコトを奏せり。式終りて後物部は矛盾を立て、犬伴・久米は仗を建て、宮門を開きて、四方の國人をして高御座タカミイマスを拜せしめ給ひぬ。これ實に我が國の紀元元年なり。世人天皇の聖徳を仰ぎて始馭天ハツクニシラ下之天皇ススメラミコトといひ、又神日本カムヤマト・磐余彦イハレヒコ・天孫ススメラミコトと稱し奉れり。

【天皇の政治】 かくて天皇は天種子命・天富命をして祭祀を掌り兼ねて朝政を輔けしめ、道臣命・大久米命をして犬伴・久米の二部を率ゐて宮門を護衛せしめ、可美眞手命をして内物部

即位の大禮

職制



殖産

を率ゐて殿中に宿衛せしめ、いづれもその職を世襲せしめ給へり、また地方には國造・縣主(一)クニノミヤツコ アカクニを置きてその地の政を行はしめ、概ね東征の功臣を之に任じ給へり。即ち椎根津彦を倭の國造となし、劔根ツルギネを葛城の國造とし、弟狛を猛田の縣主、弟磯城を磯城の縣主となし給ひし如きその一例なり。此に於て内外文武の職官備はり、國家經營の基礎確立せり。

天皇また天富命をして日鷲命を率ゐて、阿波國に遣して穀・麻の種を植ゑしめ、更に阿波の齋部を率ゐ、東國に往きて穀・麻を植ゑしめ給ふ。その齋部の居る所を安房といひ、麻のよく生ぜし所を總國フサノといひ、穀のよく生ぜし地を結城といへりといふ。

【解説】(一)國造と縣主 造は御臣の義、上古一國を統治支配する者にいふ稱呼にして、同時に職名なり。縣は朝廷の御料田をいひ、又田舎をもいふ。縣主は即ち縣の長官にして畿内及び諸國の御料田の事を掌り、子孫これを世襲せり。

【天皇の敬神】 天皇また天種子命をして天罪・國罪アマツツミ クニツツミの事を解除せしめ、また靈時マツリノトキを鳥見山磯城に立て、天富命をして皇祖天神を祭らしめ、可美眞手命をして詔靈劍を殿内に祀らしめ、號して建布都大神タテフツノオホカミといへり。

【綏靖天皇の即位】 神武天皇は日向に在せし時、吾田アガの小椅君ヲヘシノキミの妹吾平津姫を妃とし手研耳命タケシミを生ませ給ひしが、即位の後事代主命の女媛ヒメノミコト踏躡フミヲ五十鈴媛命イソノミコトを納れて皇后となし給ひ、その御腹に神八井耳命カムヤキミ・神淳名川耳尊カムナカヘミあり。天皇崩御の後、手研耳命不軌をはかり陰に二皇子

手研耳命

を害せんとし、事露はれて、神淳名川耳尊に射殺されぬ。神八井耳命皇弟の勇武に服して天位に即かんことを勧め給ふ。此に於て神淳名川耳尊立ち給ふ。これを綏靖天皇とす。

皇室御畧系(一)

神武天皇—綏靖天皇—安寧天皇—懿德天皇—孝昭天皇—孝安天皇—孝靈天皇—  
孝元天皇—開化天皇—崇神天皇

【試験問題】 ○高倉下(文本) ○國造の解説(文本)

第三章 崇神天皇垂仁天皇の經綸

【崇神天皇の敬神】 崇神天皇は聰明睿智にして敬神の御心厚く、また四方を經營し、天業を恢弘せんとすの御志あり。即位の五年紀元五疫病死に流行して人民多く死亡し、流離するもの亦少からざりしかば、天皇これを憂へ給ひ、神淺茅原カムアサチハラに幸して八百萬神に祈り、大田根子オホタネコをして大物主神オホモノヌシの一名を祭らしめ、市磯長尾市イチシノナガライチをして倭の大國魂神オホクニクマノを祭らしめ、又別に八百萬神を祭りて天社・國社(二)アマツヤシロ クニツヤシロと神地・神戸とを定め、又風神を龍田リウテンに奉幣して皇化の普及を祈り給へり。是に於て疫病始めて息み、五穀豊に稔りて百姓賑ひぬ。

天社國社を定む



神宮皇居始めて分る

初三種の神器は常に宮中に奉安し、同殿共床して政を執り給ひしが、天皇は神威を潰さんことを恐れ給ひ、即位の六年、新に八咫鏡と天叢雲劍とを摸造せしめて、八坂瓊勾玉と共に、護身の神璽として宮中に安置し給ひ、神鏡と神劍とは倭の笠縫邑大和國磯城郡磯城村に神籬を立ててこれを祀り、皇女豊鍬入姫命をして奉仕せしめ給へり、これ即ち神鏡を御靈代として天照大神を祀り奉れるにて、また後世未婚の皇女を齋宮とすることの始なり。是に於て神宮・皇居始めて分離せり。

【解説】 (一) 大物主神と大國魂神 この時勅を奉じて、大田田根子が祭れる大物主神の社は、今の大神神宮にして、大和國磯城郡三輪町の東方なる三輪山にあり。又長尾市の祭れる大國魂神の社は今の大神宮にして、同國山邊郡朝和村にあり。共に官幣大社に列せらる。

(二) 天社國社神地神戸 天社は天神即ち高天原に在せし神を祭りたる社、國社は國神即ち太古日本國內にて生れたる神を祭れる社なり。神地・神戸は神社に附屬せる土地・民戸にて、これより納むる所を以て神社の費用とするなり。

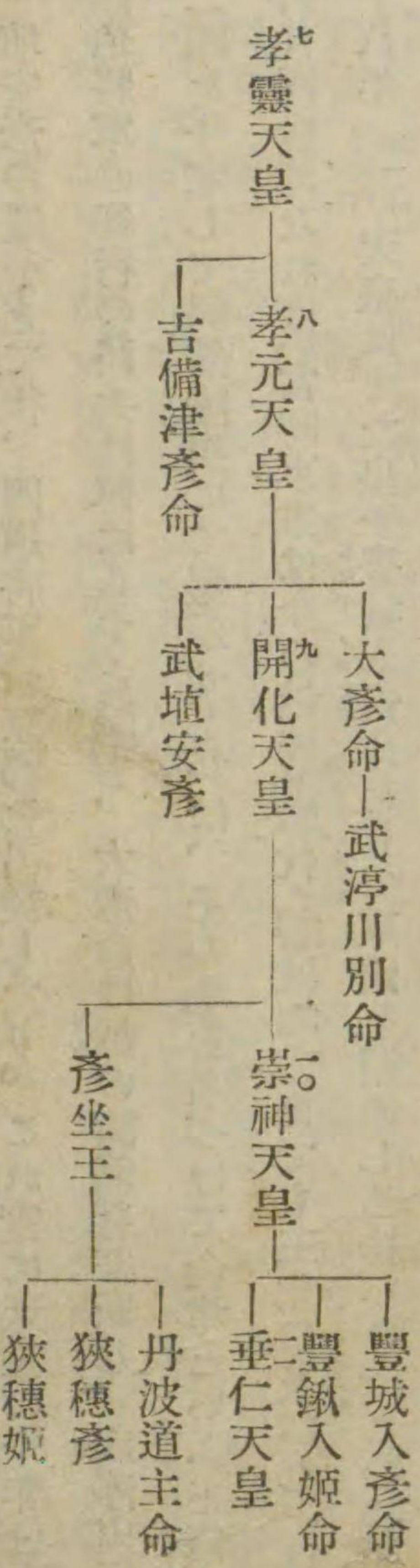
(三) 神籬 上古神を祭る時、清淨の地を選び、廻りに常磐木を植ゑ、以て神居となすものをいふ。即ち社殿の類なり。語義につきては(一)柴フシ諸木モロギの略。榮樹サカキを立てて、それを神の御室として祭るよりの名なり。(二)檜垣の意。神社には垣結ひまはすものなる故にいふ。(三)生オヒ諸木モロギの略。もと神靈の憑鎮り坐る森の樹立を指していへり。即ち神靈の留りたる生諸木なれば名づく等の諸説ありて一定せず。

(四) 齋宮 イツキノミヤとも訓む。天皇御歴代毎に、伊勢大神宮に差遣して、奉仕の任に當らしめ給ふ皇女、又は女王をいふ。皇女の未だ嫁し給はざるものをトして之を定む。皇女なき時は世次によりて女王を卜定す。崇神天皇の時、皇女豊鍬入姫命をして、天照大神を大和の笠縫邑に祀らしめ給へるを起原とす。その後時に中絶せる事あり、天武天皇より後醍醐天皇までは大概間斷なかりしが、その後は遂に廢絶せり。

【四道將軍】 この時皇威の及ぶ處はなほ畿内附近に止りて、遠國は未だ王化に浴せざるものありしかば、天皇は四人の皇族を選び、大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彥命を西道山陰に、丹波道主命を丹波路山陽に遣し、人民を綏撫し、命に従はざるものを伐たしめ給ふ。後世これを四道將軍といふ。

四道將軍の派遣

皇室御畧系(二)



【武埴安彦の叛】 四道將軍發遣の際、天皇の叔父武埴安彦その妻吾田媛と共に叛し、埴安彦は山背城山より、妻は大阪大和國北葛城郡今の穴處越より共に入りて帝都を襲はんとす。吉備津彥命は祖



奉じて吾田媛を撃ちて之を斬り、大彥命は埴安彦を那羅山に逆へ撃ちてこれを破り、進み輪韓川今の山城の木津川に至りてこれを誅せり。

埴安彦の亂平ぎて後、四道將軍皆京都を出發したり。これ實に天皇の十年紀元五七三年十月なり。

四道將軍の征行の路次は傳はらずと雖も、大彥命は越の諸國を征服し、武渟川別命は東方十二國を平定して偶然陸奥にて邂逅せしかば、その地を名づけて會津といふと傳ふ、即ち今の

岩代國會津なれば、當時東方は今の越後・岩代・磐城地方までも王化の及びしを見るべし。後十八年紀元六一二年天皇はまた皇子豐城入彥命をして東國を鎮めしめ給ひき。この後四道將軍及び豐城入彥命の後裔は、各その任國に蕃衍して土族を服し、皇化次第に遠きに及べり。

【調役を課す】 四道將軍派遣の結果として、版圖も廣まり皇化に浴する民も増しければ、十二年紀元五七五年始めて天下の人口をしらべ、調の制を定め給ふ。當時これを男の弓弭ユヘスの調、女の手末クサスエの調といへり。蓋し、男は弓を以て射獲たる禽獸の皮角等を上り、女は手もて造れる絹布の類を上るを以てなり。

【産業の發達】 天皇また諸國に勅して船舶を造らしめて交通運送の便をはかり、又農事を勸めんが爲に、詔して池溝を掘らしめ給へり。依網池・刈坂池・輕の酒折池はこの御代に作らしめ給へるものなり。かくの如く御心を政事に留め給ひければ、風雨時に順ひ産業發達し、

弓弭の調手末の調  
池溝を掘る

百姓富み榮えて天下よく治りたり。

【依網池】 依網池は攝津國東成郡依網村にその趾あり、荊坂池は所在詳ならず。河内國南河内郡狹山村・日置莊村の間に狹山池あり、北十町許に大島池・大間池あり、之ならんかといふ。輕の酒折池は大和國高市郡白檀村大字大輕の邊ならんといふ。

【狹穗彥の叛】 垂仁天皇の五年紀元三三六年皇后狹穗姫の兄狹穗彥叛を謀り、皇后を説いて天皇を弑し奉らんとす。皇后實を以て奏し給ひしかば、天皇八綱田に命じて狹穗彥を伐たしめ給ふ。狹穗彥稻を積み稻城を作りてこれを拒ぎ、月を躡えて降らず。皇軍遂に火を放ちて稻城を燒き狹穗彥を誅しぬ。皇后兄の亡ぶるを見るに忍びず、自ら稻城に入りて兄に殉し給へり。

【皇大神宮】 垂仁天皇亦敬神の御心厚く、皇女倭姫命をして、豐鍬入姫命に代りて、天照大神に奉仕せしめ給ふ。倭姫命大神を鎮座し奉らん處を求めて大和・近江・美濃を廻りて伊勢に到り、神託に隨ひて齋宮を五十鈴川の上に建ててこれを祀り給ふ。これ即ち今の皇大神宮なり。崇神天皇の朝赤盾・赤矛を以て宇陀の墨坂の神を祭り、黒盾・黒矛を以て大阪の山口の神を祭り給ひしが、天皇また弓矢・横刀等の武器を神幣として諸神社に納め、更に神地・神戸を定め、時を以て之を祀り、尋で皇子五十瓊敷命をして劍一千口を作らしめ、石上神宮大和國川邊郡丹波市村布留に藏せしめ給へり。

【殉死の禁】 天皇の御時まで、皇族の薨去、貴族の死去の際には近習の者を殉葬する風習

皇大神宮  
武器を以て神を祭る



墳輪

あり。天皇の同母弟倭彦命薨じ給ふや、近習を集めて生きながら陵域に埋め立てしに、數日死せずして晝夜泣き叫びしかば、天皇大に之を憐み給ひ、古風と雖もよろしからずとて、詔して殉死を禁じ給ふ。後皇后日葉酢媛命薨去の時、野見宿禰の議により、出雲より百人の土部を召し、墳を以て人馬及び種種の物の形を作らしめ、これを御陵に立つることとなりぬ。この土偶を名づけて墳輪又は立物といふ。此に於て人をも害せず舊慣をも破らず、頗る事宜に適せしかば、爾後定制となし給ふ。野見宿禰はその功を賞せられ土部臣の姓を賜はり、子孫世世大喪の事を司るに至れり。

車塚

【山陵の制】 太古より孝元天皇に至るまでの山陵は丘陵につきて墳を起したるまでにて、その制は詳ならず、開化天皇より敏達天皇まではその制畧同じく、即ち山によりて築き、前を方にし、後を圓くして、三段に作り、圓形の處を高くして、石槨を設けて御棺を納め奉る。方形の處は稍低くして、圓形との間は低く狭し、その形上より見れば瓢の如く、横より見れば車に似たるを以て、後世車塚ともいへり。その周圍は堀を廻し水を湛へたり。用明天皇以來は唯平地の上に圓丘を築き方位は南面と定り、その内に石室を設け御棺を納め奉れり。

益太平なりき。

○崇神天皇の御代の重なる事蹟を述べよ(東師)

○齋宮(文豫・文本)

○神籬(文本)

○四道將軍(東師) ○豊城入彦命(文本)

### 第四章 熊襲蝦夷の征討

御親征

【景行天皇の熊襲御親征】 崇神天皇以來、皇威は次第に遠きに及びたれども、なほ筑紫に熊襲あり、東國に蝦夷あり、共に強暴にして従ひまつらす。

景行天皇の十二年紀元七四二年熊襲叛せしにより、八月天皇親征して周防の娑婆佐波郡 佐波村に至り、將を遣して豊・筑紫の形勢を視察せしめ給ふ。時に豊國の女酋神夏媛歸順す。天皇その言により兎狹川上豊前國 宇佐郡の賊鼻垂、御木川上筑後國 三池郡の賊耳垂、高羽川上豊前國 田川郡の賊麻剝、綠野川上豊前國 金敷郡の賊土折・猪折等を誅し、豊國長峽ナガラノアガタ 豊前國 京都郡 橋本市村大字長尾に進み、行宮を建ててここにおはしましき。十月碩田國オホキタノ 豊後國 大分郡に至り附近の土賊を平げ、十一月日向國に入り高屋行宮見湯郡 都於村に在す。十二月謀臣の言を用ひ、熊襲梟帥の女市乾鹿文を誘ひて梟帥を誅せしめ給ひしかば熊襲全く平ぎぬ。かくて天皇は高屋行宮に駐り給ふこと六年、その後、夷守日向國 西諸郡 小林村・熊縣豊後國 肥後郡 球磨郡を経て、海路葦北の水島に渡り、八代縣肥後國 八代郡・高來縣肥前國 高來郡を巡幸し、玉杵名邑肥後國 玉名郡に土蜘蛛津頼を誅し、阿蘇・御木・八女縣筑後國 八女郡・的邑筑後國 浮羽郡を巡幸し給ひ、十九年九月始めて都に還

筑紫巡幸



熊襲

幸し給へり。

【熊襲】 (一)熊襲 古日向・肥後・大隅・薩摩地方一帯を稱したる名、又その地方に住したる人種の稱なり。その名義につきては、(一)熊はその國人の勇猛なるを意味し、襲は勇男の約言なり。(二)熊とはその國人の勇猛なるをいひ、襲とは於會の約にて、この地方の山岳重疊せる形より起る。(三)熊襲とは肥後國球磨郡と大隅國噲咄郡とを併稱せしもの。(四)東印度ボルネヲに住せるソヲ族の渡來せるものにて、その勇猛なるより熊の字を冠せしなるべし等の數説あり。人種につきても(一)高麗人、(二)吳人、(三)南方渡來の人種、(四)ボルネヲのソヲ族等の説ありて一定せざれど、我が大和民族とは別種なりしが如し。

蝦夷

(三)蝦夷 古代エミシといひ、中古以後はエゾといふ。その人種につきては數説あれど、今の北海道のアイヌと同族なりといふ説従ふべきに似たり。上古の風は、日本書紀に男女皆文身椎結、男女雜居し、父子の別なく、冬は穴に住み、夏は巢に住む。五穀蠶桑なく、鳥獸を射て食とし、羽皮を衣とす。人となり勇悍強暴にしてよく射、常に矢を箭中に藏し、好んで劫盜をなし、趨捷飛ぶが如く君長なしとあり。その野蠻にして慄悍なりしことを知るべし。

日本武尊の西征

【日本武尊の熊襲征伐】 二十七年紀元七五七年 熊襲また叛せしかば皇子小碓尊をして之を征せしめ給ふ。尊時に年十六、美濃の弟彦、尾張の田子稻置等を率ゐて發し、十二月熊襲の國に著き給ふ。熊襲の魁帥を取石鹿文トリシカヤといひ又川上梟帥カスカミケルとも呼べり。尊、梟帥が親族を集めて宴を

催すを覘知し、童女の姿をなして單身梟帥の宴席に入り、夜更けその醉ひ臥すを伺ひて之を刺し給ふ。梟帥その武勇に服し日本武尊の御名を奉りて死せり。乃ち弟彦等をして餘類を平げしめ、歸路吉備の穴海アナウミ 備中國下道郡・難波の柏カシハノワタリの賊を平げて大和に凱旋し給へり。

武内宿禰の視察

【日本武尊の蝦夷征伐】 天皇はまた東國の蝦夷を征し給はん叡慮にや、二十五年紀元七五五年 武内宿禰をして北陸及び東方諸國の地形、百姓の消息を視察せしめ給ふ。二十七年宿禰東國より歸り奏して曰く、東夷の中に日高見國ヒタカミあり、その國人男女共に髪を結び、文身イレスミにして、人となり勇悍なり、これをすべて蝦夷といふ。土地廣くしてよく肥えたり。これを征服し給ふべしと。

草薙劔

四十年紀元七〇年 六月、東國の蝦夷叛し邊境騒動せしかば、天皇また日本武尊に勅してこれを伐たしめ給ふ。十月、日本武尊は吉備武彦キヒノタケヒコ・大伴武日等オホトモノタケヒを従へて大和を發し、まづ伊勢神宮に詣で御姑倭姫命に見え給ひしに、倭姫命は叢雲劔を授け給へり。尊尾張を過ぎ駿河に至り給ひしに、その地の賊等伴り降り、尊を欺きて共に游獵し、火を放ちて野を焼き、以て尊を害し奉らんとす。尊乃ち叢雲劔をぬきて草を薙ぎ拂ひ、燧石を以て火を出し、向火を放ち、却りて賊を焼き滅したまへり。これより叢雲劔を改めて草薙劔といひ、その地を名づけて燒津ヤキツ 駿河國志太郡燒津村 といへり。尊相模を経て上總に渡らんとし給ふ時、海上暴風にあひ御船漂蕩す。



蝦夷平定

妃弟橋姫、これ海神崇をなすなり、願くは妾の身を以て皇子の御命に代らんとて、自ら海中に投じ給ひければ、暴風直に止みて御船は岸に達することを得たり。故に時人その海を號して馳水といひき。尊は上總より又海路を取りて葦浦を廻り、横に玉浦を渡りて蝦夷の境に入り給ふ。夷酋等竹水門に集りて之を拒ぎまつらんとせしが、その威風に懼れて降服しぬ。かくて蝦夷平定せしかば、尊は日高見國より還り、新治筑波を過ぎて甲斐に入り、酒折宮西山梨郡におはせし時、

新治筑波をすぎて幾夜か寝つる

と歌を以て問ひ給ひしに、侍者、

かかなへて夜には九夜日には十日を

と答へまつれり。これを連歌の始とす。

連歌の始

日本武尊の薨去

次いで吉備武彦を越國に遣して地形・民情を視察せしめ、尊は信濃に入り美濃に出で武彦と會し給ひ、進みて尾張に入り、尾張氏の女宮簀姫を娶りてその家に留り給ひき。時に近江伊吹山に荒ぶる神ありと聞召し、草薙劍を宮簀姫の許に留めてこれに向ひ給ひしに、山中に病を得給ひ、還りて伊勢に至り給ひしに、御病愈重りしかば、捕虜の蝦夷を神宮に獻じ、武彦をして東國平定の事を奏せしめ、遂に伊勢の能褒野鈴鹿郡川崎村に薨じ給ひぬ。御年三十二なり

武部

き。天皇哀悼し給ひ、群臣を遣して尊を能褒野に葬らしめ、又、尊の功名を傳へんが爲に武部を定め給へり。草薙劍は、後宮簀姫一族とはかり、社殿を造りてこれを祀れり。即ち今の官幣大社熱田神宮尾張國名古屋屋市熱田町なり。

神宮に獻じたる蝦夷は喧噪して禮なかりしかば、倭の御諸山の傍に移ししに、ここにも狼籍甚しきにより、更に播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波の五國に班ち置けり。この蝦夷の後を佐伯部と稱す。

【一】日高見國 その所在詳ならざれども、延喜式によれば、桃生郡(今陸前の中)に日高見神社あり。北上川その地方を流るるを見れば、蓋し北上は日高見の轉訛にして、日高見國は北上川流域地方の汎稱なるべし。

【二】葦浦・玉浦・竹水門 葦浦は安房の海角、玉浦は下總國匝瑳郡の海濱ならんといひ、或は葦浦は後の安是の海にして今の霞が浦、玉浦は今の鹿島灘ならんといひ、又竹水門は常陸國多賀郡の海岸ならんといひ、或は磐城沿岸の港灣石城郡小名濱若しくは同郡鮫川口の邊なるべしといひ 詳ならず。

【征伐後の東國經營】五十二年紀元七八三年天皇は日本武尊の功勞を思し出で、尊の平定し給へる國を巡幸せんと欲し給ひ、伊勢より東海に入り上總に至り、海路淡水門安房海峽を渡りて翌年還幸し給へり。五十五年ヒコサシマ彦狹島王豊城入彦命の孫をして東方十二國を治めしめ給ひしが、王は途

日高見國

葦浦玉浦竹水門

東國巡幸



御諸別王

にて薨じ給ひぬ。東國の民之を悲み、窃に王の屍を盗み歸りて上野國に葬れり。天皇よりて王の子御諸別王に詔して、父に代りて東國を治めしめ給ふ。時に蝦夷騒動す、王之を討ちてその酋長等を降す。これより東國久しく事なかりき。王の子孫東國に蕃衍するもの二十餘族、就中上毛野君・下毛野君最も著はる。

大臣を置く

【國縣増置】 かく東西征伐の結果として皇化の及ぶ所愈廣まりしかば、次の成務天皇の御代には山河の形勢によりて國縣を分ち、國造・縣主・稻置を定め地方の制度を整へ給へり。この御代に定められし所六十三國、神武以來建つる所を合せて九十一國あり。その他皇族の子弟を各地に分封し給へる所謂君・別の領する所、縣主の治むる所その間に雜りたれば、皇化の及ぶ範圍の愈擴張せられしを知るべし。この御代また始めて朝廷に大臣を置き、武内宿禰を之に任じ給へり。

稻置

【稲置】 (一) 稻置 上代地方の職名にて、屯倉の事を掌る。古國用の宗は米穀なりしかば、殊にこれを重んじ、諸國にて作り出す米穀は、各地に屯倉を置き、稻置をして之を司らしめたり。

君と別

(二) 君と別 共に姓の一種。君は天平寶字三年公と改む。諸國處處にありてその地に長官として治めし人をいふ。故に歴代の諸皇子にして諸國に宰たるもの多くこの姓を負ひ、氏は概してその住したる地名を稱したり。上毛野君・下毛野君等の如し。別も亦古は歴代の諸皇子多くこの姓を負ひて諸國を治められたり。

試験問題

○日本武尊(東師) ○武内宿禰(小商) ○御諸別王(文德)

### 第五章 朝鮮半島の内附 文物の傳來

【古朝鮮と三韓】 上古の朝鮮半島は漢江を界として南北の二大部に別つことを得べし。北部は古朝鮮にして、南部には三韓鼎立せり。

古朝鮮は紀元前五百年の頃、支那の殷の王族箕子、周の武王に封ぜられて王となり、王儉城今の平安道平壤府に都せしが、四十代の孫箕準箕子の子の時、燕の人衛滿衛満といふもの箕準を逐ひて自立せしが、その孫衛右渠衛右渠の時、漢の武帝之を討滅し、その地を收めて漢の領土とし、眞蕃・樂浪臨屯・玄菟の四郡を置けり。これ我が開化天皇五十年紀元五三年のことなり。

馬韓

辰韓

三韓とは馬韓・辰韓・弁韓をいふ。馬韓は西に在りて最も大きく、五十餘部を有ち、今の京畿・忠清南北・全羅南北の五道に互れり。辰韓は一に秦韓と稱して東にあり。今の慶尙北道を有して十二部に分れ、弁韓はその西南にあり、今の慶尙南道の地を有しこれも十二部に分れたり。箕準が衛滿に逐はるるや、南走して馬韓に入り、遂にその地を取りて韓王となり、金馬渚全羅北道益山郡に居り、辰韓・弁韓共にこれに屬せり。三韓の中辰韓は我が國と最も近く、往來最も久し。素盞鳴尊は新羅に往來し給へりといひ、神武天皇の御兄稻飯命も新羅に入り給へりと傳へ、神代に我が國に歸化せし天日槍も亦新羅の王子なりといふ。新羅は即ち辰韓の



三國鼎立

地なり。

任那入朝

【任那及三國】その後崇神天皇の頃に至り、三韓の勢振はざるに及び、辰韓の地に朴赫居世（キョクキョ）といふ者起り、その地を一統して新羅國を建て、金城（慶尚道慶州府）に都す。時に崇神天皇の四十年（紀元六〇四年）なり。その後二十年、扶餘族の朱蒙（シュモン）といふ者、古朝鮮の地に據りて高麗國（一に高句麗）を建て、その次子溫祚（ウンソク）は、更に南下して馬韓の地に入り、垂仁天皇の十二年（紀元六四三年）箕準の遠孫を滅して百濟國を建つ。是に於て新羅・高麗・百濟の三國、三韓に代りて半島の地に鼎立す。我が國にては、之をも昔のままに三韓と呼べり。時に弁韓の一部に大加羅といふ小國あり。新羅の壓迫に堪へず、崇神天皇の六十五年（紀元六二八年）蘇那曷叱知（ソナカシチ）を使として朝貢せしめて援を請ふ。天皇乃ち鹽乘津彦（シホノリツヒコ）を遣して、その地を鎮せしめ給ふ。これ後の任那日本府の起源なり。垂仁天皇の朝、崇神天皇の御諱御間城入彦尊（ミマキイリヒコノミコ）に因みて國號を任那と賜へり。

熊襲叛す

【仲哀天皇】成務天皇崩じて仲哀天皇立ち給ふ。天皇は日本武尊の御子なり。この御代に熊襲また叛きければ、天皇は皇后と共に親征して筑紫に向ひ給ふ。時に崗の縣主熊罽（クマヰ）・伊親（イノ）議ありしに、皇后は神教を蒙りて「まづ新羅を伐たば、熊襲は自ら服せん」と奏し給ふ。蓋し熊襲ははやくより新羅と交通し、その屢叛せしも新羅の後援を恃みたるに由ればなり。然

仲哀天皇の雄圖

れども天皇従ひ給はず、親しく熊襲を征し給ひしも功なく、遂に陣中に崩じ給ひぬ。皇后即ち喪を祕し、天皇の御遺骸を穴門（アナド）の豊浦（長門國豊浦郡）に殯せしめ給ふ。

【圖説】(一) 仲哀天皇の雄圖 氣比社記によるに、天皇即位の二年皇后と共に越前角鹿賀（ツカガ）に幸し筒飯（ケヒ）（即ち氣比）宮にましまし、親ら幣帛を筒飯大神に奉り、皇后に宣はく「朕この國を察するに、海陸の便を得て、勢外蕃を制するに足れり。昔活目天皇（垂仁）の御世に、新羅我に無禮せしかば、朕が世に之を征せんとす。因りて朕は南方を巡幸せん。汝は此に留りて、海路の消息をも審にし、戦捷をも神明に禱るべし」とて、遂に紀伊に行幸し給ひしに、偶熊襲叛せしかば、紀伊より、直に海路穴門に幸し、使を遣して、皇后にも穴門に來り會せしめ給へり。されば仲哀天皇は夙に新羅征伐の雄圖を懷き給ひしにて、檀日宮にて、皇后の「まづ新羅を征せん」と奏し給ひし時、天皇親しく高丘に登りて四方を望み、「海原のみありて國はなし」とて、新羅の存在すら信じ給はざりきといふ書紀の記事は固傳なる事を知るべし。

檀日宮

(二) 檀日宮 筑前國糟屋郡香椎村にあり。今官幣大社香椎宮あり。聖武天皇神龜元年（紀元年）の創建と傳ふれど詳ならず。祭神は仲哀天皇とも神功皇后とも或は仲哀天皇・神功（キミキミ）もいふ。

新羅征討

【神功皇后】かくて皇后は天皇の早く崩じ給ひしは神の祟を（ツミ）筑前國宗像郡山田村に造りて神を祭り、御懷妊の御身を以て、親しく

上古史 朝鮮半島の内附 文物の傳來



朝鮮半島の服屬

備鴨別カモワケ 吉備武彦の子を留めて熊襲に當らしめ、御身は男装して新羅を伐ち給ふ。新羅王驚き畏れて降を請ひ、今より後飼部を奉らん。たとへ日輪西より出で、鴨綠江逆アリナレカハに流るるともこの誓に背き、皇后乃ち之を許し給ひ、大矢田宿禰オホヤタノスクネを留めて彼の地を鎮せしめて凱旋し給へり。襲も亦平ぎて永く叛かざるに至り、百濟・高麗の二國も相ついで降り、朝鮮半島に屬せり。

麿坂忍熊の二王

皇后筑紫に凱旋して、皇子を生み給ふ。之を應神天皇とす。かくて皇后は穴門豐浦仲哀天皇の喪を發し、海路倭に歸り給ひしに、應神天皇の庶兄麿坂・忍熊の二皇子兵を擧げて之を淡路海峽に邀撃せんとせしが、麿坂王は菟野の祈獵ツガノウケガリに負傷して死し、忍熊王は住吉に退き、尋で菟道・逢坂に戦ひて敗れ、近江の瀬田川に投じて薨じ、亂平げり。皇后は凱旋の後天照大神の荒魂を攝津國廣田武庫郡廣田 郷廣田神社に祭り、稚日女尊を同國活田長峽八田郡生田 村生田神社に祭り、事代主神を同國長田同郡長田村 長田神社に祭り、又住吉の三神なる表筒男神・中筒男神・底筒男神を同國住吉東成郡 住吉に祭り給へり。かくて皇后政を攝し給ふこと六十九年にて崩じ給へり。後世その功を稱し神功皇后と申し奉る。

【漢學の傳來】

朝鮮半島の諸國は夙に支那と交通して、その學問・工藝を傳へ、文化大に

王仁來朝

開けたり。されば、その我が國に服屬して、彼我の交通盛なるに隨ひ、支那の文物は半島を経て我が國に傳來するに至れり。應神天皇八十四年紀元九四四年百濟王、阿直岐アチキを使者として良馬を獻ぜしむ。阿直岐能く經典を讀みしかば、皇太子菟道稚郎子ウチノワケイラウコ之を師として學び給へり。天皇阿直岐に問ひて、その國の博士王仁ウヂノニを徵し給ふ。翌年王仁來朝して、論語十卷、千字文一卷を獻す。皇太子更に王仁を師として諸の典籍を習ひて通達せざる所なし。朝廷漢學を講じ給ふこと此に始まる。

【解説】(一) 王仁の子孫は河内に住みて西文首カハチノフミノオボトといひ、阿知使主アチノオミの後なる東文直ヤマトノフミノアタヘと相並び、部民を率ゐて朝廷に仕へ、文事を世襲せり。阿直岐の後には阿直岐史といふ。この後、文筆を以て歸化する者は皆史の姓を賜はりて、記録の事に預れり。津史・船史・田邊史・白猪史の類これなり。

工藝の傳來

【歸化人と工藝の傳來】 天皇の御代、朝鮮半島より來りて歸化するもの少からず、諸種の工藝を輸入せり。天皇の八十三年紀元九四三年百濟王は縫衣の工女を貢し、秦の始皇帝の後と稱する弓月君ユツキノキミ 又通王は百二十七縣の民を率ゐて百濟より歸化し、大和に居りて織物の法を傳へ、八十九年紀元九四九年には後漢靈帝の後と稱する阿知使主・都加使主ツカノオミ父子十七縣の民を率ゐて來歸せり。弓月君の子孫を秦氏ハクシ又は太秦氏ウツマシといひ、阿知使主の後を倭漢直ヤマトノアノアタヘ その一部は東文直といへることに前にいへりと稱し、共に一族繁延して、我が殖産に力を致せり。この他朝鮮半島より織工・鍛冶・木工・酒造

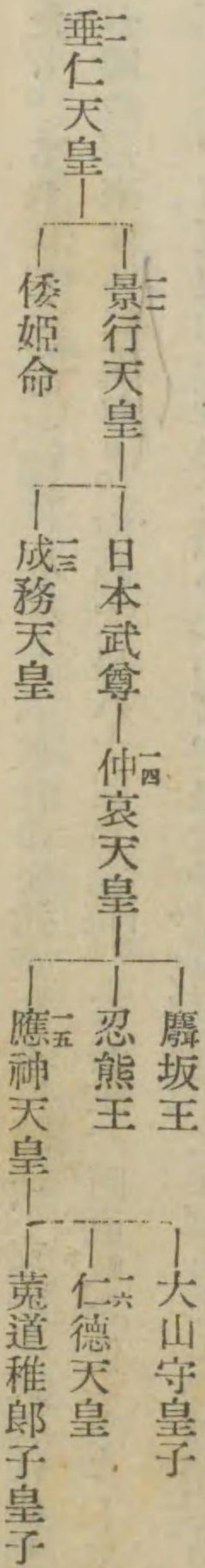


海人部山守部  
を定む  
船舶を造る

家等渡來して、各その技を傳へしかば、我が國の文物・工藝大に發達せり。

天皇は深く御心を民政に盡し給ひ、海人部・山守部を定め、紀元九海人には部毎に海人直を置いて海人を管せしめ、阿曇連大濱宿禰を海人の宰として之を統べしめ、大山守皇子をして山守部を統べしめ、山林原野の産業及び海運交通の發達をはかり給ひ、伊豆國に命じて長十丈の大船を造らしめ給ふ。紀元九輕快飛ぶが如くなりければ名づけて枯野といふ。後その朽ち損するに及び、その記念として、船材を薪とし鹽を燒きて諸國に頒ち、船五百艘を貢せしめ給ふ。その船武庫水門に集りし時、新羅の停泊所より失火して、彼の船を延燒せしかば、新羅王能匠を貢して罪を謝す。乃ち津國猪名河邊の地に居らしむ。猪名部の木工の名これより著る。又東國の蝦夷を役して厩坂道大和國高市郡を作らしめ、紀元九高麗・百濟・任那・新羅の民をして韓人池を作らしめ、紀元九又大和の各地に多くの池溝を掘らしめ給ひ、又阿知使主を吳國南支那地方に遣して機織・裁縫の工女を求めしめ、紀元九益この業の進歩を圖り給へり。

皇室御畧系(三)



歸化氏族

武庫水門

歸化氏族の重なるもの 阿知使主の一族は攝津・三河・近江・播磨・阿波等の諸國に分布し、分れて坂上・路・檜前・檜原・山口・調・大藏・櫻井・平田・池邊・丹波・長尾・井上・林・忍坂・高向・鞍作等の數十氏となる。就中坂上氏最も著る。荊田麻呂・田村麻呂はこの家より出づ。又丹波氏も醫家として名高し。弓月君の後は山城・大和・河内・和泉・攝津等の諸國に分布し、惟宗・朝原・時原・高尾・河勝・己智・山村等の諸氏となり、更に鳥津・原・宗等の諸氏となれり。

武庫水門 攝津國武庫郡にあり。今神戸市の一部たる兵庫港の古名なり。又務古とも書く。上古難波より西航する要津たりしが、三韓との交通開け、その貢船往來するに至りて、當にこの港にも碇泊せり。後輪田泊と稱し、所謂五泊(櫻生泊・韓泊・魚住泊・輪田泊・河尻泊)にて、天平中僧行基が畿内より山陽・南海・西海に通ずる航海の便を圖りて設けたる碇泊所即ち港なりの一たり。治承中宋の商船この港に來りて貿易するもの多し。その兵庫と稱するに至りしは鎌倉時代の頃よりなるべし。豊臣氏の頃には百貨輻輳の商業地となり、江戸時代にも關西の要津として益繁昌し、慶應三年外國市場となり、後神戸と合して神戸市とし、兩港を總稱して神戸港といふ事となれり。

試驗問題 ○香椎廟(文本) ○應神天皇(美術) ○西史部(西文氏)(陸士) ○我が邦が始めて韓土に於ける文明の影響を受けたる状況(神商) ○武庫水門(文本) ○阿直岐(海軍) ○歸化氏族の最も著しきもの三(文本) ○王仁(美術・山商) ○阿知使主(文本) ○古代に於ける外蕃氏族の著名なるもの二(文藝)

第六章 仁德天皇 雄略天皇



兄弟推讓

【菟道稚郎子】 應神天皇は少子菟道稚郎子の賢を愛し、諸兄を超えて皇太子となし給ひしが、天皇崩御の後、皇太子は御兄大鷦鷯尊オホササザノミの年長じ且賢なるを以て位を譲り給ふ。大鷦鷯尊固辭して受け給はず、皇位空しきこと三年、民の御贄を獻するもの兩宮の間を往返して遂に納るる所なく、遂に哭泣するに至る。皇太子、大鷦鷯尊の御志の遂に奪ふべからざるを知りて自殺し給ふ。是に於て大鷦鷯尊遂に位に即き給ふ。之を仁徳天皇と申す。

課役を免す

民政

【仁徳天皇】 は都を難波ナニハに遷し高津宮に居給ふ。當時難波は東西交通の要地たりしを以てなり。天皇仁慈の御心厚く、嘗て高臺に上り、炊煙の稀なるを望みて民の窮乏を察し給ひ、詔して課役を免し給ふこと三年、宮殿破れ雨漏れども修繕し給はず。三年の後再び望み給へるに、炊煙盛に立ち上りしかば、「朕既に富めり、また何をか憂へん」と宣ふ。皇后訝りて「宮殿破れて雨露にさらさるるに、何を富めりと宣ふか」と問ひ給ひしに、「君は民を以て本とす、民の富めるはこれ朕が富めるなり」と宣ひしかば、百姓感泣し、調を納れて皇居を造營せんことを請ひしも聽し給はず。更に三年を経て後始めて役を課して宮殿を造らしめ給ひしに、庶民悦びて子來し、日ならずして成れり。世に傳へて聖帝と稱し奉る。  
天皇深く御心を政治に留め給ふ。當時難波の地は郊澤多く田圃少く、河水横流して人民の困難多かりしかば、十一年紀元九八三年宮北の郊原を掘りて堀江波堀江を西海に通じ、茨田堤マシダツを築き、

内郡牧方町より攝津國東成郡野田村に至る淀川の左岸の堤防之なりを築きて北河の氾濫を防ぎ給ふ。又茨田屯倉イサツを立て、十二年には山背の栗隈縣クノクマに掘りて灌漑に供し、十三年には和珥池ワヱノ池を掘り、横野堤ヨコノノを築き、十四年には橋を猪甘津イノアミに架し、大道を開きて京の南門より直に丹比邑ニヒノに至らしめ感致カンクに大溝を掘り、石川の水を引きて上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦の野に漑ぎて四萬餘代シヨを得給ひ、國富み民豊にして、天下太平を樂みたり。

【武内宿禰及其の子孫】 武内宿禰は景行天皇以來四朝に歴事して勢力甚だ強く、一族大に繁榮せしが、天皇の御代その孫女磐之媛は皇后となり、宿禰及びその子は悉く朝廷の要路に立ち、外戚の親に加ふるに大臣の重を以てし、その勢肩を比ぶる者なし。殊に皇后の御腹なる履仲リチノウ・反正ヘンシヤウ・允恭インキヤウの三天皇相ついで即位し給ふに及び、宿禰の子孫は愈榮え、これより出でたる蘇我ソゴ・平群ヘクリ・葛城カツラギの諸氏はいづれも大臣となり、大連オホムラジとなれる大伴・物部の二氏と共に相並びて朝政を執れり。

磐之媛皇后

武内家畧系

巨勢雄柄  
蘇我石川鷹イカ—滿智—韓子—高麗  
武内宿禰—平群木菟—眞鳥—鮪



紀角

葛城襲津彦

玉田一圓

磐之媛

仲皇子の亂

諸國に史官を置く

【履仲天皇】 仁徳天皇崩じて太子未だ即位し給はざる時、住吉仲皇子兵を擧げて太子の宮を圍む。平群木菟等太子を扶けて倭の石上神宮に入れ奉る。この時皇弟瑞齒別皇子謀を以て仲皇子を誅せしかば、太子位に即き給ふ、これを履仲天皇といふ。この朝始めて諸國に史官の職を置きて言事を記さしむ。而して之に任ぜられしは大抵漢韓の歸化人なり。天皇はその皇子ありしに拘らず、皇弟瑞齒別皇子を立てて太子とし給ふ。天皇崩じて太子立ち給ふ、これを反正天皇とす。皇位の繼承に兄弟相及ぶことここに始まる。蓋履仲天皇即位の際、皇弟の功多かりしにもよるべく、一は外戚武内家の勢力の大なるにもよりしなるべし。

眉輪王の變

大草香皇子の冤

【眉輪王の變】 反正天皇より允恭天皇を経て安康天皇位に即き給ふ。天皇皇弟大泊瀬皇子の爲に大草香皇子オホクサカノ皇子の妹幡梭皇女を聘せんとし、根使主ネノホミをして大草香皇子に請はしめ給ふ。皇子大に喜びて命を奉じ、珠鬘タマカツラを捧げて信となし給ひしに、根使主珠鬘の美麗なるを愛してこれを私し、詐りて「皇子命を奉ぜず」と奏す。根使主は雄略天皇の朝に至りその罪露はれて誅せられたり天皇怒りて皇子を殺し、その妃を納れて皇后となし、幡梭皇女を初志の如く大泊瀬皇子の妃となし給へり。大

眉輪王の變

草香皇子の子眉輪王年尙幼なりしかば母に従ひて宮中に養はれぬ。一日天皇皇后と山宮に誅し給ふ。眉輪密に天皇の酔ひて睡り給ふを伺ひ、之を弑し奉り、走りて大臣葛城圓の家カツラギノツツラに匿る。大泊瀬皇子變を聞き兵を率ゐて圓の家を圍み、火を放つて之を焼き、眉輪及び圓を誅し給ひぬ。

雄略天皇

よく諫を容れ給ふ

【雄略天皇】 やがて大泊瀬皇子即位し給ふ。之を雄略天皇とす。天皇は御性質勇猛にして、時として粗暴の御振舞ましませり。然れども亦よく諫を容れ給ひき。嘗て葛城山に獵し給ひし時、一頭の暴猪出でたるに舍人恐れて逃げしかば、天皇は御足をあげてその猪を蹴殺し給ひ、舍人の罪を責めて之を誅せんとし給へり。時に皇后獸のために人を殺すは不可なりと諫め給ひしかば、天皇御心釋けて之を宥し給ひ、「朕は狩して善言を得たり」と宣へり。又木工鬮御田ツゲノミキを刑せられんとせし時は、秦酒ヘチノサケが琴を彈し歌ひて諷せしによりてその罪を許し給ひ、木工猪名部眞根キナベノマが罪せられんとせし時も、その同業者が眞根を惜みて歌を作りて諷ひしかば、その罪なきを知りて赦さしめ給ひき。天皇大に養蠶の業を奨勵し、后妃をして親しく蠶を養はしめ給ひ、又屢身狹青ムサノアヲ・檜隈博徳等ヒノクマノハカトコを吳國に遣して、漢織マヤトリ・吳織等クシヘトリの織工・縫工を求め給へり。又、弓月君の裔なる秦酒を寵し、諸國に散在せし秦氏九十二部一萬八千六百七十八人を集め、酒をして之を率ゐて養蠶・織絹に従事せしめ給ふ。幾程もなく、酒の貢進せる絹堆ウツツカく積りけ

産業奨勵



れば、天皇賞して太秦の氏を賜へり。その秦氏と稱するは、その貢進する絹の柔軟にして肌  
に適すとて、仁徳天皇の朝に賜へるものなり。

三藏

蘇我氏三藏を  
檢校す

【三藏の分立】 上古は齋藏といふ物あり、神物・官物共にこの藏に納められしが、朝鮮半  
島の服屬、社會の進歩によりて貢獻多くなりしかば、履仲天皇の御代、齋藏の傍に内藏を建  
てて官物を納め、齋藏には専ら神物を納むることとなれり。雄略天皇に至り、諸國の貢調益  
増加せしかば、更に八丈の大藏を建て、秦酒をその長官とし、官物を納めしめ、内藏には專  
ら皇室の御用度を納むることとなし給ひ、蘇我滿智をして三藏を檢校せしめ、秦漢二族の人  
をしてその出納を記録せしめ給へり。これより蘇我氏國家財政の事を掌りて漸く勢力あり。

内宮と外宮

秦漢二族の人亦自ら蘇我氏に隸してその爪牙となるに至れり。  
【豐受大神宮】 雄略天皇二十二年紀元一三八年 丹波與佐郡なる比沼の眞名井原今の丹後國中郡五箇村に鎮坐し  
給ふ蠶桑五穀の神なる豐受大神を、伊勢度會郡の山田原に遷し祀り給ひき。後世皇大神宮を  
内宮といひ、豐受大神宮を外宮といふ。

【顯宗天皇・仁賢天皇】 雄略天皇崩じて清寧天皇立ち給ふ。天皇御子おはさざりしかば、  
御名代として白髮部を定め給ひ、又使を諸國に遣して皇胤を求め、市邊押磐皇子履仲天皇の御子の  
二子億計王・弘計王を播磨に得て宮中に迎へ、億計王を立てて皇太子となし給ひぬ。天皇崩御

飯豐青皇女

の後、二王互に相譲りて位に即き給はず、御姉飯豐青皇女朝に臨みて政を聽き給ひしが、幾  
もなく薨じ給ひければ、弘計王まづ即位し給ふ。これを顯宗天皇とす。天皇在位三年にして  
崩じ給ひ、億計王始めて即位し給ふ。仁賢天皇これなり。

播磨の二王子

皇子を誘ひて遊獵し、之を獵場に射殺し給へり。皇子の帳内日下部使主父子、窃に皇子の二子億計王・  
弘計王を奉じて丹波に遁れ、轉じて播磨に匿れぬ。これより二王は名をかへて縮見の屯倉の首忍海部細  
目が家に仕へ給ひぬ。清寧天皇諸國に皇胤を求め給ふ頃、偶播磨國司伊與來目部小楯細目が新室の宴  
に會す。弘計王兄王に説き名を顯さんとし給ふ。億計王初は之をいなみ給ひしも、遂に弟王の議に従  
ひ給ひしかば、弘計王は舞に托して皇胤なるを顯し給ひ、やがて京師に迎へられ給へり。されば清寧  
天皇崩御の後、兄王は弟王に向ひて、「今日我等が天下に臨むを得るは汝が名を顯し給へる功なれば、  
汝先天下を治むべし」とて、強ひて弟王をしてまづ位に即かしめ給へるなり。

平群氏衰ふ

【平群氏の跋扈】 時に大臣平群眞鳥久しく朝政に參して威權あり。仁賢天皇崩じて太子未  
だ即位し給はざるに當り、政を專にして不臣の振舞多く、その子鮪また太子に對して無禮の  
行ありければ、大伴金村太子を輔けまつり、兵を率ゐて鮪を乃樂山に誅し、尋で眞鳥の宅を  
圍み、火を放つて之を焼き眞鳥を誅せり。平群氏之より衰ふ。  
亂平ぎて太子即位し給ふ。これを武烈天皇とす。天皇また皇嗣なくして崩じ給ひければ、







部・海人部の如きありて各その職に従事せり。又史部・服部等の如く外國より歸化したるものもあり、此等を總稱して百八十部といへり。

姓と爵  
臣と連

【姓の制】 各氏にはその家格の尊卑を示すべき姓といふものあり、臣・連・直・首等即ちこれなり。姓は朝廷より賜ひて各氏の主長たる伴造に附せらるるものなり。今の爵に似たれども、姓には之に附隨したる一定の職掌あり、爵には之に屬する官職なきを異なりとす。姓の中にて最も貴きものは臣と連となり。臣は概ね皇胤より出でたるものに賜ひ、連は建國の元勳たる神裔に賜ふ。臣・連二姓の人人の上において朝政を輔くるものを大臣・大連と稱す。共に最高の職にて最も勢力あり。

大臣・大連の始

【(一) 大臣・大連の始】 大臣は成務天皇の朝武内宿禰を任じ給へるを始とす。大連は垂仁天皇の朝物部十千根に始るとも、仲哀天皇の朝大伴武以に始るとも、雄略天皇の朝大伴室屋に始るともいひて詳ならず。

御名代部  
御子代部

【土地と人民】 當時は各氏皆土地・人民を私有し、天皇は全國民の大宗家として各氏上を支配し、間接に各氏私有の土地・人民を支配し給ふと共に、又御縣・屯倉と稱する皇室直屬の御料地あり、御名代部・御子代部の如き皇室直隸の部民ありき。御子代部は天皇・皇后・皇子等に御子おはさざる時、御名の滅びざらんが爲に置かれたるものにて、御名代部は御功業を

屯倉

記念し、御名を後世に傳へんが爲に置かれたるものなり。垂仁天皇が伊登志和氣王の爲に伊登志部を置き、清寧天皇が白髮部を置き給ひし如きは前者の例にして、景行天皇が日本武尊の爲に建部を置き給ひ、雄略天皇が御名大泊瀬によりて長谷部を定め給へるが如きは後者の例なり。

【(二) 屯倉】 もと皇室御料地の一なる屯田のある土地に置きたる御倉、即ち屯田より出す稻穀を納むる倉又は官舎の稱にて、御宅又は宮食の義なりといふ。後には轉じて、御料地の稱にも用ひたり。垂仁天皇の朝來目邑に屯倉を置かれしが史に見えたる始なり。

【氏姓の紛亂】 氏姓の制はかくの如く整然として、本末・尊卑臺も亂るる所なかりしが、年所を経ること久しく人民増加し族類繁くなるに隨ひて、賤族にして貴氏を詐稱するあり、誤りてその本來の氏姓を失へるものありて、氏姓漸く紛亂するに至れり。是に於て允恭天皇の四年紀元一〇七五年 詔して諸姓を甘樞丘アマカシノノカ 大和國高市郡飛鳥村大字豊浦トヨノ に會して、盟神探湯を行はしめ以て氏姓を正し給へり。後、大化改新の時氏族・部民の制は廢せられたれども、氏姓はなほ重んぜられ、天智天皇は庚午年籍を作りて氏姓を正し給ひ、天武天皇は新に八色の姓を定めて貴賤の別を明にし給へり。

盟神探湯

【(一) 盟神探湯】 上古正邪を判別せんがため、神明に誓ひ手を以て熱湯を探らしめしものにて、その傷づかざるものを正とし、傷づくものを邪とせり。



【試験問題】 ○我が邦上古に於ける氏族部民の制(陸士) ○上古の氏族制度(文本・高橋) ○我が邦上古の氏族(專檢) ○伴造の解説(文本) ○臣連の解説(文本) ○御子代部(文本) ○屯倉(文本・東海) ○盟神探湯(高橋・長商) ○氏上(文豫) ○部曲(文本) ○御名代御子代(文豫)

### 第八章 大陸との交通 朝鮮半島の變遷

【大陸との交通】 我が國と朝鮮半島との交通は、遠く神代より開けたれど、支那との交通は未だ行はれざりき。開化天皇の御代、漢の武帝が古朝鮮を征服するや、我が西陲の地もその風動を受けしにや、後漢書に「倭は凡そ百餘國、武帝朝鮮を滅してより、使譯漢に通ずるもの三十許國、歳時を以て貢獻し、皆王と稱す」といへり。同書また「光武中元二年倭の奴國貢を奉りて朝賀す、使人自ら大夫と稱す、倭國の極南界なり。光武賜ふに印(二)綬を以てす」とあり。又魏志には邪馬臺筑後國山門郡ならんといふの女王卑彌呼ヒミコといふもの、明帝の景初二年朝獻して親魏倭王を授けられしこと見ゆ。この事共に國史に載せず、當時九州地方の豪族等が私に彼の國に通ぜしなり。然るに神功皇后の新羅征伐以來、朝鮮半島との往來頻繁となると共に、支那との交通も亦漸く開け、應神天皇の朝には使を吳國に遣して織女・縫女を求め給ひ、又彼の國人の我に歸化するものあり。雄略天皇亦使を吳國に遣して漢織・吳織の工女を召し給へり。かくの如くにして支那の文化は次第に我が國に輸入せられ、彼我國人の往來漸く繁くなれり。

豪族の私通

然れども尙未だ國と國との交際にはあざりき。

【解説】 (一) 漢委奴國王の印 光格天皇の天明四年(紀元二四四年、徳川十代將軍家治の時)筑前國那珂郡滋賀島の土中より「漢委奴國王」と刻せる蛇紐金印を發掘せり。委は倭の畧字にて、これ後漢書に記せる光武帝が倭奴國王に與へたるものなるべし。奴國は所謂儋縣にて、今の筑前國那珂郡なり。或は委奴はイトにて伊弉縣後の怡土郡(今糸島郡)ならんとの説もあれど、前説従ふべし。印は現に黒田侯爵家に保存せらる。

高麗新羅の強大

【高麗・新羅の叛服】 朝鮮半島の我に内屬するや、我が國は任那に日本府を置きて之を治せしめ、半島の南部には一時その威令よく行はれたれども、高麗は國力の強きを恃みて屢朝貢を怠り、新羅も亦漸く強大となりて、百濟・任那を侵して叛服常ならず屢征討の師を勞せり。應神天皇の四十七年(紀元九〇七年)百濟の始めて朝貢するや、新羅の使者は途にてその貢物を奪ひしかば、朝廷千熊長彦チクモノナガヒコを遣りて、その罪を責めしめ、ついで四十九年荒田別アラタノワケ・鹿我別カガノワケを將として之を征せしめ給ふ。二將乃ち百濟の兵と共に大に新羅を破り、比自怱ヒシホ・安羅アラ・多羅等タラの七國を定めて任那に屬し、轉じて古奚津に至り、南蠻アリヒシノカラトミ・枕彌マシ・多禮タレの地を取りて百濟に賜へり。百濟王大に喜び、永く西蕃と稱して春秋に朝貢を絶たざることを誓ひしが、後その死する時、永く我が國に背かざらんことを遺言せり。その後も新羅は屢朝貢を怠りければ、六十二年(紀元九二二年)には葛城襲津彦カクラキノツヒコ、八十五年(紀元九四五年)には平群木菟ヘグリンノツク、仁徳天皇の五十三年(紀元一〇二五年)には上毛

漢委奴國王の印



野田道ノダミチをして之を討たしめ給ひき。

雄略天皇の朝、新羅久しく朝貢せざりければ、九年紀元一〇二五年紀小弓・蘇我韓子・大伴談等をして之を征せしめ給ふ。諸將進撃して大に新羅の軍を破り、喙ノドの地を定めぬ。

吉備田狹の叛  
紀大磐の叛

【韓土鎮將の謀叛】 かくの如く新羅の叛服常ならざるに、我が鎮將の彼の地に據りて叛するものあり、半島の事益困難となれり。雄略天皇の朝、任那の國司吉備田狹事によりて天皇を怨み、任那に據りて叛し、援を新羅に請ふ。時に新羅久しく朝貢せざりければ、天皇、田狹の子弟君オトギミをして之を伐たしめ、且方伎テマヒを百濟に召さしめ給ふ。弟君百濟に至り、遷延して未だ新羅を伐たず。田狹密に人をして之に説かして曰く、「汝は百濟に據れ、吾は任那を有たん、日本に通ずることなかれ」と。弟君之に従ふ。弟君の妻樟媛カサヒメ大義に明なりければ、密に弟君を殺して歸朝せり。顯宗天皇の朝、紀大磐キオホイの子 任那によりて叛し、高麗と通じ、自ら三韓に王たらんとし、神聖と稱し一時勢盛なりしが、後百濟の爲に破られぬ。

任那の四縣を百濟に賜ふ

【大伴金村の失政】 繼體天皇の六年紀元一七二年百濟使を上りて朝貢し、上表して任那國の上哆唎タリ・下哆唎サカ・娑陀ムロ・牟婁ムロの四縣を賜はらんことを請ふ。時に哆唎の守穗積押山ミコトモチホツミノオシヤマこの四縣は百濟に近くして任那に遠ければ、百濟に賜はば利便多からんと奏せり。大連大伴金村この議に賛しければ、議即ち決して、大連物部麤鹿火アラカヒを宣敕使とし難波の客館に就きて百濟の使に

大伴氏失勢の原因

告げしむ。麤鹿火妻の諫により疾と稱して辭せしかば、使を改めて宣敕せしむ。勾マカリ大兄皇オホヒメノミコ子天安聞きて驚き、使を遣して改めて宣諭せしめ給ひしかど、百濟の使は父の天皇の敕賜既に畢れるを、皇子の妄に改め令し給ふべき理なし、これ必ず虚ならんと稱して服せず、四縣の地遂に百濟の有となりぬ。これより任那も亦我を怨むに至り半島愈動搖せり。この後大伴氏が政治上に勢力を失ひ、その子弟が専ら外征の方面に任じ、重き廟議に與るを得ざるに至りしも亦この失政に基づけり。當時の流言に曰く、「金村と押山とは百濟の賄賂を受けたるなり」と。

磐井の叛

【筑紫國造磐井の叛】 繼體天皇の二十一年紀元一八七年近江毛野アヲミノケノに兵六萬を率ゐて新羅を攻め、その任那の侵地を復せしめ給ふ。時に筑紫國造磐井イハキ叛を謀り、新羅と通じ、火國ヒクニ・豊國トヨノに據りて、外は高麗・百濟の貢船を奪ひ、内は毛野の軍を遮る。毛野爲に進むこと能はず。天皇群臣と議し、大連物部麤鹿火を將として之を討たしめ給ふ。麤鹿火磐井と筑紫の御井ミヅ三井郡三井郡に戦ひ之を斬りて、筑紫平定し、毛野漸く任那に至ることを得たり。

二十三年百濟王また穗積押山に頼りて加羅の多沙津を賜はらんことを請ふ。朝廷之を聽し使を遣して津を百濟に賜ふ。加羅王勅使に向ひ、「この津は官家を置きし以來我が朝貢の津たり、輒く他國に賜ふべきにあらず」と抗議したれども、使者省みず、遂に之を百濟に賜へり。



近江毛野の失政

是に於て加羅も亦我を怨みて新羅に黨せり。毛野の任那に至るや、新羅・百濟各使臣を遣して命をきく。然れども毛野の處置宜しきを得ず、却りて百濟の怨を買へり。この後毛野任那にあること數年なりしかども、倨傲にして政治に通せず、徒に事體を紛糾せしむるに過ぎざりき。宣化天皇の朝、新羅又任那に寇せしかば、大伴磐及びその弟狹手彦を遣して任那を助けしめらる。磐は筑紫に留りその政を執りて三韓に備へ、狹手彦は往きて任那を鎮し百濟をも救ひたり。有名なる松浦佐用姫の傳説はこの時の事なり。

日本府滅亡

【任那日本府の滅亡】その後新羅は愈強大にして、欽明天皇の二十三年、遂に任那を滅し日本府をも毀てり。この時、高麗も亦百濟に寇しければ、天皇紀男麻呂・河邊瓊岳をして新羅を伐たしめ、大伴狹手彦をして高麗を伐たしめ給ふ。男麻呂等任那に至るや、新羅王大軍を發して之を襲ふ。男麻呂邀へ伐ちて之を破り、令して持重して變に備へしむ。然るに瓊岳は軍令を守らず、勝に乘りて獨進みて虜となる。かの調伊企儼が捕へられて屈せず、壯烈なる死を遂げしはこの際の事なり。狹手彦は百濟の計を用ひ、進撃して大に高麗の軍を破り、王城に入りて高麗王を走らせたり。

日羅の獻策

欽明天皇は深く任那の滅亡を憤り給ひ、遺詔して興復の事を努めしめ給へり。これより歴朝任那の恢復に盡し給ひ、或は使を遣して新羅の罪を責め、敏達天皇は火の葦北の國造日羅を百濟より召して、任那恢復の策を諮詢し給ふ。日羅はまづ民力を充實し、多くの船船を備へて韓人を恐れしめて後にその罪を問ふべきを獻言せり。然れども事遂に成らざりき。

- 大伴氏の盛衰(文藝) ○近江毛野(文藝) ○日本府(八高) ○調伊企儼(文藝) ○日羅(文藝) ○物部麤鹿火(文藝) ○大伴金村(文藝)
- 漢委奴國王の印(文藝・文本) ○葛城襲津彦(文藝・文本・東師) ○荒田別鹿我別(文藝)

第九章 佛教の傳來 蘇我・物部二氏の争亂

【佛教の東漸】佛教は凡そ我が紀元百三十年の頃、印度の釋迦牟尼の創めし宗教にして釋迦の死後凡そ二百年にして全印度に廣まり、ついで諸外國に及び、後漢明帝の頃、支那に入り、世を歴て五胡の亂の頃に至りて支那の佛教始めて盛に、その朝鮮半島に入れるも亦この際の事とす。即ち高麗はこれを前秦より傳へ、百濟は之を東晉に得たり。共に仁德天皇の朝とす。

西曆五三二

【佛教の傳來】繼體天皇の十六年、支那南梁の人司馬達等といふもの來朝して大和の坂田原に居り、堂を建てて佛像を安置し、佛教を弘めんとせり。然れども、人皆外國の神として之を信するものなかりき。

欽明天皇の十二年、百濟王佛像・經論を獻じ、上表して、盛にその功德を説けり。これ

佛教東漸の経路

佛教の傳來



我が朝廷に佛教ある始なり。

疫病流行

【朝廷の爭議】 是に於て天皇群臣を召して、佛を禮するの可否を議り給ひしに、大臣蘇我稻目はこれを禮すべしといひ、大連物部尾興は中臣鎌子と共に「我が國既に神あり、今改めて蕃神を拜せば、恐らくは國神の怒を招かん」として反對せり。天皇因りて佛像を稻目に賜ひて試に禮拜せしめ給ふ。稻目大に喜び、小墾田コベツタの家に佛像を安置し、ついで向原ムカハラの家を捨てて寺となす。後醍醐寺といふ。大和國高市郡飛鳥村大字豊浦にその址あり。時に國中疫病流行して民夭死するもの多く、久しうして止まざりければ、尾興・鎌子等これを以て崇佛の祟となし、奏して佛像を投棄せんことを請ふ。天皇之を許し給ひしかば、有司佛像を難波の堀江豊浦寺の東飛鳥川の西に投じ、火を放ちて寺を焼けり。稻目の子馬子ウマゴは父の志を繼ぎて、佛教を信ずること篤く、尾興の子守屋モリヤは鎌子の子勝海と共に之を排斥し、兩氏の抗爭愈烈しくなれり。

執政家の盛衰

【蘇我氏と物部氏】 前に説けるが如く、當時はすべての職業みな世襲を常としたれば、大臣も大連も共に世襲にして、大臣は武内宿禰の裔たる葛城・平群・蘇我の諸氏に限られ、大連は大伴・物部の二氏に限られたり。然るに葛城氏は圓が眉輪王の變に誅せられてより衰へ、平群氏は武烈天皇の初年眞鳥父子誅せられて衰へ、大伴氏亦金村が對韓策の失敗により勢力を失ひたれば、大臣家にては蘇我氏獨榮え、大連家にては物部氏盛に、兩氏相並びて政務を執り、互に勢力を争はんとせしが、偶佛教渡來の事あり、兩氏その意見を異にしたれば、之を導火線として、その争は破裂せるなり。

得度・齋會の初

【馬子の佛法興隆】 敏達天皇の六年紀元二二七年百濟は經論、及び律師・禪師・比丘尼・咒禁師・造佛工・造寺工等を獻じ、八年紀元二二九年新羅も亦佛像を獻す。馬子は十三年紀元二二四年百濟より歸れる人より佛像二軀を得、高麗の還俗僧を師とし、司馬達等の女島を度せしめ善信尼といひ、更に二女子を度せしめて善信尼の弟子とし、三尼に衣食を供し、佛殿を營みて佛像を安置し、三尼を請して齋會サイエを設けたり。これを本邦における得度・齋會の始とす。時に達等佛舍利を齋食の上に得て馬子に獻す。試にこれを鐵砧の上に置き、鐵槌を振つて打てども摧けず、水中に投すれば意に従ひて浮沈す。是に於て馬子益佛教を確信し、佛殿を石川の宅に建て、塔を大野ノ丘の北に起して舍利を納め大齋會を設けぬ。佛法これより漸く興らんとす。時に疫病再び流行し死する者多し。守屋・勝海これ蘇我氏崇佛の祟なりとし、奏して佛法を禁ぜんと請ふ。天皇乃ち詔して、嚴に佛法を禁斷せしめ給ふ。守屋自ら寺に赴き、塔を倒し、火を放ちて佛殿を焼き、燼餘の佛像を難波の堀江に投じ、善信尼等捕へて海石榴市ツバイチに擿てり、ついで馬子病の故を以て三寶佛法に祈らんことを奏請せしかば、天皇は「汝獨これを行へ、餘人には禁ずべし」と宣はせられ、三尼を還附せしめ給ふ。馬子大に喜び、新に精舎シヤウジャを營みて

西曆五二二

上古史 佛教の傳來 蘇我・物部二氏の争亂

父

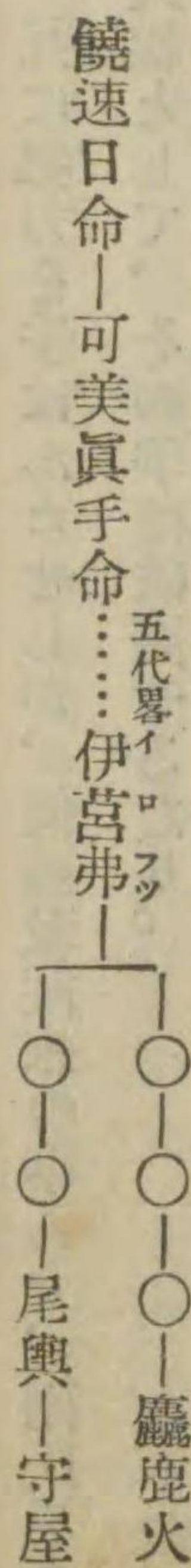
522 660 118



三尼を迎へぬ。

【物部氏の滅亡】 敏達天皇崩じて皇嗣未だ定らず、馬子はその妹堅鹽媛の生み奉れる大兄皇子を立てんとす。皇弟穴穗部皇子堅鹽媛の妹小姉君の腹皇位の望あり、守屋と結びて争ひたれども志を得給はず、大兄皇子立ち給ふ。これを用明天皇とす。これより馬子大に勢を得たり。天皇の御子厩戸皇子聰明にして深く佛法を信じ給ひしかば、馬子は皇子と親み、益權勢を張るにつとめたり。既にして天皇崩じ給ふ。この時も守屋は穴穗部皇子を立てんとせしかば、馬子は遂に兵を率ゐて皇子の宮を圍みて之を害し奉り、ついで諸皇子及び群臣と共に守屋をその家に圍む。守屋自ら子弟と家奴とを率ゐて拒ぎ戦ふ。その軍強盛にして、衆皆怖れて退く。時に厩戸皇子は年少にして後軍に居給ひしが、白膠木スリデノキをきりて四天王持國天王 增長天王 廣目天王 多聞天王の像を作り、頂髪に置き、「我をして勝を得しめば、必ず四天王の爲に寺塔を建てん」と誓ひ、兵を勵して進み伐たしめ給ふ。時に舍人迹見赤檮守屋を射殺しければ物部氏の軍敗れ、一族皆逃げ散れり。ここに於て物部氏の宗家滅びたり。

物部氏畧系



物部氏滅ぶ

馬子の専横

女帝の始

聖德太子

【馬子の大逆】 かくて馬子は用明天皇の御弟崇峻天皇小姉君の御腹を立て奉る。天皇は有爲の英主にして、二年紀元二四九年使を東海・東山・北陸三道に遣して國境を觀察せしめ、四年紀元二五一年紀男麻呂・巨勢比良夫等をして軍を率ゐて筑紫に下らしめ、難波吉士磐金を新羅に、難波吉士木蓮子を任那に遣して任那を再興せし給へり。然れども馬子専横甚しく聖慮に違ふこと多かりければ、天皇いたく之を惡み、密に厩戸皇子に謀り給ひしに、皇子は權臣の積威の抗し難きを知りて「姑く忍び給へ」と奏し給へり。されど天皇は之に堪へ給はず、或時人の野猪を獻ぜしを見給ひて「何の時か、この猪の頸を斷るが如く、朕が嫌ふ所の人を斬ることを得ん」と宣ひ、多く兵仗を設け給へり。馬子之を知りて大に恐れ、密に弑逆を企て、遂に東漢駒といふものをして天皇を弑せしめ奉り、ついで敏達天皇の皇后炊屋姫欽明天皇の皇女母は堅鹽媛を擁立して位に即け奉りぬ。これを推古天皇とす。我が國女帝の始なり。

〔試驗問題〕 ○佛教傳來の由來(美術) ○蘇我・物部兩氏の争亂(東師) ○上古に於ける大臣家及大連家の盛衰(東師) ○大臣大連の諸家とその盛衰(文藝) ○穴穗部皇子(文本)

第一章 聖德太子の攝政

【聖德太子の攝政】 厩戸皇子は用明天皇第二の皇子なり。佛教を高麗の僧慧慈に受け、儒教を博士覺智カクカに學び共に通達し給へり。性聰明にして、一時に十人の訴を聽きて違ふことな



しと稱せられ給ふ。推古天皇即位の後、皇太子となり、攝政として萬機をすべ給ふこと二十年、その間新羅を征し、曆法を行ひ、冠位を定め、憲法を撰み、隋と交通を開き、國史を撰し、佛法を興隆せしむる等施設し給ふこと甚だ多かりしが、遂に皇位を受くるに及ばずして薨じ給へり。世に聖德太子と稱す。

新羅征討

【新羅征討】 任那は崇峻天皇の朝新羅に命して之を復建せしめられしが、推古天皇の八年紀元一二六〇年新羅又之を攻めしかば、天皇は境部雄鷹を大將軍とし、穗積臣を副將軍とし、兵一萬餘を率ゐ任那を授けて新羅を伐たしめ給ふ。雄鷹新羅に到り攻めてその五城を陥る。新羅の眞平王大に懼れ、多多羅・素奈羅以下六城を割きて降を請ふ。天皇更に使を新羅・任那に遣して事情を檢校せしめ給ふ。二國王共に使を遣して貢調し、且上表して毎歲必ず朝せんことを誓ひしかば、即ち將軍を召還せしに、新羅は忽ち誓を破りて任那を侵せり。因て使を高麗・百濟に遣して任那を救はしめ、更に新羅再征の議を決して、十年來目皇子を征新羅大將軍とし二萬五千人を授けて進發せしむ。然るに皇子病に罹りて筑紫に薨じ給ひしかば、その兄當麻皇子を以て之に代へしに、又その妃の薨去によりて遂に果さず。三十一年紀元一二八三年新羅又任那を伐ちて之を滅す。即ち大德境部雄鷹・小德中臣國を大將軍とし、數萬の衆を以て新羅を伐つ。新羅王又懼れて服せり。

冠位十二階

曆を頒つ

【新制度】 十一年紀元一二六三年始めて冠位の制を設け、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智の十二階となし、位に應じてその色を定め、當色のアシキヌ繩を以て縫ひたる冠を朝廷より賜ひて著用せしむ。十二年始めて曆を天下に頒つ。これより先欽明天皇の朝、百濟より曆本を獻じ、屢曆博士を貢せしことあり。推古天皇の十年百濟の僧觀勒來朝して曆本を獻す。觀勒曆法に通じたりければ、陽胡史の祖玉陳をしてその法を傳習せしめられしが、是に至りて始めて曆日を用ひられたり。

憲法十七條

國史の撰修

この年太子は憲法十七條を定め給へり。これは儒・佛の教に基づきて臣民一般の守るべき心得を示し給へるものなり。太子又馬子とはかりて、天皇記・國記・臣・連・伴造・國造百八十餘位に公民等の本記を録し給へり。これ本邦國史撰修の始なり。されどこの國史は後年蘇我氏滅亡の時火に罹りて今傳はらず。船惠尺フネノエサカその燼餘の國記を得て中大兄皇子ナカノオホヒに獻じたり。天智天皇の朝に編し給へる庚午年籍カウメネンシヤクは之を本としたるものなりといふ。太子また深く心を民政に用ひ、諸國に池溝を掘り、屯倉を置き、又難波より橋の京に至る大道を開き給へり。

【解説】 (一)和を以て貴しと爲し、忤サカふことなきを以て宗と爲せ。(二)篤ツクを敬へ。(三)詔を承けては必ず謹め。(四)群卿百寮禮を以て本となせ、その民を治むるの本は、要、禮にあり。(五)餐を絶ち欲を棄て明に訴訟を辨せよ。(六)惡を懲し善を勸むるは古の良典なり、これを以て人の善を匿すことなく、惡を見ては必ず匡せ。(七)人各任あり掌ること宜しく濫シヤれざるべし。

十七條憲法



國際交通の始

(八)群卿百寮早く朝し晏く退け。(九)信はこれ義の本なり、事毎に信有れ。(十)忿を絶ち瞋を棄て人の違ふことを怒らざれ。(十一)功過を明察し、賞罰必ず當てよ。(十二)國司國造、百姓に斂すること勿れ。(十三)諸の任官者は同じく職掌を知れ。(十四)群卿百寮嫉妬すること勿れ。(十五)私に背きて公に向ふはこれ臣の道なり。(十六)民を使ふに時を以てするは古の良典なり、故に冬月間あらば以て民を使ふべし。(十七)大事は獨斷すべからず。必ず衆とともに宜しく論ずべし。

留學生留學僧  
遣唐使の始

【支那への使節派遣】十五年紀元一二六七年太子は小野妹子を隋に遣し給へり、鞍作福利通事たり。これ我が國と支那との國際交通の始なり。遣使の目的は古史に明記せられずと雖も、佛法の興隆と文化の輸入とにありしもの如し。この時の國書には「日出處の天子書を日没處の天子に致す恙なきや」とあり、隋の煬帝覽て喜ばず、而もその意氣の高遠なるを怪み、國風を觀しめんとし、翌年妹子の歸朝する時、その臣裴世清等をして來聘せしむ。世清等歸國の時、また妹子を大使とし、吉士雄成を副使とし、福利を通事として再び隋に遣し給ふ。この時の國書には「東天皇敬んで西皇帝に白す」とありき。太子が隋に對して對等の禮を執り給ひしを見るべし。この時學生倭漢直福因・高向漢人玄理、學問僧新漢人旻・南淵漢人請安等八人これに従ひて隋に留學せり。十七年妹子等は歸朝せしが、福利は止りて歸らざりき。その後隋亡びて唐起る推古天皇の二十六年、紀元二七〇年に及び、舒明天皇の二年紀元二九〇年大上御田鈿・藥師惠日ニテを唐に遣し通聘せしめ給ふ。これを遣唐使の始とす。同四年唐は荊州刺史高表仁を遣して

御田鈿等を送還せしむ。是に於て我が國と唐との國交開かれたり。

佛寺の建立

【佛法の興隆】太子は佛教を信じ給ふこと篤く、馬子亦篤信家なるに、推古天皇も夙に之を信じ給ひ、皇后にておはせし時、發願して佛像を彫造せしめ給ひしほどなれば、君臣心を一にして布教を務めしめ給へり。太子はさきに物部氏を滅されし後、難波の玉造に四天王寺を建て御願を果し給ひしが、天皇の元年紀元二五三年之を難波の荒陵大坂市南區天王寺村に遷し給ふ。二年詔して三寶を興隆せしめ給ふ。これより諸臣連等佛寺を造るもの多し。四年法興寺落成す。この寺後に元興寺と號し一に飛鳥寺ともいふ。南都七大寺の首たり。太子の建立し給へるものには四天王寺の外、法隆寺・熊凝寺後大等安寺あり。中にも法隆寺大和國生駒郡法隆寺村は七堂伽藍備らざるなく、結構壯麗を極めたり。その金堂は今に存し、當時製作の藥師佛を傳へたり。この寺一に斑鳩寺といひ、太子が佛法研究の道場たりければ法隆學問寺ともいへり。

七大寺

【七大寺】東大寺・興福寺・元興寺・大安寺・藥師寺・西大寺・法隆寺をいふ。

【僧官の創設】三十一年紀元二八三年一僧の罪を犯すものあり。天皇詔して、「道人なほ法を犯さば、何を以てか俗人を教へん。今より後、僧正・僧都・法頭を置き僧尼を檢校せしめん」と宣はせられ、乃ち百濟の僧觀勒を僧正となし、鞍作徳積を僧都となし、寺院及び僧尼を檢校せしめ給へり。當時全國の寺院凡四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人ありきといふ。そ



佛像の製作

の隆盛想見すべし。  
 【美術・工藝の進歩】 佛法の興隆と共に、朝鮮半島より寺工・佛工・畫工・瓦工等相つぎて來朝しければ、建築・彫刻・鑄金・繪畫・刺繡等の美術・工藝大に進歩したり。寺院建築の盛なりしことは既に前にいへり。佛像の製作には鞍作多須那クラツクリノクサナその技に長じ用明天皇の爲に丈六の佛像を造る。推古天皇の十三年紀元一〇二六年には皇太子及び諸王・諸臣に詔して銅繡丈六の佛像各一軀を作らしめ給ふ。多須那の子鞍作止利トリ鳥佛トトリこれを經營せり。止利は當時第一の名工にして、聖德太子の寵を受け、數多の佛像を作りしが、その釋迦三尊の坐像は今に法隆寺の金堂に儼存せり。

繪畫

繪畫は推古天皇の朝、黄文畫師キフモノエシ・山背畫師ヤマシロノ・簀秦畫師スセキ・河内畫師カハチノ・楢原畫師等ナラハラノを定めて諸寺の佛像を畫かしめ、その戸課を免してその進歩を圖り給へり。この朝に來朝せし高麗の僧曇徴トシテウは繪畫・工藝に精通し、紙・墨・彩色及び礮礮を造れり。法隆寺金堂内の壁畫は曇徴の筆と傳へられ、同堂内に安置せる玉蟲厨子の畫と共に推古式繪畫の模範と稱せらる。

刺繡

刺繡は推古天皇十三年丈六の繡佛を作らしめ給へること前にいへり。聖德太子の薨後、その妃の請によりて造らしめ給へる天壽國曼陀羅マンダラの繡帷二帳の殘片は今なほ中宮寺大和國生駒郡法隆寺村に存せり。

玉蟲厨子

〔二〕玉蟲厨子 法隆寺金堂内の壇上に在る厨子にて推古天皇御持佛の厨子なりと傳へられ、木造にして高七尺九寸あり。宮殿の形狀をなし高き臺座あり。畫は經説を描きたるものにて臺座四面の壁板及び上の三面の扉とその後壁の一面とにあり、皆漆畫にしてその配色は青・黄・赤の三種なり。鉸具は唐草の透彫にて、その下に玉蟲の羽をしきつめて飾となす。故に玉蟲厨子の名あり。

〔試験問題〕 ○聖德太子(千種・東師・小南・長商) ○推古天皇の御代の著名なる事件(文本) ○小野妹子(海軍・専検) ○高向玄理(東師) ○佛教傳來の時代及其の流布の有様(海軍) ○鞍作部鳥(止利)(美術・文本) ○十七條憲法と其の時勢(文本) ○曇徴(美術) ○上代に於ける日韓の關係(文本)

第一章 蘇我氏の無道及びその滅亡

【蘇我蝦夷の專横】 聖德太子薨去の後には、馬子専ら政を執り專横を極めたり。推古天皇の三十四年その薨するや、爲に出家するもの千餘人に達したり。以てその權勢を知るべし。馬子薨じ、その子蝦夷父の職を襲ぎて大臣となる。推古天皇崩御の後皇嗣の紛議あり、蝦夷は叔父境部摩理勢等を殺して舒明天皇を擁立せしが、天皇多病にましましければ、政皆蝦夷に出で、その專横は父にも過ぎたり。

〔解説〕 (一) 皇嗣の紛議 推古天皇は聖德太子の薨後太子を定め給はざりければ、崩御の後皇嗣の紛議を生ぜしなり。初天皇御病篤きに及び、敏達天皇の御孫田村皇子(舒明天皇)と聖德太子の御子山背大兄王ヤマシロノオホヒとに各遺詔し給ふ所ありき。大臣蘇我蝦夷群臣を會して皇嗣を議せしめしに、或は田村皇子を奉

皇嗣の紛議



じ、或は山背大兄王を奉じ議決せず。山背大兄王は自ら皇嗣たるべき遺詔を受けたりとて、蝦夷に告げて位に即かんとし給ふ。されど蝦夷の意は田村皇子にあり、これを境部摩理勢に謀りしに、摩理勢は山背大兄王を奉ぜんとして之に従はず。蝦夷怒りて遂に摩理勢父子を殺して田村皇子を擁立せり。

【蘇我入鹿の僭上】 舒明天皇崩じて皇后位に即き給ふ。これを皇極天皇とす。蝦夷の大臣たること舊の如く、その驕横益甚しく、諸國の民を役して、二墓を作り己の墓を大陵と稱し、その子入鹿の墓を小陵と稱せり。この時蝦夷は聖德太子の領民なる上宮の乳部の民をも使役せしかば、太子の子女その無禮を憤り、これより兩家恨を結びぬ。ついで蝦夷病によりて朝せず、私に紫冠を入鹿に授け大臣に擬せり。入鹿は暴横父にもまさり、山背大兄王の徳望高きを嫉み、兵を遣して王及びその子弟・妃妾を殺せり。蝦夷これを聞きて「汝の身も亦危からずや」と罵りしといふ、以てこの擧がいかに天下の人心に背きしかを知るべし。入鹿また家を甘檮岡に造り、父蝦夷の家を宮門といひ己の家を谷宮門といひ、男女の子をば王子と稱し、家の外には柵を設け、門の傍には兵庫を立て、常に力士をして兵器を執りて守衛せしめぬ。蝦夷も亦畝傍山の東に私宅を造り、池を掘り庫を立て、出入毎に五十人の兵士をして護衛せしむ。蘇我氏の僭上暴横ここに至りて極れり。

【中大兄皇子と中臣鎌足】 時に中臣鎌足といふ者あり、忠烈の志厚く、蘇我氏の專横を憤りて匡濟の志あり。中大兄皇子の英邁なるを知りて奉戴せんとし、法興寺の蹴鞠

聖德太子の子孫亡ぶ

中大兄皇子と鎌足との結托

の會に皇子と相親みしより、深く皇子と結托して互に計畫する所ありき。されど人に疑はれんことを恐れ、俱に南淵先生推古朝の學問僧南淵請安と同人なるべしに學び、往復の途上に事を謀れり。鎌足、皇子に勧め、蘇我倉山田石川麻呂の女を納れて妃となし、又佐伯子麻呂・葛城稚大養網田を薦めて援とし、密に機に至るを待てり。

【蘇我氏の滅亡】 四年紀元一三〇五年六月三韓調を上る。中大兄皇子鎌足と謀り、この日を以て入鹿を誅せんとし給ふ。期に及び天皇大極殿に出御あり、入鹿入りて待す。石川麻呂三韓の表文を読む。中大兄皇子命じて悉く宮門を鎖さしめ、自ら長槍を執りて殿側に隠れ給ひ、鎌足は弓矢を持ちて護衛せり。皇子子麻呂・網田に劍を授けて入鹿を斬らしめ給ふ。二人懼れて發せず、石川麻呂は表文を読み終らんとす。皇子機を失はんことを恐れ、直に入りて入鹿の肩を斬り給ふ。天皇驚きてその故を問ひ給へば、皇子は伏して「入鹿天宗を滅して將に皇位を傾けんとす。豈に天孫を以て鞍作入鹿の一名に代ふべけんや」と奏し給ひしかば、天皇は立つて殿中に入り給ひ、子麻呂・網田進みて遂に入鹿を斬り殺しぬ。

中大兄皇子は直に法興寺に入りて自ら備へ給ひしに、諸皇子・諸王・群臣皆來り屬せり。時に漢直等一族を率ゐて蝦夷の邸に集りて亂を作さんとせしが、皇子、巨勢徳太古を遣して諭さしめ給ひしかば、悉く解散し、蝦夷はその敵すべからざるを知り、圖書・珍寶を燒きて自

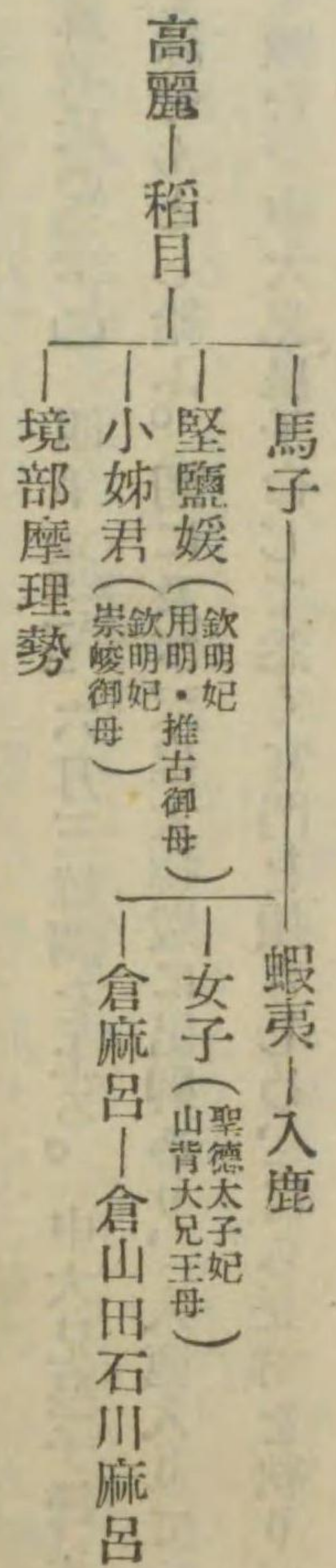
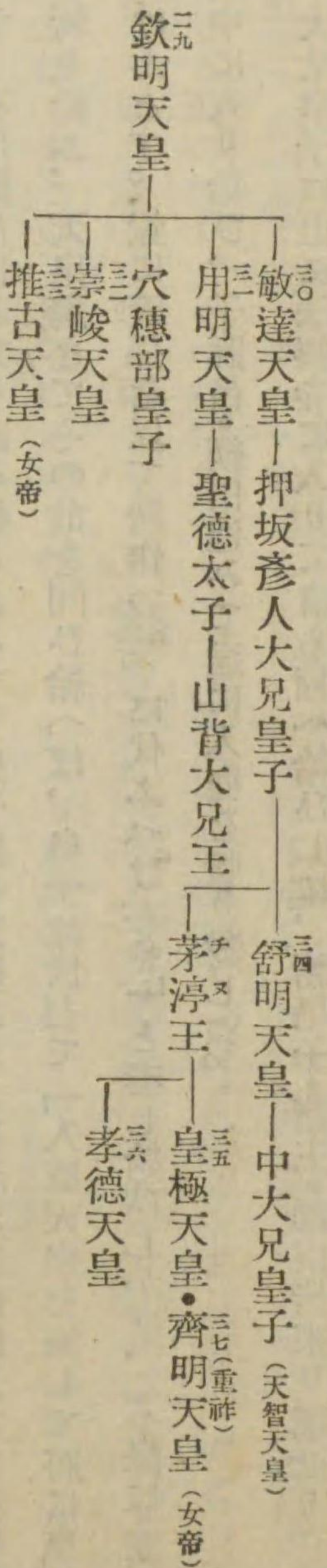
入鹿誅せらる

蝦夷自殺す



殺し、蘇我氏の宗家滅びたり。

皇室御畧系(五)



○境部摩理勢(文本) ○蘇我氏滅亡の年代(東女師)

第二章 上古の産業風俗

【産業】 我が國は古來瑞穂國の稱あり、農を以て本とし、陸田には粟・稗・麥・豆等を種ゑて

之をはたつものと稱し、水田には稻を種ゑて之をたなつものといへり。されど主としては水田を耕作せしが如し。神代、天照大神の時保食神より五穀の種子を得て農業を奨勵し給ひ、その後歴代の天皇亦農耕の事に留意し給ひ、或は池溝を穿ち、堤防を築き、水利の便を計り、次第に田圃を開き給へり。農具には木鏝・金鏝・布具志等あり。養蠶の業も、神代より開け、天照大神は天八千千姫命を織女となし、天香具山に桑を植ゑて蠶を養ひ、その絲を以て神衣を織らしめ給へること見えたり。されど當時は絹を用ふることは稀にして、多くは穀(麻)の布を用ひたり。神武天皇の時天富命が穀・麻を植ゑんが爲に豊饒の地を求めて東國に下りしこと前にいへるが如し。絹の製造の多くなりしは三韓交通以後の事なり。牛馬を牧畜して乗騎・耕作に用ひしことも古くよりあり、猪・鹿・魚・鳥の肉は上下の常食たりしも牛馬は食ふことなかりき。

農業と共に漁獵の業も盛にして、鱒(鱒)・鱒(鱒)・鱒(鱒)・鱒(鱒)・毛(鹿)・毛(鹿)・毛(鹿)・毛(鹿)を捕へて食料に供せり。されば古くより網・罟・繩(延)等の外に梁を作つて魚を捕るものあり、鵜を使用して魚を捕る養鵜部もあり。神武天皇の御製によれば鰐をも捕獲したるが如し。

【風俗】 住居には穴居と家居とあり。穴居には石窟・土窟の二種あり、前者をいはやといひ、後者をむろといふ。下民は多く穴居せるが如し。神武天皇の皇子手研耳命片丘の大審中

上古史 上古の産業風俗



家屋の製

に臥し給ひしこと史に見えれば、貴人も時として穴居・家屋併用せしが如し。家屋は大抵木造にて、深く地を掘りて柱を立て、屋は茅葺にて、その上に干木チギと堅魚木カッラギとを置きて風雨を防ぐ。三韓及び支那との交通開けてより家屋の構造も漸く變化し、應神天皇の朝には始めて高臺を建て、雄略天皇の朝には樓閣を造らしめ給へり。その後佛教の傳來によりて建築の法は長足の進歩をなせり。

衣服

衣服の様は貴賤によりて多少の差別あれども、まづ上下別にして體の上部には筒袖の如き衣を著け、長さは膝の上に止り、行は手頸ユキを限とす。襟は多く左衽にして緊く頸に繞らし、紐を結びて胸を見はさず。下には禪ハカマを穿ち、更に裳を著く、長さ脛に及ぶ。帯は細き紐の如きものなり。その風男女大方同じ。衣服の地は多く布類にて麻・穀・葛等の皮にて織れるものなり、稀には絹をも用ふ。是等の布帛を總稱して妙タメといひ、その粗にして荒きを荒妙アラタメ、精にして柔なるを和妙ニギタメといへり。色は白を貴び、赤之に次ぎ、青黒は下れるものとす。染料には多く草木の液汁を用ひたり。頭髮は、男子は頭の中央より左右に分け、これを耳の邊にて束ねたり、これを美豆良ミヅラといふ。女子は一つに結び束ねて後に垂れたり。盛装の時は日蔭蔓ヒカケノカッラ・眞拆蔓サキノカッラ等にて頭髮を飾る。男女共に櫛を用ひたり。

染料

頭髮

食料

食物は五穀を以て常食とし中にも米を重んじたり。其の他蔬菜・果實・鳥獸・魚介皆食料に

飲料

供せり。飲料には酒あり、クシ又はキといへり。又黒酒クロキ・白酒シロキの別あり、黒酒は醴酒にて白酒は醇酒なり。その器具には多く陶器を用ひ、又木の葉を縫ひ合せて作りしものあり。朝御食アサミケ夕御食ユフミケの語あるによれば、一日の中朝夕を以て飲食の時と定めたるが如し。

試験問題

○上代國民生活の狀態(文本)



## 第二編 中古史

大化の新政(紀元一三〇五年)より  
平氏の滅亡(紀元一八四五年)まで

### 第一章 大化の新政

左右大臣内臣  
を置く

【改新の發端】 蘇我氏滅亡せし月、皇極天皇位を中大兄皇子に譲らんとし給ひしに、皇子は鎌足の議に従ひて之を辭し、奏して御叔父輕皇子に位を譲らしめ給ふ。これを孝徳天皇とす。蓋大改革をなさんには位に即きて親しく其の衝に當らんよりは、適當の天皇を奉戴して、内より之を翼贊せんこと、功を濟すに便なるべければなり。天皇即位の日、皇極天皇に尊號を奉りて皇祖母尊スメミヤノミコトといひ、中大兄皇子を皇太子となし、阿部倉梯麻呂アベノクラハシマノ一名内麻呂を左大臣となし、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣となし、中臣鎌足を内臣となし、僧旻・高向玄理を國博士となし給ふ。この年紀元一三〇五年年號を大化と定めらる。これ我が國年號の始なり。これより新政は著實實施せられたり。これ皆皇太子の中臣鎌足と規畫し給ふ所にして、天皇は、實に號令を發し給へるに過ぎざりしなり。

年號の始

大化元年八月、東國の國司を任命し、詔して、公民の戸籍を造り、田畝を校勘し、園池水陸の利は民と共にし、空地を擇びて兵庫を設け、國中の刀・甲・弓・矢を收め、蝦夷と境を接す

鐘・匱を説く

る處にては、兵器を檢して後、これを本主に還さしめ給ひ、又十師を置きて衆僧を教導し、寺司・寺主を任命し、諸寺を巡行して僧尼・奴婢・田畝の實數を檢せしめ、又大和の六縣に使を遣し、戸籍を造り田畝を檢せしめ給へり。この月、又朝廷に鐘・匱カネ・ヒコを設け、詔して「若し憂訴する者あらば、伴造・尊長等まづ之を勘へて奏せよ。若し伴造・尊長等訴を審にせざる時は、之を記して匱に納れよ。官吏は毎朝その書をとりにて朝に奏せよ。或は官吏怠りて理せず、或は阿黨して曲あらば、訴者鐘を撞け」と宣へり。九月使を諸國に遣し、民の數を録せしめ給ふ。仍て詔して宣はく、「臣・連・伴造・國造等私民を有して恣に之を使役し、又國縣の山海・林野・池田を割きて己が領となして爭戰已まず。或者は數萬代の田を兼併し、或者は尺寸の地ぢもも有せず。調を進むるや、その臣・連等まづ自ら收めて、その殘餘を進む。方今百姓猶乏しく、勢あるものは水陸を分割して私地とし、百姓に賣與して、年年その價を求む。今より後、地を賣ることを得ず。又妄に劣弱を兼併すべからず」と。これ即ち豪族の土地兼併を禁じて百姓の疾苦を濟ひ給へるものなれば、百姓この詔を拜して大に悦びたり。

土地兼併の禁

改新の四大事

【改新の大詔】 大化二年紀元一三〇六年正月元日朝賀の禮終りし後、改新の大詔を下し給ふ。(一) 歷代天皇の立て給へる子代の民、處處の屯倉及び別・臣・連・伴造・國造・村首の私有せる部曲の民處處の田莊を罷め、大夫以上には食封シキキツ、官人・百姓には布帛を賜ふこと差あり。(二) 初め



て京師を修め畿内を定め、國司・郡司・關塞・防人・驛馬・傳馬を置き、鈴契(六)を造り、山河の境界を定め給ふ。京には坊毎に長一人、四坊に令一人を置き、戸口を檢し姦非を察することを掌り、坊令・坊長はその部内の百姓より採用す。地方はこれを國・郡・里(五十戸の所をいふ)に分ち、郡を大里(四十里以上)・中里(三十里以下)・小里の三種とし、郡司には從來の國造の中清廉にして時務に堪へたるものを大領・少領(共に郡の長官)とし、強幹聰敏にして書算に工なる者を主政・主帳(共に郡の屬官)に任用す。又京師と地方との連絡を保つために驛馬・傳馬を給するは皆驛鈴・傳符の尅數により、諸國及び關には鈴契を給す。(三)初めて戸籍計帳を造り、班田教授の法を定む。五十戸を里とし、里毎に長一人を置き、戸口を檢し、農桑を課殖し、非違を檢察し、賦役を督促することを掌らしむ。田は長さ三十歩廣さ十二歩を段とし、十段を町とし、段毎に租稻二束二把、町毎に租稻二十二束を課す。(四)舊の賦役を罷めて田の調を行ふ。即ち絹・綿・絲・綿布の中、その土地の産するものを出さしむ。絹は田一町にて長さ一丈、四町にて一匹(長さ四丈幅一尺半)、絹は一町にて二丈、二町にて一匹(長幅絹と同じ)とす。別に戸別の調を課し、戸毎に布一丈二尺とす。調の副物たる鹽糞も亦郷土の出す所に従ふ。官馬は中馬(中等の馬)は一百戸毎に一匹、細馬(クハシマ)は二百戸毎に一匹とし、馬を買ふ價を納むるものは一戸に布一丈二尺とす。兵器は人毎に刀・甲・弓・矢・幡・鼓を出さしむ。仕丁は五十戸毎に一人を出して諸司に充て、

五十戸を以て仕丁一人の糧に充つ。庸は夫役の代に納めしむるものにて、一戸に庸布一丈二尺・庸米五斗とす。(九ツネメ)采女は郡領の姉妹又は子女の形容端正なるものを貢し、一百戸を以て采女一人の糧に充て、庸布・庸米は皆仕丁に准す。

この年三月皇太子は「天に雙つの日なく國に二人の主なし、天下を兼併して萬民を使ふべきは唯天皇のみなり」と宣ひ、率先してその所有し給へる土地・人民を返上し給ふ。天皇之を嘉納し給ひ、八月詔して臣・連・伴造・國造の私有せる品部を停止し、悉く公民となし給ふ。

**食封** (一) 食封 勳功・位階・職分ある者に賜ふ課戸をいふ。(課戸とは戸内に調庸を輸す男即ち課口一人以上ある戸をいふ) 後大寶の制に至りて位封・職封・功封の別あり、位封は位階に對して賜ふものにて正一位三百戸より從三位百戸に至る。(親王に賜ふものは品封といひ、一品八百戸より四品三百戸に至る) 職封は官職に對して賜ふものにて太政大臣三千戸より大納言八百戸に至る。功封は勳功に對して賜ふものにて、五位以上功を以て食封に預るものは、大功は半減して三世に、上功は三分二を減して二世に、中功は四分三を減して子に傳へ、下功は一代限とす。

(二) 畿内 東は名鑿(ナハリ)の横河(伊賀の名張川)より、南は紀伊の兄山(セヤマ)(伊都郡笠田村大字兄山)より、西は播磨の赤石(アカシ)の横淵(ヨコヅル)播磨國明石郡明石町)より、北は近江の狹狹波(ササナヒ)の合坂山(アハサカヤマ)(逢坂山)より以内を限る。

(三) 關塞 國境又は要害の地に設けたる門にて、これに吏を置き、往來の人を糾す所即ち關所なり。

(四) 防人 崎守の義。西海道邊要の地を守る兵士の稱。大寶令にて防人司を置きて之を管せしめ、諸

食封 位封 職封 功封 畿内 關塞 防人



驛馬・傳馬

國軍團の兵士を遣して、三年間邊要の地を守らしめたり。

(五) 驛馬・傳馬 共に官吏の公用にて、諸國に使用する者の乗用にして驛馬は驛毎に置き、傳馬は郡毎に置く。驛馬をハユマと訓するはハヤウマの約にて早馬の義なり。大化當時の制は詳ならず。大寶の制によれば、諸道を大路・中路・小路に分ち、大路の驛には馬二十四づつ、中路の驛には十四づつ、小路の驛には五匹づつ、傳馬は一郡五匹を置く定なり。又事急なれば驛馬に乗り、事緩なれば傳馬に乗るとの定あり。

鈴契

(六) 鈴契 ずのしるしにて即ち驛鈴なり。官使諸國へ向ふ時に賜はる驛路の鈴にて、それを振り鳴して驛馬を徴發する證となすものなり。

驛鈴傳符の尅數

(七) 驛鈴傳符の尅數 鈴につける尅キキの數なり。その尅數に應じて馬を徴發するものにて、使者の位階によりて尅數同じからず。

班田收授の法

(八) 班田收授の法 一定の年齢に達したる男女に、一定の田地を班アホカち授けて之を耕作せしめ、一定の年限毎に、その人數を調べ、之に應じて收授する法なり。その年を班年といひ、その田を口分田クフンデンといふ。大寶の制によれば、男女生れて六歳に至れば、男子には田二段、女子にはその三分の二を給し、六年毎に一たび班田す。口分田を受け居るものその間に死すれば、同戸内の人代りて之を耕作し、租イセも代りて之を納めしむ。租イセの代りて之を納めしむ。租イセの代りて之を納めしむ。

采女

(九) 采女 後宮の官女にして、天皇に侍御し飯饌の事を掌る。その史に見えたるは仁徳天皇の朝を始とすれど、これより先既に在りしなるべし。大寶の制、中務省をして奏せしめ、采女司にて掌り、水

風俗矯正

司に六人、膳司に六十人を置き飯饌の事を掌らしむ。その年齢は十六以上三十以下とす。後漸くすたれ、陪膳は村上天皇の頃より内侍司の典侍之を勤め、唯髪上采女カミアゲウメメの名稱のみありき。

【風俗の矯正】 政治の大綱畧備はりたれば、大化二年八月更に風俗矯正の詔を下し給ふ。

(一) 厚葬を禁す。從來人民墳墓を營む爲に多くの資を費し、爲に貧を致すものありしかば、尊卑に従ひて六等の別を設け、畿内・諸國共に葬地を定めて散埋するを得ざらしめ、又殉死を禁じ、犯すものはその族を罪せしむ。(二) 見て見ずといひ、見ずして見たりといひ、聞いて聞かずといひ、聞かずして聞きたりといひ、正語正見なくして巧に詐るもの多し。(三) 奴婢主の貧困を欺きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に送らざるもの多し。(四) 妻妾夫に放たれ、年を経て他に嫁ぐは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を食りて、己が利となすもの多し。(五) 勢を恃む男妾に他の女を要し、その女人に嫁すれば、嗔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し。(六) 夫を亡へる婦十年二十年を経て人の婦となり、又は未婚の女始めて人に嫁する時、この夫婦を妬みて祓除せしむるもの多し。(七) 妻に嫌はれ離れたる男の慚愧の餘に、妻を強ひて事コトサカ瑕の婢となすものあり缺點のある女を以て婢とするコト。(八) 屢己が婦の他に姦するかと疑ひ、證なきに浪に官司に訴ふるものあり。(九) 旅人路頭に病死すれば、路頭の家何故に人を余の路頭に死なしめたるとて、死者の友伴を留めて強ひて祓除せしめ、又百姓河



に溺死すれば、逢ふもの何故に余を溺死人に遇はしむといひて、溺者の友伴を留めて強ひて被除せしむ。是に由つて兄死するもその弟屍を收めざるもの多し。(十)役民路頭に飯を炊げば、路頭の家何故に恣に飯を余が路頭に炊ぐぞと強ひて解除せしむるものあり。若し甑を借りて飯を炊ぎ、その甑物に觸れて覆れば、甑の主乃ち被除せしむ。凡そ是の如き愚俗の染む所今悉く禁斷す、復爲さしむること勿れと令し給へり。

又東國より上京する人、乗馬の瘦せ疲るるを恐れて布二尋・麻二束を參河・尾張の人に送りて歸郷の時まで飼養せしめ、還る日鎌一口を贈りて謝する例なるに、彼の國の人報酬を取りて却つて疲死せしめ、若し細馬なれば惜みて、盗まれたりと詐りて還さず。若し牝馬にて己が家に孕めば即ち被除せしめてその馬を奪ふものあり、今後馬を路傍の國に養ふ時は、村首に告げて被雇人に酬物を授けよ。歸郷の日更に報ゆるを須ひず、もし疲損せしめば物を得ることを得ず。もしこの詔に違はば重罪を科せんと令し給へり。

【官位を定む】三年紀元一三〇七年四月天皇小郡宮攝津國西成郡に於て禮法を定め給ふ。その制有位者は前四時寅時に南門の外に羅列し、日の出を俟つて庭に就きて再拜し、乃ち廳に侍し、晚く參るものは入侍するを得ず、午時に至り鐘を聽いて罷む。この年又七色十三階の冠を制せられしが五年二月改めて十九階となす。この月又高向玄理・僧旻をして八省百官を制定せしめ給

禮法の制定

八省百官

ふ。その名稱今傳はらずと雖も、大寶の制と大同少異なるべし。かくて官職世襲の風すたれ人材登庸の道開かれたり。

【蘇我石川麻呂の冤死】大化五年紀元一三〇九年三月右大臣蘇我倉山田石川麻呂の異母弟蘇我日向みかといふもの、皇太子に「石川麻呂皇太子を害せんと圖る」と讒す。皇太子之を信じ天皇に奏し給ふ。天皇即ち兵を遣してその家を圍ましめ給ふ。石川麻呂その二子を率ゐて茅渟道チヌより遁れて倭の山田寺高市郡に向ふ。石川麻呂の長子興志コシ倭にあり、兵を擧げて官軍を拒がんとす、石川麻呂許さず。諭すに忠孝の道を以てし、「願くは我れ世世天皇を怨み奉ることなからん」と誓ひて自殺す。妻子之に殉するもの八人なり。後使を遣して資財を收むるに、資財の中、好書には皇太子の書と題し、重寶には皇太子の物と題す。使者還りてこの事を申すに及び、皇太子始めてその冤を知りて大に悔恥し給ひ、讒人日向を貶して筑紫の太宰帥となす。世人これをシヌヒナガシ隠流といへり。

石川麻呂の忠直

改元の始

【祥瑞改元】大化六年紀元一三〇一年二月穴戸長門國司白雉を獻ず。百濟君豐璋・僧旻等故事を引きて、これ吉兆なれば天下に赦して民心を悦ばしむべしと奏しければ、乃ち元會の如く朝儀を具へ、百官を朝し、雉の輿を御座の前に置きて皇太子と共に觀給ふ。太子、大臣と聖徳を奉賀し給ふ。詔して天下に大赦し、白雉と改元改元し、百官に物を賜ひ、穴戸の國司には位を授け



改元

難陳

天皇太子の御不和

祿を給し、穴戸の三年の調役を復し給へり。これを改元の始とす。

【改元】(一) 改元 元は首なり、元を改むる義にて年號を改むるをいふ。孝徳天皇の朝始めて大化の號を立てられてより、以後歷朝相沿ひて即位・祥瑞・災變等の場合に改元せり。又辛酉・甲子の年にも改元するを革命・革命といふ。改元の時には當時の學者をして年號を勘申せしめ、諸卿をして辨難議定せしむ。これを難陳といふ。江戸時代には朝廷にて豫め數種の年號を選びてこれを幕府に廻送し、幕府にては更に審議を加へ、その中の一を選定して京都に還附し、朝廷の名を以て、天下に發表せり。

【遷都の議】 白雉四年紀元一三三年七月皇太子奏して倭の京に遷らんことを請ひ給ふ、天皇許し給はず。皇太子即ち皇祖母尊・間人皇后孝徳天皇の皇后を奉じ、皇弟大海人皇子等を率ゐて倭の飛鳥河邊の行宮に還り給ふ。公卿・大夫・百官皆之に隨ふ。天皇恨みて位を去らんとし、宮を山崎に造らしめ給ふ。明年天皇御病あり、太子乃ち皇祖母尊・間人皇后を奉じて難波に赴き給ひしが、幾もなく天皇崩御あり、御大葬の禮終るに及び、太子はまた皇祖母尊を奉じて河邊の行宮に還り給へり。

【試験問題】

- 我が國に於て始めて公然年號を建てし天皇及びその年號(海軍) ○大化の改新(文藝)
- 大化改革の要旨及び之に關與せる重要人物(海軍) ○食封(文藝)
- 班田收授の法(東商・西商・長商) ○班田(文本) ○口分田(專檢・小商) ○采女(文藝) ○防
- 租庸調(文本) ○班田制施行とその廢頓(文藝)

第二章 蝦夷の服屬 新羅の半島統一

重祚の始

土木

狂心渠

時政の三失

【齊明天皇】 孝徳天皇崩御の後、皇太子なほ辭して位に即き給はざりしかば、皇極天皇再び位に即き給ふ。これを齊明天皇とす。本邦重祚の始なり。中大兄皇子なほ皇太子として政を輔け給へり。

大化以來中央集權の制を立て給ひしかば、皇居も壯麗ならしめ給はん思召にや、元年紀元一三五年小墾田高市郡豊浦村に宮闕を造營せられしが、その材朽ちて用をなさざりしかば之を中止し、明年又岡本高市郡岡本村に造營あり、舒明天皇の宮趾なれば後飛鳥岡本宮と號す。又田身嶺磯城郡多武峯に周垣を施し、嶺上に宮觀を作りて兩槻宮又天宮と稱す。又香山カクヤマの西より石上山イソノカミまで渠を穿ち、船二百隻を以て石を運び、宮の東山に石垣を築く。然れども隨つて作れば隨つて破れ、遂に功を成さず、費す所甚だ多かりければ、時人渠を謗りて狂心渠クラシココロノミヅといへり。尋で又吉野宮を造り給ふ。

【有間皇子の反】 四年天皇紀伊に行幸し給ふ。留守官蘇我赤兄有間皇子孝徳天皇の皇子を訪ひ、天皇の政治の三失を説きて曰く、「大に倉庫を起てて民財を積聚する、これ一、長く渠水を穿ちて公糧を費すこと、これ二、舟に石を積みて運び、積みて丘をなす、これ三なり」と。皇子、赤兄が心腹を布くと思ひ、喜びて曰く「吾が年始めて兵を用ふべき時なり」と。その後皇子



また赤兄を訪ひ、赤兄と盟ひて歸り給ふ。夜半赤兄兵を以て皇子をその家に圍み、皇子及び守大石・坂合部・藥・鹽屋・鰯魚等を捉へて紀伊の行在所に送る。皇太子即ち命じて皇子を絞殺し、鰯魚を斬り、大石・藥を流し給へり。蓋、孝德天皇は晩年皇太子と御不和なりければ、赤兄は皇太子の爲に謀りて皇子を陥れしものなるべし。

【蝦夷の叛服】 蝦夷は日本武尊の征討後も叛服常ならず、仁德天皇の朝上毛野田道をして征せしめ給ひしが、田道敗れて伊寺水門今の陸前石巻に戦死せり。その後蝦夷の内附するもの多かりしが、雄略天皇の朝には蝦夷人五百人、新羅征討の軍に従ひて出發せしが、吉備に至れる比、天皇崩御の報を聞きて、忽ち叛したり。清寧天皇・欽明天皇の朝には内附を請ふもの多かりしが敏達天皇の朝にはまた叛して邊境に寇し、舒明天皇の朝また叛して上毛野形名の征討あり。皇極天皇の朝、日本海岸に住める越の蝦夷の内附するもの數千人あり。されど未だ全く朝廷に歸服せしにあらざれば、孝德天皇の大化三年紀元一三〇七年越國の淳足柵越後國中蒲原郡淳足柵を作り、翌年同國磐船柵同國磐船郡磐船町を修めて蝦夷に備へ、越・信濃の民を移して始めて柵戸を置けり。

淳足・磐船の柵

【蝦夷・肅慎の征討】 かく蝦夷の内附するもの多かりしが、越、蝦夷にはなほ歸服せざるも

蝦夷の三種

のありければ、齊明天皇の四年紀元一三一年阿倍比羅夫舟師百八十艘を率ゐて之を伐ち、鰲田羽後國秋田郡地方淳代同國山本郡能代地方二郡の蝦夷を降し、淳代・津輕二郡の郡領を定め、渡島北海道の南部の蝦夷を召して撫諭せり。翌年比羅夫再び舟師百八十艘を率ゐて、渡島の蝦夷を伐ち、後方羊蹄今の後志國に政所を置き郡領を定めて歸れり。當時蝦夷に三種あり。近きを熟蝦夷といひ毎年入貢す。次を麓蝦夷といひ、遠きを都加留津軽といふ。熟といひ麓といふは今の臺灣の熟蕃・生蕃の如し。此に至りて津輕の蝦夷も畧降附し、渡島の蝦夷さへ王化に浴するに至れり。比羅夫はまた北蝦夷越國に住める蝦夷を嚮導とし肅慎を討つこと二回四年六年共に大に之を破り、捕虜・生麗・麗皮等を獲て歸れり。

肅慎

【百濟・高麗の滅亡】 任那滅亡の後、歴代の天皇之が恢復を圖り給ひ、屢將士を遣されしも遂にその效なかりき。孝德天皇の朝新羅の使唐服を著て來朝せしかば、朝廷その恣に俗を移ししを責めて、筑紫より逐歸せり。時に大臣巨勢德太古奏して曰く、「今にして新羅を伐たざ



らば後必ず悔あらん」といひしも、議遂に行はれず。その後新羅は勢益強く、武烈王の時に至り、百濟王義慈が酒色に耽り、諫臣を殺して國治まらざるを機として、之を併呑せんとし、唐に援を請ふ。唐の高宗、乃ち蘇定方ソテイハフをして兵二十萬を率ゐて百濟を攻めしむ。齊明天皇の六年紀元一三二〇年七月、武烈王は蘇定方と百濟を夾撃して遂に王城を陥れ、王及び王子・大臣等捕へて唐に送れり。百濟の遺臣鬼室福信キシツフシン・餘自進ヨジジン、遺衆を糾合して恢復を圖り、國都を復し、使を我が國に送りて援を請ひ、且當時我が國に質たりし、義慈王の弟豐璋ホウシヤウを迎へ立てんことを請へり。

天皇崩御

天皇之を許し給ひ、詔して出師準備を命じ、七年皇太子と共に舟師を率ゐて筑紫に至り、アサクラノクサバノヒロニハノ 朝倉 橘 廣 庭 宮 筑前國朝倉郡須川村 に坐せしが、幾もなく、朝倉宮にて崩じ給ひしかば、皇太子素服して制を稱し給ふこと五年に及べり。これ即ち天智天皇なり。皇太子はまづ阿曇比羅夫・阿倍比羅夫等を遣して百濟を救はしめ、又狹井檳榔・秦田來津に兵五千を授けて豐璋を護送せしめ給ふ。時に、鬼室福信興復を以て自ら任じ、内外に重んぜられしが、その功を嫉むもの之を豐璋に讒して殺さしむ。新羅之に乗じて來り攻め、我が軍は唐軍と白村江（忠清南道にあり 錦江の下流なり）に戦ひて敗れしかば、豐璋は數人と高麗に遁れ百濟全く滅ぶ。天智天皇の二年紀元一三二三年なり。時に百濟人の我が軍に投ずるもの多かりければ、諸將は兵を收め歸化の百濟人を率ゐて歸れ

百濟滅ぶ

高麗滅ぶ

半島を放棄す

り。百濟の滅亡後五年紀元一三二八年高宗は李勣リセキを將とし新羅と兵を合せて高麗を討たしむ。高麗王敗れ降りて高麗亦滅びたり。ここに於て、神功皇后の新羅征伐以來久しく我に服屬せし半島の地全く我が手を離るるに至れり。蓋し半島服屬の後、その文物を輸入して、我が國運の進歩を助けし效尠からざれども、叛服常ならずして、屢征討の師を勞するの煩あり、殊に唐の勢威半島を壓するに至りて、その統御頗る困難の形勢となり、加ふるに、大化の改新以來、年尙淺くして、内治を整理するの急ありしかば、天智天皇は半島を放棄して、力を内治に盡し給へるなり。

白村江の戦

【一】白村江の戦 百濟王豐璋の鬼室福信を殺すや、新羅は之に乗じ、大舉して王城を圍む、我が軍馳せて之を救はんとす。唐將劉仁軌等戰艦百七十艘を以て之を白村江に邀ふ。我が先鋒之と戦ひて利あらず。諸將争ひ進みて隊伍整はず、唐軍左右より夾み撃ち火を放つて船を燒く。我が軍大敗し、溺死する者多し。秦田來津奮戦し數十人を殺して戦死せり。

百濟の歸化人

【二】百濟の歸化人 百濟滅亡の後、その民の我が國に歸化したるものは諸國に分置し民戸に編入せられたり。即ち近江に住せしめたるもの男女四百餘人、東國に置くもの二千餘人なりき。又學問技藝を以て朝廷に仕へ、位階を賜はりたるものも尠からず、鬼室集斯キシツシフシが學職頭に任ぜられ、沙宅紹明シャタクセウメイが法官大輔を拜せしが如き、その重なるものなり。

【新羅の朝鮮半島統一】 高麗滅亡の後、唐はその故地を收め、安東都護府を平壤に置き

文武王半島を統一す



之を治めしめたり。然るに新羅の文武王は英邁にして、百濟の故地を畧し、又高麗の叛民を納れ、遂に唐に背きて平壤を陥れしかば、唐の高宗使を遣してその罪を責めしめしも文武王服せず。是に於て、天武天皇の二年紀元一三三四年高宗劉仁軌等をして新羅を討たしめ、大に之を破りければ、文武王恐れて罪を謝せり。高宗之を赦し軍を班さしめしに、幾もなく文武王は又唐に背きて平壤を取り、唐は安東都護府を遼東城奉天府遼陽州の北に移せり。ここに於て新羅遂に朝鮮半島を統一せり。時に天武天皇五年紀元一三三七年なり。

唐に備ふ

【西海の防備】天智天皇は半島放棄の策を探り給ひたれど、既に一度唐と干戈を交へたることなれば、西海の防備を嚴にして之に備へ給へり。即ち百濟滅亡の翌三年紀元一三二四年對馬・壹岐筑紫・長門に防人及び烽火を置き、筑紫には水城ミヅキを築きて水を貯へ、又東國に命じて大船を造らしめ、四年筑紫に大野城筑前國筑紫郡大野村・及椽城豊前國豊前郡築上郡を築かしめ、六年倭の高安城今河内國中河内郡高安村録伏山讚岐の屋島城木田郡瀨元村大字屋島、對馬の金田城下縣郡黒瀬村を築かしめ、又栗隈王・蘇我赤兄を前後に筑紫率となして海防を督せしめ給ひき。

唐使來朝

【唐との修好】天智天皇稱制の三年五月唐の百濟鎮將劉仁願、郭務悰クワクムソウをして來朝し上表して物を獻ぜしむ。蓋唐は百濟の事に關して一旦我が國と干戈を交へたれども、固より我が國と何等の怨あるにあらず、且當時百濟の遺衆のなほ服せざるものありしかば、我が國と好を

修めて輯服を圖るを得策とせしものなるべし。四年九月唐また劉徳高・郭務悰等をして來朝し上表せしむ。十二月朝廷守大石等をして之を唐に送らしめらる。これより唐との通聘絶えず、宇多天皇の朝に及べり。

〔試驗問題〕

- 柵戸(文豫) ○齊明天皇の御事蹟(文豫) ○越蝦夷征伐(商船) ○阿部比羅夫(高・東師)
- 東女師 ○肅慎(文豫) ○有間皇子(文本) ○三韓を放棄せる天皇の名及放棄せる主因(海軍)
- 栗隈王(文豫) ○天智天皇の御代に於ける外國關係(文本) ○鬼室福信(文豫)

第三章 近江朝廷と飛鳥淨見原朝廷

近江朝廷

【近江の朝廷】天智天皇稱制の六年紀元一三二七年都を近江の志賀滋賀郡錦織村に遷し給ふ、庶民遷都を喜ばず、童謡多く起り、失火日夜に多し。七年正月大津宮に即位し給ふ。世にこの御代を近江朝廷と稱す。

鎌足薨す

【藤原鎌足の薨去】八年内臣中臣鎌足病む。天皇親しくその家に行幸して病を問ひ給ひ、又皇太弟大海人皇子を遣して、大織冠當時の最高冠と内大臣とを授け藤原氏を賜ひぬ。つぎて薨す、年五十六。鎌足資性忠良中大兄皇子を助け蘇我氏を滅して皇室を泰山の安きに置き、大化の改新を翼賛して中央集權の制を確立したる功偉なりといふべし。薨じて山階ヤマシナの精舎シヤウシヤに葬り、後大和の多武峯に改葬す。今の別格官幣社談山神社大和國磯城郡多武峯村は即ち鎌足を祀れるなり。

官幣社 談山神社

〔解説〕(一)官幣社 王朝時代には神祇官より祈年・月次・相嘗・新嘗等の祭に幣帛を捧ぐる神社をいひ、



國幣社

大社・小社の別あり。大社は案上の官幣(幣を案上に奠て神を祭るもの)に預るものにて名神ミヤウジと名神ならざるものとあり。又月次・新年・相嘗・新嘗の四祭に預るものと、祈年・月次・新嘗の三祭に預るものあり。小社は祈年祭に案下の官幣に預るものをいふ。又之に對して、國司より幣帛を捧げて祭る社を國幣社といひ、大小の別あり。名神とは社格の一にして、鎮座の年代古く、神統の正しきものをいふ、名神にして大社に列するを名神大といふ。明治以後は、社格を官幣社・國幣社・府縣社・郷社・村社と定め官幣社を大中小及び別格の四級に、國幣社を大中小の三級に分つ。共に小社より中社、中社より大社に、また國幣大社より官幣社に昇格するを得れど、別格官幣社のみは社格を變動するを得ざる規定なり。官幣社は宮内省より幣帛を捧げ、國幣社は國庫より幣帛料を支出す。

名神

明治以後の制

【庚午年籍と近江令】

九年紀元一三三〇年

朝廷の禮儀と行路相避くるの禮とを定め給ひ、又誣妄妖

偽を禁斷し、又蘇我氏滅亡の時、船惠尺が取りて奉れる國記の燼餘を基とし、實地に検討して新に戸籍を造り、盜賊・浮浪を禁斷せしめ給ふ。この年庚午なりければ、これを庚午年籍といふ。すべて戸籍は六年毎に改造し、三十年間これを保存し、その後は次第に取り捨つる定なりしも、この庚午年籍のみは永世除かずして、戸籍の原本となされたり。十年大友皇子を太政大臣に任じて諸臣の上首とし給ふ。これ太政大臣の始なり。天皇また律令リツリョウ撰定の御志あり、藤原鎌足に命じて撰修せしめ給ひしもの二十二卷ありきといへど今傳はらず。我が國にて令を制定せし始にして、世に之を近江令と稱す。後の大寶令はこれを基として成りしもの

太政大臣の始

近江令

學校を設く

なり。この時律をも制定し給ひしなるべけれど、その完成せしか否かは今詳ならず。この朝また始めて學校を設け、學職頭を置きて學政を總裁せしめ給へり。

【天智天皇の崩御】

十年紀元一三三一年

九月天皇御病あり。皇太弟を召して後事を屬し給ひしに、

皇太弟は多病なりと稱して之を辭し、出家せんことを請ひて許され、乃ち内裏にて落飾し、直に吉野に入り給ふ。時人之を評して「虎に翼して野に放つが如し」といへり。蓋天皇と大海人皇子とは御不和にして、皇子の皇太弟たるは天皇の御本志にあらず、御出家の事も亦固より大海人皇子の御本志にあらずなり。

皇太弟遁世し給ひければ、大友皇子皇太子に立ち給ふ。十一月皇太子は左大臣蘇我赤兄・

右大臣中臣金フカネ・御史大夫蘇我果安ヘタカヤス・巨勢比等ヒト・紀大人五人と誓ひ給ひ、五人また皇太子と天皇の

御前に誓へり。蓋當時近江の朝廷にては群臣二派に分れ、一は皇太子に、一は前東宮に心を寄せ、各相黨援する所ありたれば、かかる盟誓の必要もありしなるべし。十二月天皇遂に崩御し給へり。天皇英邁にしてよく大化の改新を斷行し、範を後世に垂れ給ひしかば、後世ゴ十陵の制を立てらるるに及びても、天皇の山科陵山城國宇治郡山科村大字御陵は永世奉幣と定められ給ひき。されば、後人天皇を以て中興の英主となし、神武天皇を太祖と稱し、天皇を中宗と稱し奉る。

【圖説】(一) 十陵の制

近江の制ともいふ。天皇より等親の親近なる十の陵をいふ。近とは當代に親し

皇太弟出家

皇太子と五臣との誓盟

中興の英主

十陵の制



八墓の制

く近き意を以ていふ。清和天皇貞觀の初、近陵・遠陵の制を定められ、天智・光仁・桓武・平城・仁明・文徳の六天皇、及び田原・崇道の追尊天皇、竝に桓武天皇の母后、嵯峨天皇の母后の十陵を近陵とし、その餘は皆遠となす。その後加除一ならずと雖も、天智・光仁・桓武・崇道・仁明・光孝・醍醐諸帝の山陵は歴世除かれず。十陵の制と同時に八墓の制(又近墓の制)を定めらる。即ち天皇より等親の近き外戚の墓なり。これも歴世親疎によりて加除一ならずれども、藤原鎌足の多武峯墓のみは除かれず。

弘文天皇

【壬申の亂】 天智天皇崩じ給ひ皇太子即位し給ふ。これを弘文天皇とす。時に前東宮大海人皇子吉野にありて舉兵の準備をなし給へば、朝廷にてもその防備として、山陵修築の人夫に託して兵士を徵發し、近江の京と大和の舊京との間處處に斥候を置き、菟道の橋守に命じて吉野の運糧を遮らしめ給へり。されど天皇の妃十市皇女は大海人皇子の女にして、皇子の御子高市・大津の二皇子も近江におはし、群臣中にも吉野に心を通ずるもの少からざれば、朝廷の消息は明に吉野に通ぜしなるべし。

大海人皇子の舉兵

大海人皇子は東宮たりし時の御料地美濃・伊勢にあるを以て、東國に據りて近江を襲はんとし、使を遣して急に不破の道を塞がしめ、皇子は壬申の歲紀元一三三二年六月妃鸕野皇女後の持統天皇及び草壁・忍壁の二皇子と舍人を従へ、伊賀を経て伊勢の桑名に至り給ふや、高市・大津の二皇子諸士を率ゐて近江より來り會し給ふ。尋で不破に入り、本營をこの地の野上に定め給ひ、妃を桑名に留め、高市皇子は和覽美濃國不破郡今之關ヶ原に軍して互に聯絡を保つ。伊勢・尾張の國

司も來り屬し、大伴馬來田・吹負兄弟は大和にありて應援す。

官軍敗績

朝廷報を得て大に驚き、山部王・蘇我果安・巨勢比等を將として兵數萬を率ゐて不破を襲はんとせしが、山部王變心して二將に殺され、官軍爲に亂れしかば、果安は自殺し官軍愈振はず。吉野の將村國男依等栗太近江國栗太郡瀬田村の官軍を破りて瀬田に迫る。天皇群臣と全軍を率ゐて瀬田橋の西に陣し、橋板を撤して之を拒がしめ給ふ。官軍の將智尊防戰最力めしも捷たずして戰死し、官軍遂に敗走し、天皇は遁れて山前大津市三井寺附近に至りて崩じ給ひぬ。御年二十五。御在位僅に八箇月に過ぎざりき。

天武天皇

【天武天皇】 弘文天皇崩御の後、大海人皇子倭の飛鳥淨見原宮大和國高市郡高市村大字上原に即位し給ふ。之を天武天皇とす。天皇御即位の後も、近江の朝廷に心を寄せたる者もなほ少からず、御宇の間災異も少からざりしかば、篤く神佛を崇敬し、神領を定め佛寺を建て、屢齋會供養を行はせ給ひ、又課役を免し貸税を定め赦令を下し給ひしことも一二に止まらず。皇后・諸皇子をして、同胞・異腹を別たす兄弟相扶けて天勅に忤ふまじきを盟はしめ給ひし事もありき。天皇又天智天皇の御志を繼ぎて大化新政の完成を圖り、律令を補修し國史を撰修し、八色の姓を定め、軍備を擴張し、舊典を興し新例を始め給ひしこと少からず。されど、天皇は天智天皇の進歩的なりしに比して、稍保守的の傾向ましまししが如く、天智天皇大改革の後をうけ



浄見原朝廷の政

持統天皇

文武天皇

太上天皇の始

八色の姓

軍備擴張

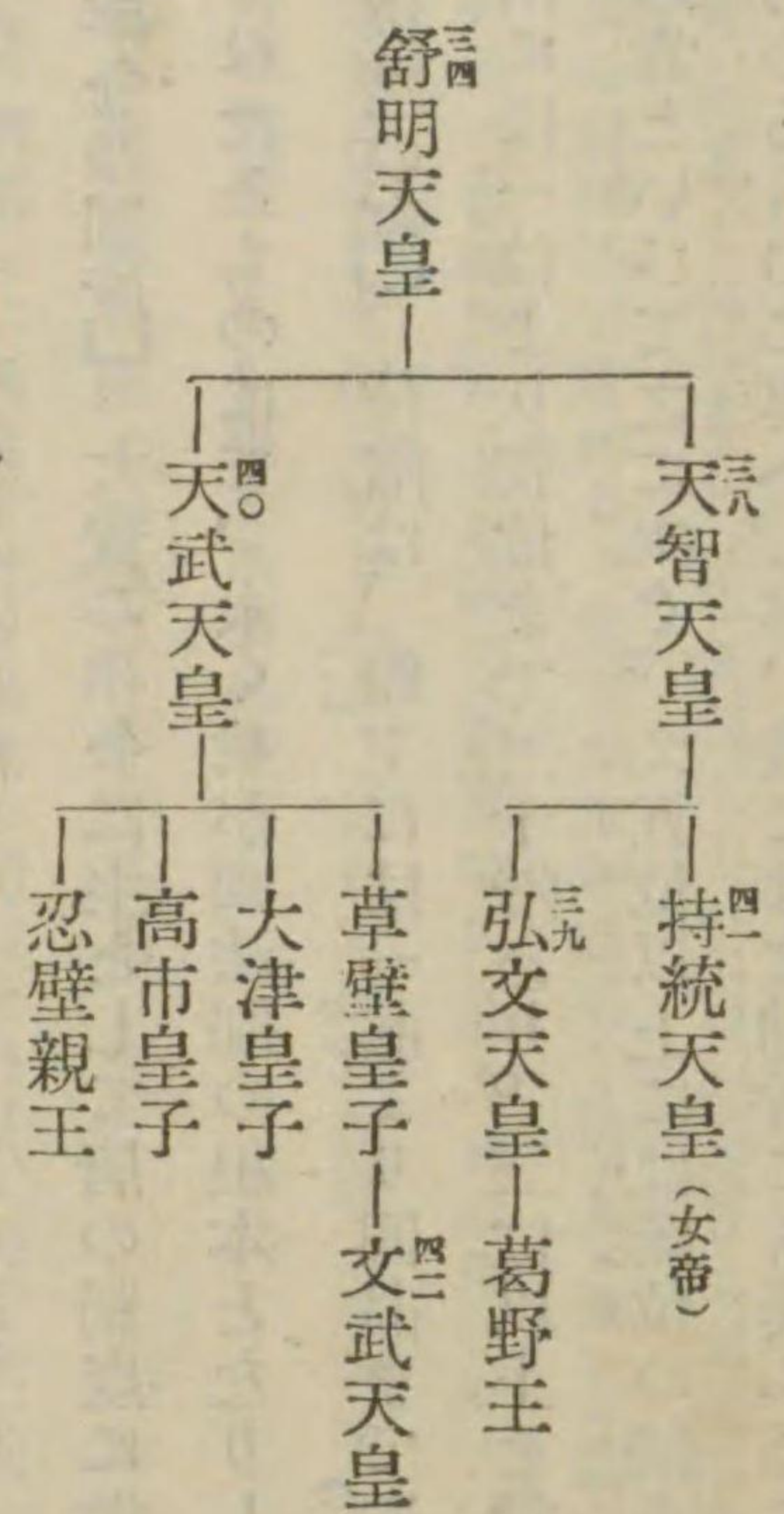
て、我が國古來の風俗習慣を參酌して施設その宜しきを得しかば、後世稱して浄見原朝廷の政といへり。

天皇崩じて皇后位に即き給ふ。これを持統天皇とす。草壁皇子皇太子たりしが、天皇の三年に薨じ給ひしかば、其の御弟高市皇子を立て給ひしに、十年に至り皇子も亦薨じ給へり。是に於て諸王・百官を會して皇嗣を議せしめ給ひ、葛野王の議によりて、草壁太子の御子珂瑠皇子を立てて皇太子となし、やがて位を譲り給ふ。太子立つ、これを文武天皇とす。天皇即位の初、持統天皇を尊びて太上天皇と稱し給ふ。これ太上天皇の始なり。

〔一〕八色の姓 眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置をいふ。こは大化以前の姓とは性質を異にし、全く今の爵の如きものにて、官職とは關する所なし。而してこの後にも八色以外の姓多く史に見ゆれば、十分に行はれざりしものなるべし。

〔二〕軍備擴張 天武天皇は武を以て御志を遂げ給ひ、殊にその功臣は多く舍人なりしかば、舍人を頼もしく思召しけるにや、即位の年詔して「凡初めて出身せんものはまづ大舍人に仕へしめ、然る後に才能を選びて當職に充てん」と定め給ひ、四年には諸王以下初位以上は人毎に兵を備へしめ、尋で、京畿は人別に兵を授け、三卿には乘馬の外に細馬を飼養し、召に隨ひて出さしめ、文武官は務めて用兵・乘馬を習ひ、その装束を備へしめ、常に試練して召集に應ぜしめ、怠り闕くものは親王以下懲罰すべし、習熟せるものは、死罪と雖も二等を減ず、唯才を恃みて故犯せるものは赦さずと定め、時時親

皇室御略系(六)



しくこれを檢閲し給へり。

- 〔試験問題〕 ○中臣(藤原)鎌足(山南・專檢) ○名神大(文本) ○官幣社國幣社(文本) ○天智天皇(文豫・東師) ○庚午年籍(文本・專檢) ○壬申の亂(文豫) ○村國男依(文本) ○天武天皇(東師) ○高市皇子(文豫) ○近江朝廷の政治と飛鳥浄見原朝廷の政治との異同(文本) ○葛野王(文本)

第四章 律令の修定(一)

【大寶の律令】 天智天皇の朝に撰定せられたる近江令は、天武天皇の朝一たび修定せしめ給ひ、持統天皇の朝初めて之を諸司に班ちたまへり。文武天皇の朝に至り、忍壁親王・



大寶律令の修定

藤原不比等・粟田真人等に詔して、更に律令を修定せしめ給ひしが、大寶元年（紀元一三六二年）八月に至りて成れり。乃ち明法博士を諸道に遣して新令を講ぜしめ、翌二年十月天下に施行し給へり。律六卷・令十一卷あり。之を大寶令・大寶律といふ。この後元正天皇の養老二年（紀元一三七八年）藤原不比等に詔して、更に之を修正せしめ給ひしもの、所謂養老令・養老律にして、各十卷あり。されど養老の修正は、主として條項の増減文章の修正にして、著しき改修にはあざりき。而して律は今の刑法にあたり、罪を斷する標準を示したるものにて、令は官制・兵制・學制・田制・税法等、行政上必要な種種の制度・規則等を定めたるものなり。

【律令の制度】 大寶の律令は主として唐の制度に倣ひ、我が國古來の習慣を斟酌して制定せられたるものにて、永く我が國法制の根本となりしものなれば、左にその概要を述ぶべし。

【位階の制】 位階は、親王（一）には一品より四品まで四階、諸王（二）には一位より五位まで十四階（四）諸臣には一位より初位まで三十階（五）あり。三位以上を貴といひてその待遇特に重く、四位・五位を通貴といひて之に次ぐ。又五位以上には陰位（六）の制あり。位階の外に勳位十二等あり、もと武功あるものに與へしが、後には文勳者にも與ふることとなれり。すべて官位は相當するを正とし、兩官を帯びて相當せざるは、その上官を正として餘を兼とす。又位卑くして官高きを守といひ、階高くして職卑きを行といふ。

位階

親王

内親王

入道親王

法親王

無品親王

親王宣下

四階

諸王

十四階

三十階

【解説】 (一) 親王 天皇に最も親しき王の義にて、天皇の御兄弟・姉妹・皇子・皇女をいふ。親王・内親王・入道親王・法親王の別あり。皇兄弟・皇子にして親王たるものを單に親王といひ、皇姉妹・皇女にして親王たるものを内親王といひ、親王にして出家したるものを入道親王といひ、皇兄弟・皇子が出家したる後、親王となれるものを法親王といふ。大寶令に親王は皇兄弟・姉妹及び皇子・皇女を稱することとし、其の制始めて定めり。親王の位階は品と稱して諸王・諸臣に分つ。品に叙せられざる親王を無品親王といふ。官は大臣・太宰帥・八省卿等に任じ、或は彈正尹・三國大守等にも任ぜらる。皇子・皇女はもと生れながらにして親王たりしが、淳仁天皇以後親王宣下といふこと始り、爾來皇子・皇女は宣下によりて始めて親王たるを得るに至れり。

(二) 親王の四階 一品・二品・三品・四品。

(三) 諸王 二世以下なる皇胤の男女をいひ、男子を王、女子を女王と稱す。令制によれば、五世王はもと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年特に皇親の列に入れられしが、延暦十七年再び古制に復せられたり。官は大臣・納言・神祇伯・大學頭等に任ぜらる。

(四) 諸王の十四階 正一位・從一位・正二位・從二位・正三位・從三位・正四位上・正四位下・從四位上・從四位下・正五位上・正五位下・從五位上・從五位下。

(五) 諸臣の三十階 正一位・從一位・正二位・從二位・正三位・從三位・正四位上・正四位下・從四位上・從四位下・正五位上・正五位下・從五位上・從五位下・正六位上・正六位下・從六位上・從六位下・正七位上・正七位下・從七位上・從七位下・正八位上・正八位下・從八位上・從八位下・大初位上・大初位下・少初位上・少初位下



蔭位の制  
蔭子  
蔭孫

初位下。  
(六) 蔭位の制 蔭位とは父祖の蔭に因りて得る位階の義。五位以上の者の子(蔭子といふ)二十一歳に及べば、すべて嫡庶の區別によりて位階を賜ひ、三位以上の者は孫(蔭孫といふ)にも賜ふ。親王(有品・無品とも)の嫡子は從四位下、諸王(一位より五位まで)の嫡子は從五位下を賜ふ。諸臣の是一位の嫡子從五位下より、從五位の嫡子從八位上に至る。庶子は嫡子より一階を下し、蔭孫は蔭子より一階を下す定なり。

中央政府の官制

【官制】 中央政府には神祇・太政の二官と、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省及び彈正臺あり。

神祇官  
祭祀

一、神祇官 諸官省の首班にありて、神祇の祭祀、祝部・御巫・卜兆等の事を掌る。祭祀には大・中・小の三種あり。一月齋するを大祀とし、三日齋するを中祀とし、一日齋するを小祀とす。大祀は大嘗會あるのみにして、中祀は祈年・月次・新嘗・神嘗の諸祭、小祀は鎮華・神衣・三枝・大忌・風神・鎮火・道饗・相嘗・鎮魂の諸祭なり。

大嘗會

【解説】 (一) 大嘗會 天皇即位の後、始めて新穀を以て天照大神及び天神・地祇を祭らせ給ふものにて、古は大嘗或は新嘗ともいひて其の別なかりしが、天武天皇より年毎に行ふを新嘗といひ、世毎に行ふを大嘗といふこととなれり。七月以前に位に即き給ふ時は當年行ひ、八月以後は明年行はる。

祈年祭  
四箇の祭

(二) 祈年祭 風雨の災害なく年穀の豊熟を祈る祭にて、陰曆二月四日行ふ。大神宮以下三千一百三十二座の神を神祇官及び國司廳にて祭る。この祭及び月次兩度の祭、新嘗祭を四箇の祭として國家の大

月次祭

事とす。  
(三) 月次祭 祈年に案上の幣に預る神を六月・十二月の二季十一日に、神祇官にて祭り、國家の靜謐、聖體の福運を祈る祭なり。蓋毎月祭るべきを畧して、二季に祭るものにて、月毎に祭る義によりて月次と名づくるなり。

新嘗祭

(四) 新嘗祭 十一月の下の卯の日(三卯あれば中の卯の日)に、天皇新穀を神祇に奉りて年穀豊熟の天恩に報い、御親らも聞食し、群臣にも賜ひて之を祝ふ祭。

神嘗祭  
大神宮三時祭

(五) 神嘗祭 天皇新穀を以て作れる神酒と神饌とを伊勢大神宮に奉らせ給ふ祭にて、九月十一日行ふ。この祭と六月・十二月の月次祭とを大神宮三時祭といふ。

鎮華祭

(六) 小祀の諸祭 鎮華祭は春花の飛散する時、疫癘を鎮壓するため、三月吉日を選び、大神・狹井の二神を祭る。神衣祭は伊勢大神宮の祭にて、和妙・荒妙の神衣を織りて皇大神宮に奉る祭なり。四月・九月の十四日に行ふ。三枝祭は大和の率川社の祭にて、三枝の花を以て酒樽を飾り祭るより名づく。

三枝祭

四月に行ふ。大忌祭は大和の廣瀨神社・龍田神社を春秋二季風雨の災なく、五穀の豊熟を祈る祭。風神祭は大和の龍田の風神を主として廣瀨の神を祭り、暴風雨起らずして五穀の豊熟を祈る祭。鎮火祭は火災を防がんが爲、火神を祭る。毎年六月・十二月吉日を選び、卜部氏火を鑽ちて、宮城の四隅にて行ふ。

大忌祭

鎮火祭は鬼魅の城外より來るものを饗し退めて、京城外に驅逐するため、京城の四隅にて路上に供物を備へて祭る。毎年六月・十二月吉日を選びて行ふ。相嘗祭は大和・住吉等七十一座の神に新穀を供する祭にて、十一月上旬の卯の日に行ふ。鎮魂祭は天皇の御魂を鎮安し、御世長久を祈り奉る祭にて、十

風神祭

道饗祭

相嘗祭

鎮魂祭

鎮魂祭



太政官

一月中の寅の日に行ふ。

二、太政官 天下の大政を統理し、八省諸司を總管す。太政大臣・左右大臣(これを三公といふ)・大少納言(四)・左右辨官等の職員あり。又少納言局・左辨官局・右辨官局あり、之を三局といふ。左辨官は中務・式部・治部・民部を管し、右辨官は兵部・刑部・大藏・宮内を管し、少納言局は外記(五)を管す。

太政大臣

左大臣

右大臣

〔一〕太政大臣 太政官の長官にして定まれる職掌なく最も其の任を重んず。一人に師範として四海の典型たるを職とし、有徳の人を選び、その人なければ則ち闕くの制なり。故に之を則闕の官といふ。  
〔二〕左右大臣 左大臣は太政官の長官にして太政官中の政務一切を統領す、故に一上(イデノカミ)と稱す。又叙位・除目の執筆、節會の内辨等をも勤む。左大臣にして攝關たる時は、一上を右大臣に譲る。右大臣も太政官の長官にして左大臣の次位にあり、その職掌左大臣に同じ。左大臣障ある時、諸公事を奉行することも左大臣に同じ。

大納言

少納言

〔三〕大少納言 大納言は太政官の次官にして天皇に侍従し、庶政を參議し、宣旨を敷奏し、侍従を獻替し、大臣候せざる時は代つて政務・公事を奉行す。少納言は太政官の判官にして、詔勅を傳宣し、鈴・印・傳符の事と官印を兼監する事を掌る。最も重職にして必ず侍従職を兼ねぬ。その詰所を少納言局といひ、外記の上首之を掌る。

左右辨官

〔四〕左右辨官 共に太政官の判官にして、庶事を受付け、官内を糾判し、文案を署し、稽失を勾へ、諸司の宿直、諸國の朝集を知る。

外記

〔五〕外記 太政官の主典なり。詔勅及び奏文を勘造し、或は公文を読み、文案を勘署し、稽失を検出

中務省

する事を掌る。即ち恒例臨時の公事、除目・叙位等を奉行す。

三、中務省 至尊に侍従して、其の儀禮を贊相し、可否を獻替し、詔勅の文案を審署し、事を受けて覆奏し、宣旨、勞問、上表を受納し、國史の編修を監し、女王・内外命婦・官人の名帳、考叙・位記、諸國の戸籍・租調帳、僧尼の名籍等を掌る。宮中の事を統領するを以て最も重んじ、長官には多く親王を以て之に任す。中宮職・左右大舍人寮・圖書寮・内藏寮・縫殿寮・陰陽寮・畫工司・内藥司・内記司等之に屬す。

内外命婦

〔一〕内外命婦 五位以上を帯したる婦人を内命婦といひ、五位以上の人の妻を外命婦といふ。内外命婦ともに朝參する事あるを以て、中務省にてその考課を勘するなり。延喜以後には中藤の女房を命婦と稱し、令制と異なるに至れり。

式部省

四、式部省 朝廷の禮儀、内外文官の考課・選叙・祿賜等を校定し、功を論じ賞を行ひ、學政を總覽し、學校を管し、貢人を策試し、家令を補し、文官を判補す。諸國史生を任補するを一分召(イチブメシ)といふ。被管に大學寮・散位寮あり。

考課

〔一〕考課 内外文武官員の年中の功(職事修理をいふ)・過(公務廢闕をいふ)・行(善惡をいふ)・能(才藝をいふ)等を勘定することをいふ。考は功過を考校し、課は才藝を課試するなり。

貢人舉人

〔二〕貢人 試験の選に當りて、國學より出すものをいふ。之に對して大學より出すを舉人(コジシ)といふ。

治部省

五、治部省 五位以上の繼嗣・婚姻・祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、聲樂を正し、僧尼を制し、蕃客を待遇し、姓氏の争訟を判斷す。被管に雅樂寮・玄蕃寮・諸陵司・喪儀司あり。



僧綱  
三綱

【解説】(一)僧尼 僧正・僧都・律師の僧官を置きて天下の僧尼を檢校せしむ。僧官を任ずるには、必ず其の德行よく衆徒を化し、法務を綱維するに足るものを用ひ、一任以後輒く換ふことを得ず。この僧官と僧位の法印・法眼・法橋とを總稱して僧綱といひ、その事務所を僧綱所又は綱所といふ。又諸大寺には各上座・寺主・都維那の三僧職を置きて、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理せしむ。之を三綱といひ、又所司ともいふ。

民部省

六、民部省 天下の人口を檢し、戸籍を勘へ、租庸調を知り、國用を支度し、節義を旌表して、課役を免し、孤寡を優恤し、家人・奴婢を知り、道路・橋梁・津濟・山川・藪澤・田郷を管し、圖帳を具して按檢に便にす。被管に主計寮・主稅寮あり。

兵部省

七、兵部省 兵政を總管し、中宮職・春宮坊・六衛府の舍人、齋寮の門部を判補し、衛士・防人・健兒を管し、鎮守府の官人、太宰府及び諸國の帶仗官、竝に六衛府長官以下の馬料、左右馬寮・兵庫寮等の事にも關係し、又武官・兵士の名帳、考課・選叙・位記、及び朝集・祿賜・假使・兵器・儀仗・城隍・烽火等の事を掌る。被管に兵馬司・造兵司・鼓吹司・主船司・主鷹司あり。

健兒

【解説】(二)健兒 諸國の兵庫・鈴藏及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり。

刑部省

八、刑部省 罪人を裁判し、刑名を定め、疑獄を決し、良民・賤民の名籍及び囚禁・負債の事を掌る。被管に贖贖司・囚獄司あり。

大藏省

九、大藏省 諸國の調及び錢・金・銀・珠玉・銅鐵・骨角・羽毛・漆・帳幕を出納し、權衡・度量、賣

宮内省

買の估價、諸國貢獻の雜物の事を掌る。被管に典鑄司・掃部司・漆部司・縫部司・織部司あり。  
一〇、宮内省 諸國の調・雜物・春米を出納し、官田及び御食産ミケノチを知り、内外の膳食の事を初め、宮中一切の庶務を掌る。被管に大膳職・木工寮・大炊寮・典藥寮・主殿寮・正親司・造酒司・土工司・官奴司・主水司・内掃部司・内染司・内膳司・鍛冶司・園池司・采女司・主油司・管陶司あり。

彈正臺

一一、彈正臺 風俗を肅清し、内外の非違を糾彈す。すべて朝臣の非違五位以上は彈奏し、六位以下は所司に移して推問す。但太政大臣は彈するを得ず。尹犯あれば弼以下奏彈し、臺中の非違は互に相彈す。弼以下月に京中を巡し、忠以下は日に京城内外を察し、官の苛法冤抑を訴ふる者は、推究して當を得れば奏し、然らざれば彈す。

地方の官制

地方には京師に左右京職ソウキョクあり、攝津に攝津職あり、諸國の國郡には國司・郡司あり。九州は外國との關係上重要な地なれば、特に太宰府を置きて九國・二島ニシマを統轄せしめたり。

左右京職

一、左右京職 左右京の戸口・名籍、百姓を存養し、所部を糾察し、貢舉・孝義・田宅・雜徭・良賤・訴訟・市鄣・度量・倉廩・租調・兵士・器仗・道路・橋梁・過所及び司法警察の事を掌る。被官に東西市司あり。

貢舉

【解説】(一)貢舉 大學・國學より試験を受けて出身する道にて、大學より出すを舉人、國學より出すを貢人といふ。

雜徭(徭役)

(二)雜徭 徭役ともいふ。正役日數の外に服役するをいふ。租調を免して役するものあり、功食を給



過所

ひて使ふ者あり。六十日を過ぐるを得ず。

過書船  
關所手形

(三) 過所(過書) 關所路次の煩なきため、朝廷(後世は幕府よりも)より出したる證狀をいふ、令の制、關を通過せんとする者は、各本貫・本司を経て、官省に請うて過所を得て證とするなり。(例へば大舍人にて右京の人過所を得んとするには、まづ大舍人寮に申し、寮より右京職に送り、職判して給ふなり) 有效規限は三十日なり。船舶も長門・攝津等を過ぐるもの、同じく過所を得ざれば通行を許されず、過所を得し船を過書船といふ。(江戸時代には又平田船に似たる大船にて、山城の淀川を通航するものをいへり) 後世關所にのみ限りて過所を用ひ、關所手形ともいふに至れり。

攝津職

二、攝津職 攝津一國内の神社・戸口・帳簿、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部を糾察し、貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・市鄺・度量・倉廩・租調・雜徭・兵士・器仗・土木・僧尼名籍以下凡て一切の事務を掌る。延曆中職を廢して國司を置く。

國司

三、國司 國衙に在りて政務を司る四部官即ち守・介・掾・目の總稱なり。守は一國の政務を統轄し、神社・戸口・帳簿、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部を糾察し、貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・牧城・過所・公私馬牛・關遺雜物、及び寺、僧尼の名籍等の事を掌る。この外陸奥・出羽・越後等の蝦夷に接する國は饗給・征討・斥候を、壹岐・對馬・日向・大隅・薩摩等の外國に近き國は鎮捍・防守・蕃客歸化の事を兼ね、伊勢・美濃・越前の三關國は關割及び關契の事を併せ掌る。國に大・上・中・下の四等あり、その等級によりて國司の員數に差別あり。

郡司

四、郡司 國司の下に屬して郡内の政務を行ふ大領・少領・主政・主帳の總稱なり。郡司の役所を郡家又は郡院といふ。郡に大・上・中・下・小の五等あり。等級によりて郡司の數も各異なり。二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とす。一里とは五十戸をいふなり。

太宰府

五、太宰府 九國・一島を總管し、兼ねて外寇を防ぎ、外交の事を掌る。主神は管内諸社の祭祠を掌る。帥・大貳・少貳は神社・戸口・帳簿、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部を糾察し、貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・城牧・公私馬牛・關遺雜物、及び寺僧尼の名籍、蕃客歸化・饗讌等の事を掌る。被管に防人司あり。又府學には博士ありて管内諸國の學生を教授し、併せて課試す。

太宰府の起

太宰府は筑前國筑紫郡太宰府村にありき。應神天皇六年紀元九三五年武内宿禰を筑紫に遣し西國の機務を監せしめ、宣化天皇元年紀元一九六年官家を那津今の筑前博多に置き九國を總攬せしめ、兼て外國の事を掌らしめ給へり。之を太宰府の起とす。蓋外寇に備ふると共に、九州は帝都を距ること遠くして時に離叛の憂あるを以て、之を防がんがために、ここに一大官衙を設けて諸國を統治せしものなるべし。而して史上に始めて太宰の名の見えたるは推古天皇の朝なれど、那津の官家が太宰府村に移りし年代は詳ならず。その長官たる帥は中古多く親王の任なり



き。仁明天皇の朝始めて權帥を置き、納言以上を以て之に任じ、親王帥に任ぜらるる時は、權帥専ら府務を執れり。之より權帥を置けば、大貳を置かず、大貳を置けば權帥を置かざる定となれり。又大臣貶せらるる時は、員外の權帥に任ぜらるるを常とすれど、こは唯名義のみにて、實際の府務には與らず。

すべて内外の諸司職掌あるを職事官シキジクワンといひ、職掌なきを散官といふ。五衛府・軍團及び諸の兵仗を帶ぶるものを武官といひ、その餘を文官といふ。在京の諸司を京官と稱し、他を外官ゲクワンといふ。又以上に説きたる官衙には大抵長官カミ・次官スケ・判官ジヨウ・主典サクワンの四等の官吏あり。長官はその官衙を統轄し、次官は長官を輔佐し、判官は官内を糾判し、文案を審署し、稽失を勸へ、主典は事を受けて載録し、文案を勘造し、稽失を検出し、公文を讀む事を掌る。之を四部官といふ。その名稱は官省によりて各異なり、即ち左表の如し。

職事官散官  
武官文官  
京官外官

四部官

太政官	神祇官	官衙		長官	次官	判官	主典
		右大臣	左大臣				
大納言	大貳	大納言	大貳	大納言	大貳	大納言	大貳
大納言	大貳	大納言	大貳	大納言	大貳	大納言	大貳
大史、外記	大史	大史、外記	大史	大史、外記	大史	大史、外記	大史

後宮	郡	國	太宰府	五衛府	彈正臺	司	寮	職	八省
侍	大領	守	帥	督	尹	正	頭	大夫	卿
典侍	少領	介	大貳	佐	大弼		助	亮	少大輔
掌侍	主政	掾	大監	大尉	大忠	佑	大允	大進	少大丞
	主帳	目	大典	大志	大疏	令史	大屬	大屬	少大錄



〔試験問題〕 ○藤原不比等(東師) ○大寶令(高校・海軍・神商) ○大寶令の要目(文本) ○律令格式(文本・長商・専檢) ○式部省治部省(文豫) ○太宰府設置の由來(文本) ○蔭子(文豫) ○租庸調(一高・文本) ○僧綱三綱(文本) ○徭役(文本) ○神嘗祭(文本) ○親王宣下(文本) ○律令制定事業(文豫)

第五章 律令の修定(二)

兵制 【兵制】 京師に衛門府・左右衛士府・左右兵衛府及び左右馬寮・左右兵庫あり。諸國に軍團あり。太宰府には防人を置き、三關には兵士を置けり。

衛門府 一、衛門府 また靱負府ともいふ。宮城の外門を守る職にて諸門の禁衛・出入を管し、禮儀を正し、時を以て所部を巡檢して不法の徒を戒め、竝に隼人・門籍・門榜の事を掌る。その被管に隼人司あり。

左右衛士府 二、左右衛士府 宮掖を禁衛し、隊仗を檢校し、衛士を差配し、所部を巡檢し、禮儀・兵仗を正し、車駕出入の先驅・後殿の事等を掌る。

左右兵衛府 三、左右兵衛府 宣陽門・陰明門以外を警衛し、時を以て巡檢し、車駕の出入に前後を警衛する事を掌る。

五衛府 以上を五衛府と稱せしが、平城天皇の大同二年紀元一四一左右近衛府を置き、同三年衛門府を左右衛士府に併せ、ついで左右衛士府を左右衛門府と改稱するに及びて六衛府と稱し、或

左右近衛府

は四衛・二府ともいひ、又衛門・兵衛を外衛ともいへり。左右近衛府は天皇の親衛たるを以て内衛ともいふ。禁兵を統べて宮闕に宿侍し、兵仗を帶して禁中を警衛する事を掌り、兼て大小の朝會に隊仗を率ゐて、威儀を備へ、行幸の時、禁兵を統べて前後を警衛す。長官を大將、次官を中將・少將とし、以下將監・將曹・府生・番長等あり。

左右馬寮

四、左右馬寮 官馬の調習・養飼及び供御の乗具、穀草を配給し、馬部馬を取扱ふ厩舎人なりの戸口・名簿等の事を掌り、併せて諸國の御牧を監し、御牧より貢上する馬を、左右に均分檢領して之を飼養す。

左右兵庫寮

五、左右兵庫寮 兵庫の儀仗及び兵器の安置・出納・曝涼を掌り、勅により兵器を請ふ者あれば、覆奏して渡す。

軍團

六、軍團 非常の防禦に備へたるものにて、兵士を檢校し、戎具を充備し、弓馬を調習し、陳列を簡閲する事を掌る。大抵三四郡に一軍團を置き、その管内の正丁男子二十歳以上六十歳以下三分の一を徵發して兵士とし、千人以上を大軍團、六百人以上を中軍團、五百人以下を小軍團とす。軍團中より交番上京して禁中に宿衛する者を衛士エツシといひ、邊防に出づる者を防人といふ。軍團の職員は大毅・小毅・校尉・旅帥・隊正等あり。その員數は團の大小によりて各異なり。平時に於ける軍隊の編制は五人を伍とし、十人を火とし、五十即ち五十人を隊とし、隊毎に隊正

平時の軍隊編制



戦時の編制

一人、一百人毎に旅帥一人、二百人毎に校尉一人を置く。兵士の弓馬に便なるものを騎兵隊とし、餘を歩兵隊とし、隊毎に強壯者二人を簡びて弩手となし、火毎に六駄馬を養はしめ、兵士には皆武器・糧鹽を備へしむ。戦時には大・中・小團を合せて一軍となし、軍毎に將軍・副將軍・軍監・軍曹・録事を置き、三軍を總ぶる毎に大將軍一人を置く。

七、三關 伊勢の鈴鹿關鈴鹿郡 關町、美濃の不破關不破郡 關原町、越前の愛發關敦賀郡 有乳山をいふ。後世は愛發を逢坂關加へたりと稱す。桓武天皇の延暦八年紀元一四四九年七月三關を廢せられたり。されどその後も鈴鹿と不破とは、事あるに際して故關を固められし事屢史に見えたり。

大學

【學制】京師に大學、諸國に國學あり。官吏の養成を目的として、官吏の子弟を教育す。即ち大學の學生は五位以上の子孫、及び東西史部フヒトの子、八位以上の子の情願するもの、國學生の貢舉せられしもの等より取り、經・音・書・算等を教ふ。國學は郡司の子弟を教育する所にして、學生の數は國の大小によりて一樣ならず。入學生の年齢は大學・國學共に十三歳以上十六歳以下にして、在學年限は共に九年とす。

口分田

【田制と税法】諸國の田は班田收授の法により、六年毎に一班する定にして、男女六歳に至れば、貴賤の別なく、男は一人二段、女はその三分の二の口分田クフブンデンを授けらる。班年前に死するものあれば、近親の者代りて耕し、租を納む。租は一段の穫稻五十束の中二束一把を官

調庸

に納めしむ。當時は稻一束より春米五升を得るの定なりき。租を納むるは口分田の外位田ウチノ・職田シキケン・賜田・功田等あり。賦役には調・庸の二種あり。調はその郷土の産する所に従ひて、正丁シキケンに絹八尺・絹五尺・絹上・絹同・絹八・綿一・布二丈等を出さしむるをいふ。次丁二人にて正丁一人分・中男四人にて正丁一人分も亦調を出すの義務あり。庸とは正丁一人、一年に十日づつ公役に服するをいふ。若し服せざる時は布二丈六尺一日二尺六寸の割を納めしむ。但布のみに限らず、その地の産物を以て之に代ふることを得。次丁は正丁の二分の一の役に服し、中男は庸に服せず。

位田 職田 賜田 功田 公田 校田

次丁・中男

【田制】(一)位田・職田・賜田・功田・公田 位田は位につきて賜ふものにて、正一位八十町より從五位八町に至り、職田は官職につきて賜ふものにて、太政大臣四十八町より大納言二十町に至り、地方官にも職田あり。別勅に賜ふを賜田といひ、功臣に賜ふを功田といふ。大功は世世絶えず、上功は三世に傳へ、中功は二世に傳へ、下功は子に傳ふ。此の口分田・位田・職田等を給して剩れるを公田といふ。公田は國司その郷土の估價に依り賃租して之を佃らしめ、その價は官に送りて雜用に充つ、これを賃租田又賣買田といふ。田の事をいへる序に校田のことをいふべし。校田とは巡察使等を遣して水・旱・風・蟲の災害、崩埋・侵食・損壞・荒廢、或は成川(水害のために田地の川となれるをいふ)、新出(洪水のため田地川となれるため、舊脈の所に新に土地を生出せるをいふ)等を検査し、班授の零疊、開墾の成否を校勘し、私田の隠没を勘出せしむるをいふ。



(六十六一歳以上)・耆(六十六歳以上)の六等に分ち、又疾病の輕重によりて殘疾・癡疾・篤疾の三等とし、老と殘疾とを次丁と定めたり。

【國用の支度】 田租の官に納りたるものを官稻といひ、これを大稅・糶穀・雜稻の三に分つ。(一)大稅は又大租・正稅ともいひ、出舉して利を取り、經常の費用とす。出舉とは公私の財物を貸與して利息を取るをいふ。もと中以下の民戸の窮乏を賑恤せん爲に貸稅せしに起り、後には正稅・公廩の中を毎年出舉して、その利稻を納めて諸般の用度に充てたり。この事公私の爲に便益なりしかば、後遂に定法となれり。(二)糶穀は糶にて納め、永く貯へ置きて水旱荒凶の備とす。(三)雜稻は地方諸國の郡費雜用に充つるものなり。

元正天皇の朝始めて正稅を割きて國儲を置く。國儲は穀を國郡に蓄へて、朝集使の滯京の用、及び臨時に使を遣す等の費用に供するものにて出舉するものなり。聖武天皇の朝國儲を止めて始めて公廩を置く。公廩は公廩稻の畧にて、國衙に於て缺損・逋負・未納等ある時、之を補填せん爲に設く。その餘分あるをば國司の吏員差分して所得とす、即ち地方官の俸給なり。缺負・未納を補填せざる内は吏員受くるを得ず。延曆以後は官稻をば正稅・公廩・雜稻の三に分ち、永く定制となれり。即ち(一)正稅は動用・不動・雜米とし、(二)公廩は缺負・未納の補充、國儲の補充、國司處分とし、(三)雜稻は國郡經常の歳費とす。

大稅  
出舉  
糶穀  
雜稻  
國儲  
公廩

公出舉と  
私出舉

【國儲】(一)出舉 出舉には公出舉・私出舉の二種あり。公出舉は官稻を出舉し、私出舉は私稻を出舉す。その稻を出舉稻といふ。その出舉官稻の出納を精細に記したる調を出舉帳といひ、毎年大帳に附して奉る。大賣令に公私稻出舉の法を定め、一年を限とし、春耕に貸與して秋收の時返還せしめ、利稻官稻は半倍、私稻は一倍に過ぐるを得ず、又利に利を重ね、舊本と合して更に貸附くるを許さず、若し借りて返さざるものは、その身を役せらる。然るに利息高くして百姓苦むを以て、和銅四年には私稻も半倍の利とし、養老六年には正稅以外の出舉官稻の利を十分の三とし、ついで私稻も亦十分の三に減じたり。

朝集使  
四度の使  
大計帳使  
正稅使  
調使

(二)朝集使 朝集帳を奉る使にて、地方廳一年間の政を中央政府に申送する最も重要な使節なり。朝集帳は地方廳の政を記せるもの。朝集とは國司等期に應じて京都に會合する意なり。この他地方廳より中央政府に送る使節に大計帳使・正稅使・調使あり。朝集使と合せて四度の使と稱す。大計帳使は大計帳を上る使をいふ。大計帳は大帳とも計帳ともいふ、戸籍に關する帳簿なり。正稅使は正稅帳を上る使をいふ。正稅帳は正稅の穀類雜用を記したるもの。調使は又貢調使ともいひ、調帳(調庸物を記せるもの)を上る使なり。

動用

(三)動用 米穀を出入して諸般の用に供する故に名づく。その倉を動用倉といふ。出舉して利を取る。本は穎にて取り利は穀にて取る定なり。

不動

(四)不動 正租の穀・粟・糯等の動用すべからざるものを收めて國貯(國儲とは異なり)とし、官裁を得るにあらざれば容易に用ふることなし。之を納むるを不動倉といふ。これは糙にて貯へ置きて非常に備ふるものなり。



五刑

【律の大要】 刑罰には答・杖・徒・流・死の五刑あり。答は十・二十・三十・四十・五十の五等、杖は六十・七十・八十・九十・百の五等、徒は一年・一年半・二年半・三年の五等、流は近流・中流・遠流の三等、死は絞・斬の二等あり、君父に對する罪は最も重く、八虐とて大赦の外赦さるることなし。贖銅とて銅を以て罪を贖ふ制あり、官當とて官位・勳等にて罪を贖ひ、又は之を輕減する制あり。又國家に由緒ある人には、六議とてその罪を減宥せらるる定あり。民事の訴訟はじめ郡司に訴へ、不服の時は國司に訴ふ。尙服し難き時は刑部省に控訴し、最後に中務省によりて上表することをも許されたり。又官當・免所居官・免官・除名の四つは有位者に限りたる刑にて、解官は帶官者に限りたる刑なり。

八虐

六議

【八虐】 謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義をいふ。必しも皆極刑を加ふるにはあらずれども、名教を害する罪なるを以て特に律の篇首に掲げて誠とせり。

【六議】 議親（皇親及天皇五等以上の親、大皇太后、皇太后四等以上の親、皇后三等以上の親をいふ）議故（故舊即ち天皇に宿侍し、待遇を蒙むること久しきもの）議賢（大德行ありて世の法則となるべきもの）議能（大才藝あるもの）議功（大勳功あるもの）議貴（三位以上のもの）を六議といひ、その一に當るものを應議者といふ。

【試験問題】 ○大寶令の軍制（陸士） ○軍團（文豫） ○五衛府（文豫） ○王朝時代の兵制及其の沿革（文本） ○衛士（文本） ○愛媛（文本） ○校田（文本） ○出舉（文本） ○私出舉（文本） ○八虐（文本）

第六章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬

元明天皇  
元正天皇

催鑄錢司を置く

和銅開珎

金銀の産出

【貨幣の鑄造】 文武天皇崩じ給ふや皇子なほ幼くましましければ、御母元明天皇・御姊元正天皇相ついで位に即き、以て皇子の御成長を待ち給へり。元明天皇即位の翌年、武藏國秩父郡より和銅を出したれば、詔して和銅と改元し、催鑄錢司を置かる。これより先天武天皇の頃より金銀の産出あり、同天皇の五年、始めて鑄錢司を置き貨幣鑄造の事ありしが、ここに至りすべて銅を出す國國をして錢を鑄造せしめられしかば、特にこの官を置きて諸國の鑄錢を催促せられしものなるべし。やがて新鑄の銀錢・銅錢を用ひしめ給ふ、共に名づけて和同開珎と稱せられたり。然れども當時民間にては物品交換の習慣になれて錢貨を便とせず、却つて之を嫌ひければ、朝廷にては蓄錢叙位令をはじめ種種の法を設けて、その通用と蓄錢とを奨勵し給ひ、後漸く行はるるに至れり。

【圖説】 (一) 金銀の産出 本邦に於ける金銀の産出は、文武天皇の二年（紀元一三三四年）對馬の國より銀を買したるを始とす。この後諸國の山鑛を出すこと漸く多く、朱鳥五年（紀元一三五一年）伊豫よりも銀と銅とを獻じ、文武天皇の朝には因幡・周芳よりは銅、伊豫・伊勢よりは白鑄、丹波よりは錫を獻じ、尋て對馬よりは黄金を買じたれば、年號を建てて大寶といへり。されどこの金は實は對馬の産にあらずといふ。この頃紀伊よりも銀を買したり。



蓄錢叙位令

(三)蓄錢叙位令 和銅四年「錢の用は財貨を通じ、有無を易ふるものなるに、今百姓尙習俗に迷ひてその理を解せず、僅に賣買すれども錢を蓄ふるものなし。今より錢を蓄ふるものはその多少に隨ひて位を授けん」と詔し給ふ。即ち從六位下錢十貫文以上を貯蓄する者は位一階を進め、二十貫文以上には位二階を進め、初位以下は五貫文毎に一階を進め、初位の進みて從八位下に進むものは十貫文を以て入限とし、正六位以上十餘貫を貯ふるものは臨時に勅を聽かしめ、又無位の者は七貫文、白丁も十貫文を貯ふれば位に叙する定なり。

奠都の必要

【奈良奠都】上古は皇代の改まる毎に遷都の事あり。當時は萬事簡易質朴なれば、宏大なる都城を經營する必要もなく、隨つて遷都もまた頗る容易にして、之が爲に多くの國費を要し民を苦むることなかりしなり。然るに大化の改新以來、中央集權の制布かれたれば、中央政府の規模も大となり、又外國との關係上よりも宏大なる帝都を經營する必要を生じたれば、持統天皇の藤原宮大和國高市郡鴨谷村高殿の如き、既に唐制を摸して經營し給ひ、文武天皇又嘗て諸王・諸臣に詔して遷都を議せしめ給ひしが、程なく崩御ありて果し給はざりしを、元明天皇その御志を繼ぎ、和銅元年紀元一三〇八年二月奈良に遷都の事を布告し給ひ、九月造平城宮司を置かれ、和銅三年紀元一三〇七年三月に至り始めて遷都し給ひ、平城京（平城京）と稱し給へり。これより平城京は次第に壯麗を加へ、聖武天皇の朝には「五位以上及び庶人の力ある者は、古風の板屋・草舎を止めて瓦葺とし、赤白に塗りて壯麗ならしめよ」と令し給ひし程にて、朝廷の官舎、貴族の邸宅は次第

平城京

に美麗になりゆき、青丹アヲニよし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり。と詠するものあるに至れり。この都は元明天皇より光仁天皇に至る七代七十餘年間の帝都たり。この間を世に奈良時代と稱す。

平城京の制

【平城京の制】詳に記したるものなきも、畧後の平安京と同じくして、その規模を稍小にしたるもの如し。即ち大内裏は北部にあり、その南門より南端羅城門に至り、京の中央を通せる朱雀大路スサキノミチあり。その東を左京、西を右京といひ、兩京各一條より九條に分てり。今の奈良市は平城京の左京の京外に當れり。

修史の沿革

【國史・地誌の撰修】初天武天皇修史の御志あり、川島皇子・忍壁親王等に勅して、帝紀及び上古の事を録せしめ給ひ、又舍人稗田阿禮ヒメタアラレに勅して、帝皇の日嗣及び先代の舊辭を誦習せしめ給ひしが、天皇の崩御によりて二つながら成功せざりき。持統天皇の朝亦大三輪・雀部ササベ以下十八氏に詔して、その祖先の纂記を上らしめ給へり。蓋天武天皇の御志をつぎて史料を蒐集し給へるものなるべし。元明天皇の和銅四年紀元一三〇七年太安麻呂オホヤスマロに詔して、稗田阿禮が誦習せる勅語の舊辭を録せしめ給ふ。翌年成りて奏上す。即ち今傳はる所の古事記三卷にして、神代より推古天皇までの事を記す。現存せる史書中最古のものなり。同七年紀元一三〇九年紀清人・三宅藤麻呂フヂノキヨヒトに詔して國史を撰せしめ給ひ、その年の中に成りて奏上せり。世に之を假名日本紀と稱す。

古事記

假名日本紀



日本書紀

今傳はらず。元正天皇に至り、舍人親王・太安麻呂等に勅して、漢文の國史を撰せしめ給ふ。養老四年紀元一三五月成りて奏上す。即ち今傳はる所の日本書紀にして紀三十卷・系圖一卷あり。神代より持統天皇までの事を記す。古事記と相俟ちて、上代史研究上缺くべからざるものとす。この後平安朝の中頃まで國史撰修の事絶えず、所謂六國史相ついで成れり。

風土記

和銅六年紀元一三諸國に令して諸國郡郷の名は好字を著け、その郡内の産物、土地の肥瘠、山川・原野の名の由來、古老相傳ふる舊聞・遺事を録して上らしめ給ふ。これ地誌編纂の始にして、この時に成れるを風土記といふ。諸國皆撰進せしか、或は撰進せざりし國もありしか詳ならず、今傳はれるは僅に常陸・播磨・出雲・肥前・豊後の五風土記のみ。この後、醍醐天皇の朝、風土記撰進を催促し給へることあり。されどその時のものも今傳はらず。

六國史

【解説】(一) 六國史 日本書紀三十卷・續日本紀四十卷(文武天皇より桓武天皇延暦十年まで)・日本後紀四十卷(桓武天皇延暦十一年より淳和天皇天長十年まで)の書殘闕して今存するは僅に十卷のみ。續日本後紀二十卷(仁明天皇御一代)・文德實錄十卷(文德天皇御一代)・三代實錄五十卷(清和・陽成・光孝の御三代)なり。この後國史勅撰の事絶えたり。

隼人の服屬

【隼人の服屬】九州の南部大隅・薩摩の地方は、もと熊襲の根據地なりしが、日本武尊・神功皇后の征討を経て、漸次平定せしも、その後隼人と稱する種族なほこの地方に據りて未だ全く皇化に浴せず。允恭天皇の朝には將を遣して之を討たしめ給ひし事あり。その後、其の

隼人司

一部は皇化に服して京師に上番し、宮門を警衛し歌舞を奏する事を職としたれば、大寶の制特に衛門府に隼人司を置いて之を司らしめたり。元明天皇の朝には薩摩の隼人百八十八人入朝し、天皇威儀を整へて延見し給へることあり。されど一部土著のものはなほ朝命に従はず、元正天皇の養老四年紀元一三二月又反きたれば、大伴旅人を遣して之を討ち平げしめ給へり。これより後隼人も亦皇威に服するに至れり。

隼人

【解説】(一) 隼人 隼人の名稱は、性質頗る勇猛にして敏捷なる故に名づくといふ。その人種につきては、日本書紀に彦火火出見尊の御兄火闌降命の裔なりとあるによりて大和民族なりといふ説と、熊襲と同一の地方に住み、且正史に熊襲の記事絶えて後、隼人の名あらはれ、二者同時に史上に見ゆることなきによりて熊襲と同種族なりとする説と、大和民族にも熊襲種族にもあらざる特種の一種族となす説とありて一定せず。されど大和民族と別種の種族なることは疑なきが如し。

西南諸島人の來歸

【西南諸島の服屬】これよりさき、推古天皇の二十四年紀元一三掖玖今屋久書く大隅國熊毛郡種子島の西南人の來歸するもの二十人あり。文武天皇の五年紀元一三には多織島今の種子島大隅國熊毛郡に屬す人も亦來歸したれば、八年には倭馬飼部造連等を多織島に遣し給ひしに、十年使者歸りて地圖を獻じその形勢を奏せり。文武天皇の三年紀元一三には多織・掖玖・庵美今の大島大隅國に屬す・度感今の徳島大隅國に屬す等の入來朝し方物を獻ず。朝廷乃ち之に物を賜ひ位を授け給ひ、元明天皇和銅七年紀元一三には信覺今の石垣島・球美今の久米島等の人も來朝したり。是に於て西南諸島大抵我に服屬するに至り、聖武



牌を南島に建

天皇の天平七年紀元一三九五年には太宰府に命じ、南島に牌を建てしめ、所在の地名・里數・泊船・取水等の所を記さしめ、孝謙天皇の天平勝寶六年紀元一四四一年更に之を修建せしめられたり。

〔試験問題〕

- 奈良時代の顯著なる事件の年代順表示(東外)
- 平城京以前に於ける帝都に就いて(文豫)
- 奈良時代に於ける歴史並に地誌の撰修(東女師)
- 稗田阿禮(海軍)
- 奈良朝に於ける重要な著作は何なるか(海軍)
- 太安麻呂(東師)
- 六國史(文本)
- 風土記編纂の始末及其の現存せる書目(文本)
- 續日本紀(文豫)
- 多嶽(文豫)
- 紀記撰進の顛末(文豫)

第七章 聖武天皇

聖武天皇

國分寺を建つ

【聖武天皇】文武天皇の皇子年既に長じ給ひければ、養老八年元正天皇は位を譲り給ひ、皇子即位し給ふ、これを聖武天皇とす。天皇佛法を信じ給ふこと篤く、深く力をその興隆に盡し給へり。即ち天平十三年紀元一三九九年三月詔して國毎に僧と尼との兩國分寺を建てしめ、多くの僧尼を置き、寺領を附して天下太平・國土安穩を祈らしめ給へり。その僧寺を金光明四天王護國寺、又は單に國分寺といひ、尼寺を法華滅罪寺、又は單に法華寺といふ。また奈良に東大寺を建て、五丈三尺餘の金銅の盧遮那佛の像を鑄造せしめ給へり。この大佛の鑄造に著手せしは天平十九年にして、八度の改鑄を費し、三年を経て成れりといふ。而して天皇は遂に御自らも出家して三寶の奴と稱し、沙彌勝滿と號し給へり。

大佛鑄造

長屋王の冤

【長屋王の死】天平元年紀元一三九九年二月漆部君足・中臣宮處東人、左大臣長屋王私に左道を學びて國家を傾けんとす」と讒す。仍て即夜式部卿藤原宇合等に六衛府の兵を率ゐて王の第を圍ましめ、明日大納言多治比池守・中納言藤原武智麻呂等を王の第に遣して糺問せしめ自殺せしめらる。王時に年四十六。妃吉備内親王及び王子四人共に自殺し、坐して流罪せらるるもの七人あり。王の罪は明ならず。王を訴人せし中臣宮處東人が天平十年人に殺されし際、史に「東人即誣告長屋王之人也」と書するを見れば、全く冤罪なりしもの如し。長屋王は高市皇子の長子にして元明・元正・聖武の三朝に歷仕して大に朝廷に重んぜられ、元明天皇崩御の際に特に後事を托し給ひし程なれば、藤原氏等の忌む所となりしものなるべし。

藤原氏立后の始

【光明皇后】天皇皇太子たりし時、藤原不比等の女安宿媛を納れて夫人となし給ひしが、天平元年八月安宿媛を立てて皇后となし給へり。世に光明皇后と稱す。藤原氏立后の始なり。從來皇后は必ず皇族に限られ、大寶令の制も亦皇族に限りたれば、安宿媛の立后に際して天皇は特に勅して仁德天皇が磐之媛を皇后とし給へるを例として、珍しき事にはあらずと宣へり。皇后亦佛法を信じ給ふこと篤く、天皇を助けて、その興隆をはかり給ひ、又施藥院・悲田院を建てて、貧病者・孤兒を救助・撫育し給ふ等、慈善の事尠からざりき。

施藥院

〔附註〕

(一) 施藥院・悲田院 施藥院は諸國の藥種を納めて窮乏の病人を治癒する所、天平二年四月、光



悲田院  
續命院

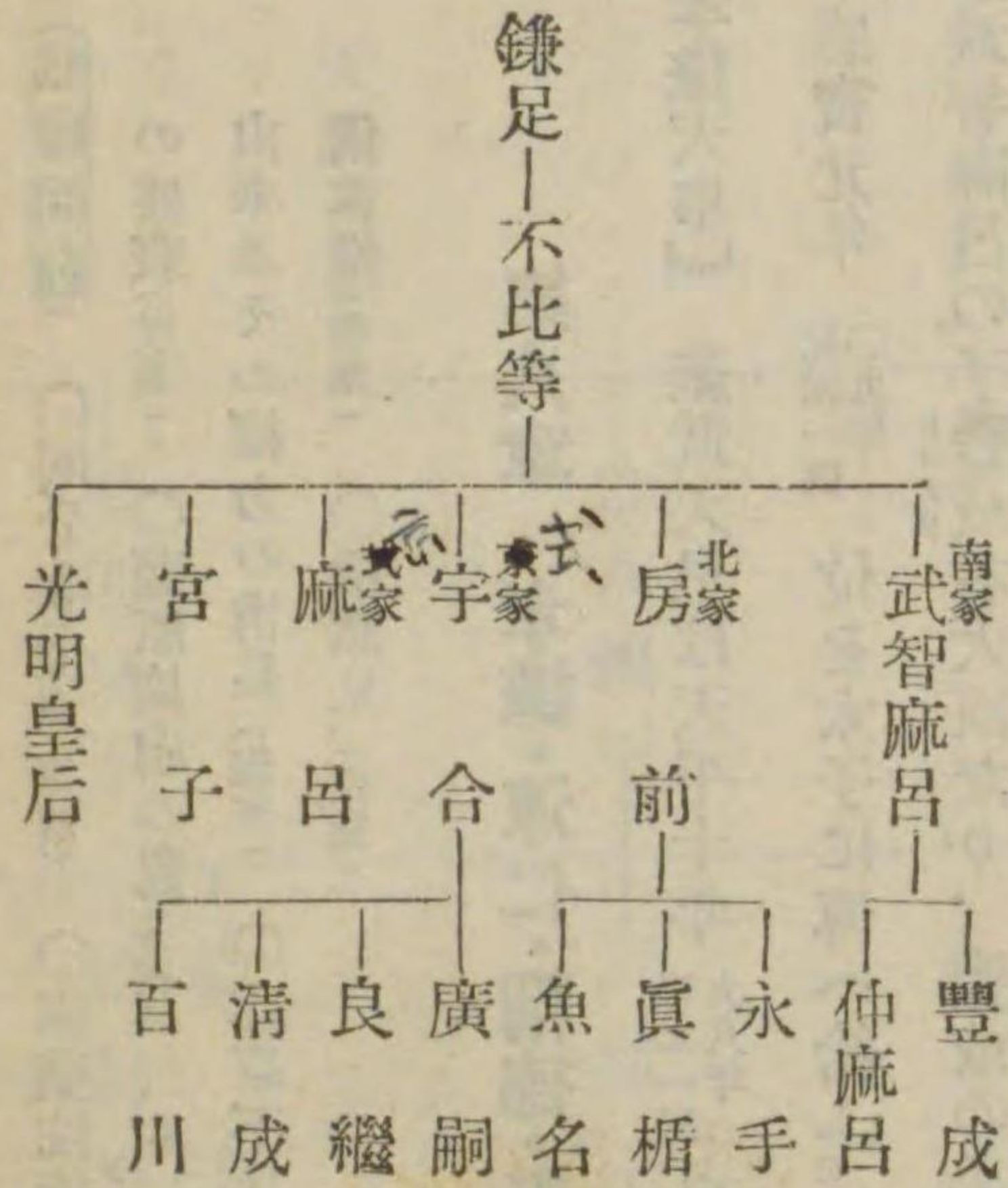
明皇后始めて之を置かる。悲田院は孤兒・病者を養ふ所にして施藥院の別所なり。天平二年五月光明皇后始めて設けらる。この後太宰府に續命院あり、旅客の病に罹り或は饑乏たるものを收養治療する爲に設けたるものにて、その跡筑前國筑紫郡山口村大字續命にあり。承和の頃太宰大貳小野岑守が管内の土民太宰府に來りて長く逗留し、或は病死し或は餓死するもの多きを愍み、家を建て田地を附して之を救はしめしに始まるといふ。同じ性質のものなればここに併記す。

藤原廣嗣の上  
表

【藤原廣嗣の反】 時に僧玄昉といふ者あり、嘗て入唐して學問に通じ、歸朝の後、天皇の御信任を受け、屢後宮に出入し、遂に政治にも參與し、專恣の行多かりければ、太宰少貳藤原廣嗣上表して時政の得失を論じ、玄昉及び吉備眞備を黜けんことを請ひて省みられず、天平十二年、紀元一四〇〇年九月、遂に兵を筑紫に擧ぐ。西海の諸國之に應ずるもの多く、兵勢大に振ふ。朝廷大野東人を大將軍とし、東海・東山・山陰・山陽・南海諸道の兵を發して之を討たしめ給ふ。東人等進みて廣嗣を板櫃川イッビツガハ豊前國金敷郡に破り、十一月これを肥前の松浦郡に斬りて亂全く平ぎぬ。その後玄昉の非行も顯はれたるにや、天平十七年筑紫に貶謫せられ、明年死せり。

【藤原氏の盛衰】 藤原鎌足は天智天皇を輔け奉りて蘇我氏を滅し、大化の新政を行ひ、近江令を撰修する等の大功あり。その子不比等も亦持統天皇以後の四朝に歴仕し、律令撰定の大功あり、官右大臣に進み養老四年に薨せしが、その女宮子は文武天皇の夫人となりて聖武天皇を生み奉り、光明子は聖武天皇の皇后となりて孝謙天皇を生み奉りしかば、藤原氏は皇室の外戚となりて威權頗る盛となりぬ。不比等の子四人あり長子武智麻呂の家を南家といひ、次子房前フササキの家を北家、三子宇合の家を式家、四子麻呂の家を京家といふ。武智麻呂は聖武天皇の朝に右大臣たりしが、天平九年に薨じ、房前・宇合・麻呂の三人も亦同年の中に相ついで薨じ、その諸子はなほ年若かりければ父の官位を襲ぐ能はず、天平十年橋チハナノモロ諸兄その母橋三千代不比等の後妻なり光明子の妹なり故に諸兄勢力あり右大臣となりて朝權を執り、吉備眞備また天皇の御信任を受けて勢力あり、藤原氏の勢力一時衰へたり。

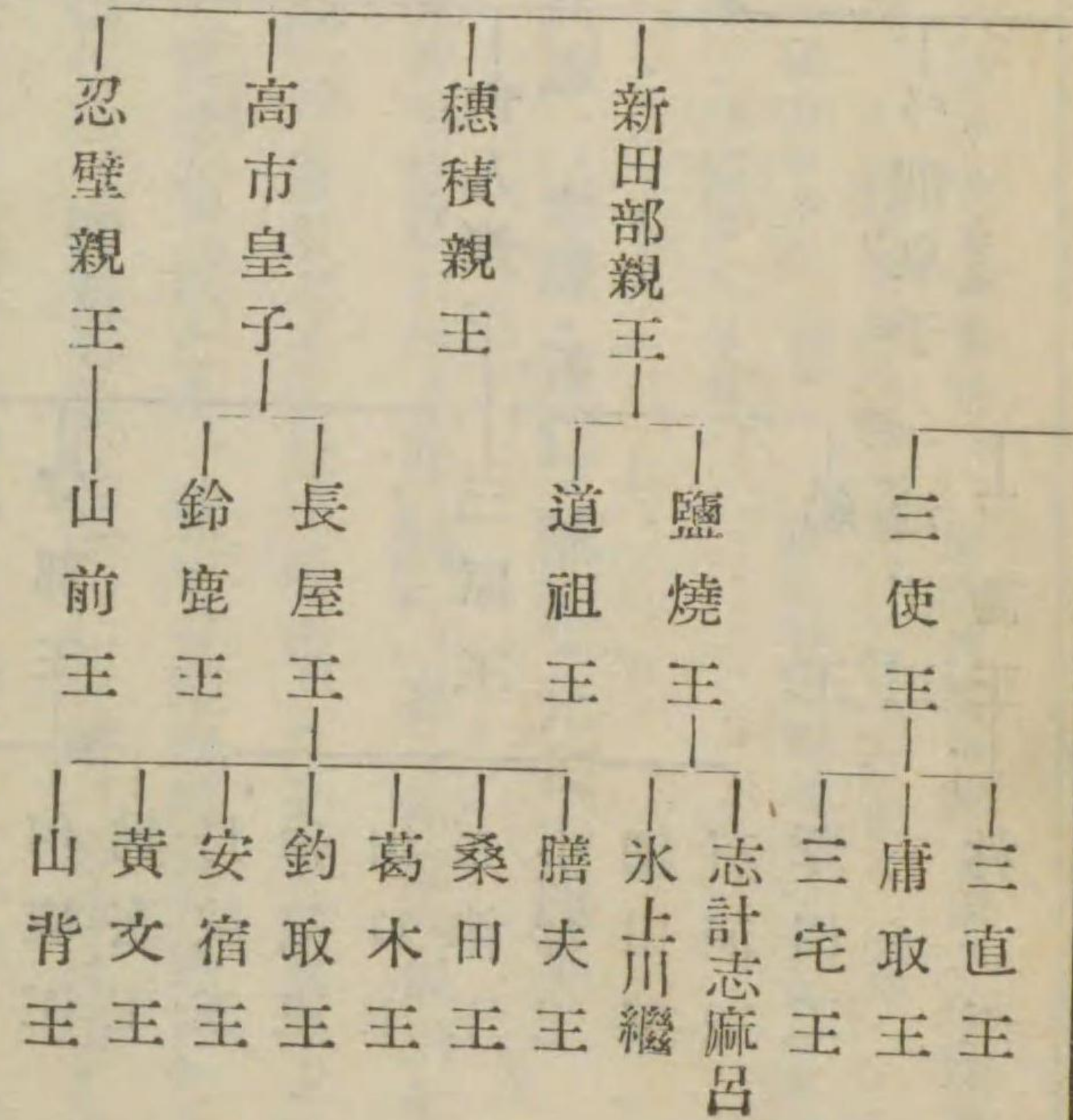
藤原氏畧系(一)











右大臣藤原豐成・中務卿藤原永手等は鹽燒王を立てんとし、攝津大夫文屋珍努・左大辨大伴古麻呂等は池田王を立てんとせしが、天皇は仲麻呂の勸によりて大炊王を立て給へり。大炊王は舍人親王の子にして、當時仲麻呂迎へて己れの第に居らしめ、その子の寡婦を妻はせたりしなり。

橋奈良麻呂の亂

この年七月橋奈良麻呂の諸兄仲麻呂の専恣を惡みて之を除かんとし、黃文王・安宿王・鹽燒王・

道祖王・大伴古麻呂・小野東人等と謀りて、仲麻呂を殺し、皇太子を退け、四王の中を選び立てんとせしが、黃文王の弟山背王之を仲麻呂に密告せしかば、藤原永手等を遣して嫌疑者を捕へ、之を糺問すれどもその實を得ず、道祖王・黃文王等多く杖死し、その他皆罪せらる。右大臣豐成また坐して太宰員外帥に貶せられたり。是に於て仲麻呂の憎む所は悉く一掃せられ、その威權獨益盛なり。

淳仁天皇

官名を改む

【惠美押勝の専横】天平寶字二年紀元一四一八年八月、孝謙天皇位を皇太子に譲り給ふ。之を淳仁天皇とす。天皇即位の後、御父舍人親王を追尊して崇道盡敬皇帝と稱し、又仲麻呂等に勅して官制を改め、太政官を乾政官となし、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫といひ、其他八省以下皆改稱せられたり。されどこは一時の事にて、仲麻呂失脚の後、復舊せられぬ。この時仲麻呂太保に任ぜられ、姓名を藤原惠美押勝と賜ひ、尙舅と字せられ、更に功封三千戸・功田一百町を永世に傳へしめ、ついで太師に進め、正一位に叙し給ふ。時に押勝の子眞光・訓儒麻呂・朝獨の三人は參議に任じ、他は衛府・國司に拜し、その姻戚も多く顯要の地に居り、驕横益甚し。藤原宿奈麻呂宇合の子後之を惡み、佐伯今毛人・石上宅嗣・大伴家持等と謀り、押勝を害せんとせしが、事露はれて捕へらる。押勝これを鞠問せしめしに、宿奈麻呂は吾獨謀主たり、他人の預り知る所にあらずと對へて屈せず。押勝強ひ

藤原宿奈麻呂

中古史 孝謙・淳仁・稱徳・光仁の四朝



僧道鏡

て大不敬と劾奏し、姓を除き位を奪へり。

【押勝の亂】 時に河内の僧道鏡といふもの内道場の禪師たりしが、天平寶字五年、孝謙上皇近江の保良宮滋賀郡石山村大字國分に行幸して不豫の事あり、道鏡之を看侍してより、稍寵を受け常に左右に侍しければ、押勝の寵遇稍衰へたり。押勝憤怨し、私に之を除かんことを圖り、八年紀元一四二四年九月上皇に諷して、畿内・三關・近江・丹波・播磨等の兵事の都督となりて私にその數を増し、反謀頗る露はる。上皇乃ち少納言山村王をして中宮院の鈴印を收めしめ給ひしに、押勝子訓儒麻呂をして之を奪はしめんとす。坂上サカノ近江麻呂射て訓儒麻呂を殺す。天皇勅して押勝の官爵・姓名を剝奪し、使を遣して三關を守らしめ給ふ。押勝乃ち領地近江に奔る。藤原藏下麻呂征討使として東下し、日下部ヒサカベ子麻呂等まづ近江に至りて勢田橋を燒きしかば、押勝大に驚き、太政官印を利用して鹽燒王を立て、精兵を率ゐて越前に入らんとして物部廣成に擊退せられ、船にて鹽津シホツに渡らんとして暴風に遇ひ、三尾崎ミノサキに至りて官軍と會戦して敗れぬ。官軍の土石村石楯押勝を斬りて首を京師に傳ふ。妻子從者三十四人皆斬らる。鹽燒王は斬に處し、船王・池田王も坐して流され、藤原豐成は召し還されて右大臣に復せり。天皇はもと押勝の勸に出でたるさへあるに、道鏡の事によりて上皇と御不和なりければ、此に至りて、上皇は天皇を廢して淡路に流し給ひ親ら重祚し給へり。之を稱徳天皇とす。

押勝誅せらる

上皇の重祚

和氣王の死

【和氣王の死】 天平神護元年紀元一四二五年八月參議兵部卿和氣王皇嗣の定らざるに乗じ、巫鬼の術に名ある紀益女キノマスメを親み、又粟田道麻呂アハタノミチマロ・大津大浦オホツノオホウラ・石川永年イシカハノネカトシ等と會飲して密議する所ありしが、事露はれて王と益女とは誅せられ、道麻呂・大浦・永年は遠流せられ、王の男女は除籍せられたり。その後四年神護景雲三年には縣犬養姊女アガタノイヌカヒアネメといへる官女、鹽燒王の室不破内親王の家に就き王の子氷上志計志麻呂ヒカミノシゲシマロを皇位に即けんとし、天皇を呪詛せりといふを以て遠流せられぬ。されど光仁天皇の朝和氣王の男女は復籍を許され、姊女も本位に復せられしを見れば、共に冤罪なりしが如し。

縣犬養姊女

道鏡に法王の位を授く

【道鏡の無道】 押勝の亂平ぎて後、孝謙上皇は詔して出家の天子には出家の大臣あるべしとて、道鏡を大臣禪師となし、職分の封戸一に大臣に准じ給ひしが、重祚の後は寵幸益厚く、天平神護元年には道鏡を太政大臣禪師となし、文武百官をして拜賀せしめ、僧尼（一）ドテラの度牒には道鏡の印を用ひしめ給ひ、同二年には道鏡に法王の位を授け、その月料は供御に准ぜしめ給ふ。これより道鏡の威權ならぶものなく、出入變輿に乗り、服食すべて天皇に擬し、大小の政皆決を道鏡に取れり。神護景雲三年紀元一四二九年八月太宰の主神習宜阿會麻呂ヌギアツマロといふもの道鏡に媚び付き、「道鏡をして帝位に即かしめば天下太平ならん」と宇佐八幡の託宣ありきと奏す。道鏡聞きて大に喜ぶ。天皇之に惑ひ給ひ、和氣清麻呂を宇佐に遣し重ねて神教を受けしめ

道鏡の非望



給ふ。

【度牒】 (一) 度牒 僧尼得度(出家すること)の公驗(その出家を公認したる官の文書をいふ)なり。令制には告牒といひ、延喜式には度縁といへり。度牒とは後世の稱呼にて唐名を用ひたるなり。度牒には治部省の印を用ふる規定なり。

度牒  
清麻呂を流す

【和氣清麻呂の忠烈】 清麻呂發するに臨み道鏡之を威して曰く「汝我が欲する所を得しめなば汝を太政大臣となさん、若し我が言に違はば重刑に處せん」と。路豊永は道鏡の師なりしが清麻呂に向ひて「道鏡若し天位に登らば、我何の面目ありて之に事へん」といへり。清麻呂その言を然りとし、死を誓ひて往けり。かくて宇佐より歸るや、「我が國開闢以來、君臣の分定まれり、臣を以て君とせしこと未だ之あらず、天日嗣は必ず皇緒を立てよ、無道の人

は速に除くべしとの神教なり」と奏せり。道鏡大に怒り、清麻呂を以て神教を矯め朝廷を欺くものとなし、その官を奪ひ、姓名を別部磯麻呂と改めて大隅國に流し、その姉法均尼ホツキンニを備後に流せり。參議藤原百川、清麻呂の忠烈を愍み、封二十戸を割きて之に給しぬ。かく清麻呂は流されたれども、その忠烈によりて道鏡の非望は挫かれ、萬世一系の大統はその基礎益固くなれり。

光仁天皇の改

【光仁天皇】 神護景雲四年八月、稱徳天皇崩じ給ひて皇嗣未だ定まらず、右大臣吉備眞備等天武天皇の皇孫參議文屋大市を立てんとせしが、參議藤原百川、左大臣藤原永手、參議藤原宿奈麻呂等と謀りて、天智天皇の皇孫白壁王シラカベを迎へて皇太子に立て奉れり。皇太子はまづ道鏡を造下野國藥師寺別當に貶し、習宜阿會麻呂を多嶺島守となし、和氣清麻呂・法均尼を召還し、十月位に即き給ひぬ。之を光仁天皇とす。天皇は聖武天皇以來國力疲弊し、紀綱頽敗せる後を受け給ひたれば、首として閑官を省き冗費を沙汰し、寶龜五年紀元一四三四年には員外國司の數多くして煩擾なるを以て、その歴任五年以上の者は皆之を解却せしめ、五年に滿たざる者は滿期に至れば、官符を待たずして解任せしめ、又檢稅使を七道に分遣して官守の不正なる者を正し、寶龜十一年紀元一四四〇年には、諸國の兵士羸弱にして用をなさざるを以て、三關邊要の外は百姓の才弓馬に堪へたるものを募りて武藝を練習せしめ、羸弱の徒は悉く歸農せしめ給ふ、ここに於て兵農一致の徵兵法は稍變じて募兵の法となれり。かく天皇は勤儉政を勵み、前代の弊政を改めたまふ所多かりき。

【皇太子の廢立】 寶龜三年紀元一四三二年五月皇后井上内親王・皇太子他戸親王オカベ罪ありて廢せらる。群臣奏して早く皇嗣を定めんことを請ふ。天皇は酒人内親王を立てんと宣ひしが藤原百川は山部親王を立てんと請ふ。參議藤原濱成曰く「山部親王は母賤し、親王の母は和朝臣ヤマト乙繼の女高野新笠請ふ稗田親王を立てん」と。百川曰く「濱成の言非なり、立太子は母の尊卑に拘はるべからず、山部親王は英明にして衆望の歸する所なり」と。されど天皇は御心進まざりしにや、ともかく

藤原百川



も宣はず立ちて内に入らせ給ふ。百川聲を勵しこの事の聖斷承らんとて、殿前に立つこと四十餘日に及びければ、天皇已むことを得ずして之を許し給ひ、翌年正月遂に山部親王を立てて皇太子となし給へり。

東北の拓殖

【奈良時代の拓殖】 當時東國は土壤未だ開けず戸口亦尠かりしかば、元正天皇の靈龜二年紀元一三七年 駿河・甲斐等七國の高麗人一千七百餘人を武藏國に遷して高麗郡を置き、孝謙天皇の天平寶字二年紀元一八八年 新羅の歸化人を同國の閑地に移して新羅郡今北足立郡に入るを置く等、大に力を盡されしが、奥羽に至りては未開殊に甚し。元明天皇の和銅七年紀元一三七年 相模・上總等七國の富民一千戸を陸奥に移し、元正天皇の靈龜二年信濃・上野・越前・越後四國の百姓各百戸を出羽國に移し、養老三年紀元一三九年 には東海・東山・北陸の民二百戸を同國に配し、養老六年諸國の國司をして柵戸一千人を簡點して陸奥の鎮所に配せしめ、淳仁天皇の天平寶字六年紀元一四二年 乞索人ホガヒビト百人を同國に占著せしめ、稱徳天皇の神護景雲元年紀元一四七年 には浮岩の百姓二千五百餘人を同國伊治村に置かれし等、その拓殖に力を盡されしこと甚多かりき。

開墾の獎勵

世運の進歩に従ひ人口増殖し漸く耕地の不足を生ずるに至りしかば、朝廷にては大に開墾を獎勵し給へり。元正天皇の養老六年紀元一三九年 所司に命じ、人夫を遣して膏腴の地に良田一百萬町を開墾せしめ、且「若し部内の百姓荒野閑地に能く功力を加へ、雜穀を收穫すること三千石以上ならば勳六等を賜はん、一千石以上ならば終身課役を免ぜん」と詔し給へり。翌七年には新に池溝を造り山野の開墾を營むものあらば、その地の多少を論ぜず給ひて三世に傳へしめ、舊溝池シツカガに逐シツひて開かば一身に給はむと定めて私墾田を獎勵し給へり。之を三世一身の法といふ。然るに滿期に近づくに至り、怠りてその地を荒廢に歸せしむるものを生ぜしかば、聖武天皇の天平十五年紀元一四三年 三世一身を論ぜず全く永年の私有となすことを許し給へり。その受地の多寡は親王以下身分によりて等級あり。もし先に給せし地この制限より過多なるは公に還さしむ。これ兼併を防がんが爲なり。

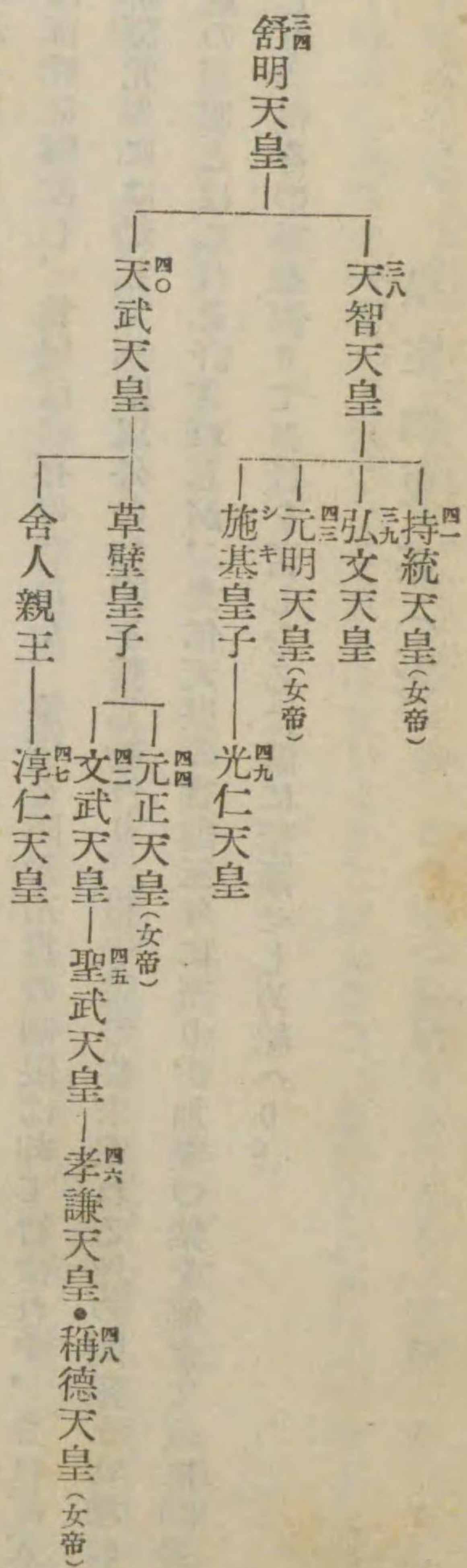
三世一身法

貧富の懸隔

この制は開墾を獎勵して國富を増さんが爲なりしも、その結果は均田の制壞れ、貧富の懸隔漸く甚しきを致せり。人民は土地私有の權利を得たれば、競うて墾田をなし、勢力ある者は百姓を驅役し、貧民は自存の暇なく、兼併を防かん爲の制限は却て行はれず、されば天平神護元年には勅して制限以外の加墾を禁じ給へり。但寺院の從來定れる地の開墾と當地の百姓の三町とはこれを許されしが、光仁天皇の寶龜三年に至り、加墾の禁を解きて縦に開墾せしむ。但その勢を假りて百姓を苦しむるは嚴に禁斷せしめ給へり。

皇室御畧系(七)





- 【試験問題】 ○藤原豊成(文豫) ○大伴古麻呂(文豫) ○橘奈良麻呂(文本) ○惠美押勝の亂(文豫)  
 ○奈良時代の顯著なる事件の年代順表示(東外) ○奈良時代に於ける皇位繼承に關する事變(東師)  
 ○和氣清麻呂の誠忠に就き記述せよ(海軍) ○藤原百川(文豫・東師・廣師) ○光仁天皇の御事蹟(文豫)  
 ○奈良時代の奥羽拓殖政策(文豫) ○三世一身法(文豫) ○奈良時代の墾田(文豫) ○崇道盡敬皇  
 帝(文豫)

### 第九章 奈良朝の文物・風俗

#### 奈良時代の六宗

【佛教】 奈良時代に行はれたる佛教は三論・法相・成實・俱舍・律・華嚴の六宗なり。三論宗は推古天皇の三十三年(紀元一八五年)高麗の僧惠灌の傳へしものなり。法相宗は孝徳天皇の白雉四年(紀元一三三年)僧道昭入唐し、玄奘二藏に就きて法相を學び、歸朝して元興寺(大和國高市郡)に弘めし

を初傳とす。律宗は孝謙天皇の天平勝寶五年(紀元一三三年)唐僧鑑眞歸化して之を傳へ、華嚴宗は聖武天皇の天平十二年(紀元一四〇年)新羅の僧審祥によりて弘まれり。成實宗は三論宗と同時に傳はりしが如く、俱舍宗は齊明天皇の朝傳はれり。されどこの二宗は盛ならず、僅に三論と法相とに附屬して別にその寺を置かざりき。

佛教は歷代朝廷の御歸依厚く、又藤原氏を始め、貴族の崇敬厚かりしかば、漸次盛大に赴きしに、聖武天皇の大にその興隆に盡し給ふに及びて空前の隆盛を見るに至り、平城の京には東大寺を始め大伽藍臺を竝べ、名僧多く輩出せり。就中行基の如きは天皇の御信任を受け、諸國を巡りて、處處に寺を開き教を弘めたるのみならず、旁道を通じ橋を架け、池を掘り溝を通じ、港を開き布施屋を設くる等公益を謀りしこと多かりき。その他義淵・玄昉・良辨、元正天皇の朝に來朝せし林邑の佛哲、中天竺の善無畏、聖武天皇の朝に來朝せし南天竺の波羅門僧正菩提、孝謙天皇の朝に來朝せし唐の鑒眞等皆有名なり。而して聖武天皇が全國に國分寺を建て給ひし如き、全く政教一致の思召より出で、自ら製して東大寺の碑に刻せしめ給ひし願文にも「若我寺興復、天下興復、若我寺衰弊、天下衰弊」と宣ひたるほどなれば、僧侶は次第に政治に容喙して種種の弊害を生ずるに至れり。玄昉・道鏡の如きその一例なり。

【解説】 (一) 三論宗 龍樹の中論・十二門論、提婆の百論によりて開宗せし故に名づく。本邦に入るに三

#### 名僧の輩出

#### 崇佛の餘弊

#### 三論宗



法相宗

傳あり。本文にいへるは第一傳にして、その後智藏入唐して傳へしを二傳とし、文武天皇の朝道慈入唐し、歸朝の後大安寺にて弘めしを三傳とす。

(三) 法相宗 解深密經・瑜伽論・唯識論等に依りて開宗し、三界唯心を以て宗意とし、諸法の性相を判決する宗なるを以て名づく。これに四傳あり。本文にいへるは第一傳にて、又南寺の傳ともいふ、元興寺を南寺といふを以てなり。齊明天皇の朝智通等の傳へしを第二傳とし、文武天皇の朝新羅の智鳳等の傳へしを第三傳とし、元正天皇の朝玄昉入唐して法相を學び、歸朝の後興福寺に弘めしを第四傳とし、又北寺の傳といふ。この中南北の二傳最も著はる。

成實宗・俱舍宗

(三) 成實宗・俱舍宗 成實宗は訶梨跋摩の成實論により、俱舍宗は世親の俱舍論に依りて開宗せしものにて、俱に小乗の教とす。

律宗

(四) 律宗 専ら四分律等の書に依り戒律を主とするものなり。

(五) 華嚴宗 華嚴經を以て開宗する故に名づく。華嚴とは譬に就きて名を立つるものにて、華に生實の作用あるが如く、因位の修行には佛果を生ずる功能あることを表し、嚴とは嚴飾にて、菩薩因位の萬行は果徳を莊飾するをいふ。

美術・工藝の進歩

【美術・工藝】 佛教の興隆につれて美術・工藝は著しく進歩し、東大寺・西大寺・唐招提寺・新造・乾漆等の佛像はその内に安置せられ、繪畫・織物・刺繡・漆器等を始め、各種の娛樂に用ひられたる器具に至るまで、いづれも精巧美麗を極め、美術史上に所謂天平時代の盛觀を呈するに至れり。この時代の美術・工藝品は主として聖武天皇の御遺物を藏する東大寺正倉院をはじめ、奈良地方の寺院に多く現存せり。

東大寺正倉院

東大寺正倉院 東大寺大佛殿の北に在り。間口十八間八寸四分、奥行五間一尺二寸、高五間一棟三口の校倉にして三稜の木材にて井桁の如く組み立て、瓦葺にて床下九尺なり。三口あるを以て三つ倉ともいふ。起原詳ならず。聖武天皇の御遺物を始め、貴重物品を納めたるを以て、朝廷厚く之を保護し、その開閉には特に勅使を遣し、勅封を以て之を鎖し、寺をして妄に開閉すること勿らしむ。故に之を勅封藏ともいへり。現今宮内省の所管となり、毎年夏期を以て曝涼し、奏任待遇以上及び美術篤志家に限り特に拜觀せしむることなれり。現存せる寶物は聖武天皇より嵯峨天皇の頃まで歴代の御物數千點、金銀・珠玉より彫刻・繪畫・織文・古文書等天下の至寶ならざるはなし。附言、正倉院とは倉庫の立ち並びたる一郭の稱にて、正倉とは諸倉の重なるものにて貴重品を納め、院とは一區劃をなせる家屋にて、即ち正倉のある一區域の汎稱なり。正倉院は大藏省を始め、諸官衙・諸國・諸寺にありき。

漢文學

【文學】 (一) 漢文學 天智天皇始めて學校を設け給ひしより、學問漸く進歩し、その後大學・國學の制も定り、支那との交通も盛になり、遣唐使の派遣せらるる毎に、留學生・留學僧の之に従ひて、彼の國に赴くもの多く、燦然たる唐朝盛世の文物を傳へたれば、漢文學は著しき發達をなせり。律令の制定といひ、國史・地誌の編纂といひ、皆その結果に外ならず。留



學生中吉備眞備と阿倍仲麻呂とは殊に才學の譽高く、眞備は歸朝の後朝廷に仕へて、官右大臣に至りしが、仲麻呂は歸朝の機を得ず、唐に仕へて遂に彼の地に歿し、その懷郷の情を歌へる「三笠山」の歌後人の腸を斷たしむ。孝謙天皇の朝の遣唐使たりし藤原清河亦才學を以て唐人に稱讚せられ、石上宅嗣・淡海三船また有名なり。漢詩も亦漸く盛にして、淳仁天皇の朝には懷風藻の撰せらるるあり。これ我が國最初の詩集なり。又石上宅嗣は芸亭を建て、多くの儒書を藏し、好學の徒の閱覽を許しぬ。これ我が國圖書館の始といふべし。

懷風藻

【解説】(一)懷風藻 我が國最古の詩集にて、弘文天皇より淳仁天皇の頃までの漢詩百二十首(作者六十四人)を載す。撰者は古來淡海三船と傳へたれど確ならず。天平寶字三年(淳仁天皇の朝、紀元一四一九年)の序あり。

和歌

(二)和歌 當時國文の發達は未だ見るべきものなく、古事記・風土記の文と續日本紀中に載せたる宣命(一)センミヤウとあるのみなれども、和歌はこの時代に至りて大に發達し、空前の盛況を呈せり。持統・文武の兩朝に仕へし柿本人麻呂は歌の聖と稱せられ、この時代に入りて山部赤人出でて人麻呂と名を齊しうす。その他山上憶良・大伴家持等の名家輩出せり。我が國最古の歌集なる萬葉集(三)は主としてこの時代の和歌を集めたるものにて我が國民文學の精華はこの集によりて窺ふを得べく、その歌調統して雄大勁健にして、古今集の歌の優麗閑雅なるとは頗る趣を異にせり。

宣命

【解説】(一)宣命 天皇の天命を宣ぶる義。漢文體のものを詔勅といふに對して、國文體のものを宣命といへり。立后・立太子・大臣の任免・神事・大赦・改元等に用ひらる。その書體は漢字の音訓を並用せるも主としてその訓を用ひ、語尾・助辭等に音を用ひて之を細書せり。之を宣命書といふ。

萬葉集

(三)萬葉集 二十卷。雄略天皇の朝より淳仁天皇の朝までの和歌四千四百九十六首を集む。されど雄略天皇の朝のは、同天皇の御製一首あるのみにて、他は舒明天皇以後の作、殊に奈良時代のもの最も多し。その作者は上は天皇・皇后・皇子より下は漁人・樵夫に及び社會のあらゆる階級を網羅せり。編者に就いては諸説あれど、僧契沖が大伴家持が古今の和歌を見聞に従ひて記し集めたるが、草案のままにて傳はりたりといへる説、當を得たるが如し。

農業

【民情風俗】 農業は歷朝最も重んぜられし所にして保護獎勵至らざるなく、元正天皇の養老六年(紀元一三二)には諸國の百姓に勸課して晚禾・蕎麥及び大麥・小麥を種ゑて年荒に備へしめ、稱徳天皇の天平神護二年(紀元一四二)にも天下の諸國に大小麥を種うる事を命じ給へり。また聖武天皇の神龜二年(紀元一三)には唐より柑子を齎ち來りし播磨弟兄と、その種子を植ゑて實を結ばしめたる佐味蟲麻呂(サメムシマ)とに従五位下を賜ひて賞せられしことあり。牧畜のことも亦獎勵せられ、元明天皇の和銅六年(紀元一三)には始めて山城國に令して乳牛の戸五十戸を點ぜしめ、聖武天皇の天平六年(紀元一三)には東海・東山・山陰の諸國に、牛馬を賣買して國境を出すことを許し、十

牧畜



衣食住

三年には牛馬を屠殺するを禁ず、犯す者は罪に處すべきを詔し給へり。  
 支那文物の輸入と佛教の興隆とは衣食住の上にも影響して、多少の變化を見るに至れり。當時盛に建立せられたる寺院は皆葺くに瓦を以てしたるが、聖武天皇の朝瓦屋を造ることを命ぜられしより、京師にては漸く瓦屋を見るに至れり。衣服は上に衣を著け、下に袴を著け、その上に裳(シモ)をつけ、又褶(ウヅミ)を著けたり。帯は幅狭くして紐の如く、一重廻して前にて結び、左衽の古風は變じて右衽となれり。食物は米を常食とし、多く蒸し、又は糲として用ひたり。佛教の興隆につれて肉食は禁ぜられ、屠殺・漁獵の禁令屢下れり。又牛乳も藥用として用ひられたり。

【解説】(一)裳と褶 裳は腰部より以下後の方のみに覆ひつくる服にて、男女その制を異にす。褶は男子は袴の上に著し、女子は唐裳の上に著するものにて上裳ともいふ。

- 【試験問題】 ○鑿眞(文豫美術) ○奈良時代に於ける學問及技藝の發達の狀況を述べよ(神商) ○正倉院(文豫・高校美術) ○奈良朝の文學(海軍・東外) ○石上宅嗣(文豫) ○淡海三船(文豫) ○大伴家持(文本) ○奈良朝時代の文化(美術) ○奈良朝に於ける佛教と國家との關係(文豫) ○宣命(文豫) ○天平時代(東師)

第一章 桓武天皇

【桓武天皇】 桓武天皇は天應元年(紀元一四)四月御父光仁天皇の禪を受けて即位し給ふ。天皇

桓武天皇の二大事業

天資英武にしてよく世情に通じ給ひ、深く御心を政治に留め、先代勤儉尙武の遺志をつがせ給ひ、内は都を平安に奠めて百世の利を謀り、外は蝦夷を鎮定して皇威を遠境に及し給へり。

【平安奠都】 聖武天皇嘗て遷都の御企あり、大養德恭仁宮(山城國相樂郡瓶原村大字例幣)・紫香樂宮(近江國甲賀郡雲井村大字)

等を経營せしめ給ひしも成功せざりしが、奈良時代の末期に至りて、紀綱弛み社會の腐敗甚しかりしかば、天皇は更に形勝の地を相して新都を建設し、以て人心を一新せんとの思召あり、中納言藤原種繼(ツネツグ)の建議を用ひ、延暦三年(紀元一四)五月、山背國乙訓郡長岡(今の向日町大字鶴冠井)の地

長岡遷都

を相し、種繼等を造長岡宮使となし新都を経營せしめ給ひ、その年十一月宮殿・官廳未だ全く成らざるに、奈良より移り給ひぬ。然るに四年種繼暗殺せられ、工事進まず、遷都後十年を経てなほ完成せざりければ、延暦十一年(紀元一四)中宮大夫和氣清麻呂の密奏に従ひ、遊獵に託して山背國葛野郡(カドノ)の地形を相し、遂にこの地に遷都の議を決し給へり。

平安奠都

かくて十二年正月大納言藤原小黒麻呂(フクロマロ)・左大辨紀古佐美等をして葛野郡宇太村(ウツタ)の地を相せしめ、三月諸國の役夫を發して宮城を築かしめ、十三年(紀元一四)七月には東西の市を新京に遷し、十月車駕新京に遷り給ひ、山河を襟帶して自然に城をなせばとて、山背國を山城國と改め、新京を平安京と名づけ給へり。これより明治天皇の明治二年東京奠都のことあるまで、一千七十餘年は歴代の天皇概ねここに居給へり。而して延暦十三年より壽永四年平氏の滅亡ま



平安時代

で約四百年間は、天下の政令常に平安京より出でたれば、世にこの期間を稱して平安時代といふ。

藤原種繼の暗殺

〔一〕藤原種繼の暗殺 桓武天皇は即位の初同母弟早良親王を立てて皇太子となし、政を委ね給ひしが、太子佐伯今毛人を寵し、擢てて参議となし給ふ。時に種繼才畧ありて天皇の信任を受けしが、奏して佐伯氏の参議に任ずること先例なきを以て之を罷めんことを請ふ。天皇これに従ひて今毛人を罷め給ひければ、皇太子大に怒り、種繼を得て甘心せんことを請ひ給ひしも天皇許し給はず。これより政を太子に委ね給はず。太子益怒り、延暦四年八月、天皇舊都平城に行幸あり、太子種繼と新京を留守し給ふに及び、竊に人をして種繼を暗殺せしめ給へり。この事によりて太子は廢せられ淡路に流され給ひしが、途に薨じ給ひぬ。後崇をなし給ふとて崇道天皇と追尊せられ給ひき。

皇太子廢せらる

平安京

〔平安京の規模〕 平安京は平城京にならひ、更に其の規模を大にしたるものにて、南北一千七百五十三丈今の一里十五町五十三間餘、東西一千五百八丈今の一里十二町四十一間餘、周圍に土垣と溝とを繞らす。その正北部の中央に宮城を設け、皇居・諸官省皆その内にあり。宮城南面の朱雀門より南極の羅城門まで朱雀大路を通じ、その東を左京、西を右京とす。兩京ともに九條に區劃し、一條を四坊一坊を四保、一保を四町一町は方四十丈に分ち、市街井然として備はれり。

宮城

〔宮城〕 又皇城といふ。北は一條に至り、東は東大宮より西は西大宮に至る、南北四百六十八丈東西三百八十四丈あり。瓦垣を繞らし、溝水その外を流れ、四方に十二門を設く。宮城の

中には内裏を始め官・省・院・司・臺を並べて相接す。今其の重なるものを擧ぐれば左の如し。

東宮坊

朝堂院

豊樂院

武德殿

中和院

内裏

紫宸殿

仁壽殿

- 一、東宮坊 又雅院とも稱す。東西の二院あり。中殿は皇太子の常殿なり。
- 二、朝堂院 又八省院ともいふ。其の正殿を大極殿ダイゴクテンといひ、天皇萬機の政を聽き給ふ所なり。即位・元日の大儀は必ず此處にて行ふ。後房に小安殿あり、大極殿臨御の時の便殿なり。
- 三、豊樂院 大嘗會・節會・賜宴・饗宴・禮射等を行ふ所にして、正殿を豊樂殿といひ、其の北に消暑堂あり、又後房といふ。天皇臨御の便殿たり。
- 四、武德殿 又馬埒殿・弓場殿・馬場殿の稱あり。殿前四方百數十丈の廣場あり、武技を演ずる所なり。駒牽・御馬奏・騎射・競馬等此にて行はる。
- 五、中和院 又中院と稱す。天皇親臨し給ひて、天神・地祇を親祭し給ふ所にして、新嘗・神今食ジキの式も此にて行はる。其の正殿を神嘉殿といふ。

〔内裏〕 即ち皇居にして南北百丈、東西七十丈あり。外郭に建禮・春華・脩明・建春・宜秋・朔平・式乾の七門、内郭に承明・長樂・永安・宣陽・嘉陽・延政・遊義・陰明・武德・安喜・玄暉・徽安の十二門あり。中に數多の殿舎を建つ。其の重なるもの左の如し。

- 一、紫宸殿 朝儀の時に臨御し給ふ所。
- 二、仁壽殿 天皇の御在所たり。



承香殿  
清涼殿  
石灰壇  
臺盤所  
殿上の間  
後涼殿  
綾綺殿  
溫明殿  
宜陽殿  
貞觀殿

三、承香殿 内宴御遊多く此所にて行はる。  
四、清涼殿 後には天皇の常の御在所となれり。晝御座・夜御殿等あり。夜御殿の西に萩の戸あり。其の他黒戸・石灰壇・臺盤所・鬼の間・殿上の間等あり。

〔圖〕(一)石灰壇 廣き二間に一間、土を築き上げ、板敷と等しく石灰にて塗り固めたる所にて、天皇毎日沐浴御衣を改め、此所にて大神宮と内侍所との御拜あり。

(二)臺盤所 臺盤(食物を盛りたる盤を載する臺)を置く所、即ち膳立を調ふる所にて、禁中にては女房詰所をいひ、臣家にては食物を調ふる所をいふ。又貴人の妻をいひ、後には御臺所といへり。

(三)殿上の間 公卿・殿上人の祇候する所なり。四位・五位・六位の人の殿上の間に昇るを許さるるを昇殿を許さるといひ、昇殿を許されたる人を殿上人、又は雲客といひ、後には堂上ともいへり。之に對して、昇殿を聽されざる人を地下人或は地下といふ。

- 五、後涼殿 御厨子所ありて朝夕の御膳を調進す。
- 六、綾綺殿 内宴妓女の舞樂を行ふ所なり。
- 七、溫明殿 内侍所あり、即ち神鏡を奉安する所なり。
- 八、宜陽殿 累代の寶器を納めたり。大臣の直曹あり、公卿の座あり、次將の座、脇陣あり、又議所ありて、大臣の政事を議する所たり。
- 九、貞觀殿 後宮の正殿にして、皇后の後宮の坤職を聽き給ふ所なり。御匣殿ともいへり。

奈良時代に於ける蝦夷の征伐  
元明天皇の朝

【蝦夷の反亂】 蝦夷は阿部比羅夫の征討後一時平穩なりしが、奈良時代に至りて屢反亂せり。元明天皇の和銅二年紀元一三三陸奥・越後の蝦夷反して良民を害せしかば、巨勢麻呂を陸奥

鎮東將軍となし、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍となし之を討たしめ、諸國の兵器を出羽羽前田川助川村に送らしめ、越前・越中・越後・佐渡四國の船百艘を送らしめ給ふ。已にして麻呂等大に

捷ちて凱旋す。五年始めて出羽國を置き、七年尾張・上野・信濃・越後の民二百戸を出羽に徙して柵戸を建てられぬ。元正天皇の養老四年紀元一三三蝦夷反して按察使上毛野廣人を殺せしか

元正天皇の朝

ば、多治比縣守ヒノアガタモリを持節征夷將軍とし阿倍駿河を持節鎮狄將軍として之を討たしめ給ふ。五年に至りて亂平ぐ。縣守等凱旋の時戌兵を置き大野東人を將たらしむ。之を鎮所といふ。後の鎮

鎮守府の起

守府の起なり。聖武天皇神龜元年紀元一三三陸奥海道の蝦夷反し、その大掾を殺す。乃ち藤原宇合を持節大將軍として之を討平せしめ給ふ。この役、鎮守將軍大野東人始めて多賀タカガキ柵陸前國宮

淳仁天皇の朝

を築けり。この後將軍出征すれば、まづ多賀柵を鎮す、因つて之を鎮守府といふ。天平五年紀元一三三出羽柵を秋田村タカシヅツ高清水羽後國南秋田郡岡寺内村高清水に移す。即ち秋田城なり。淳仁天平寶

稱徳天皇の朝

字二年紀元一四一桃生城陸前國雄勝城羽後國を築き、坂東・北陸の浮浪を徙して柵戸となし給ひ、稱徳天皇の神護景雲元年紀元一四四には伊治城陸前國栗原郡栗原村を築かしめ給へり。三年坂東八國の百姓

を募り、桃生・伊治二城に徙らしめて優遇し、後には俘囚の名を除き、調庸の貢を輸せしめた



光仁天皇の朝

り。光仁天皇の寶龜五年紀元一四三四年 蝦夷また反せしかば、鎮守將軍大伴駿河麻呂勅を奉じて之を討ち進みてその巢窟を衝き、悉く之を降せり。十一年紀元一四四〇年 陸奥上治郡の大領伊治皆麻呂反して按察使紀廣純キヒロツグを殺し、蝦夷また亂る。乃ち中納言藤原繼繩ツグナハを征東大使とし、大伴益立マスケチ・紀古佐美を副使とし、安倍家麻呂を鎮狄將軍として之を討たしめ、ついで參議藤原小黒麻呂を持節征東大使として繼繩に代らしめ給ひぬ。

按察使

〔一〕按察使 臨時官にて、國司及び京官の内にて適當の人を選任し、地方の政治の得失を巡視し人民を巡撫せしむ。元正天皇養老三年七月始めて置く。

鎮守府

〔二〕鎮守府 陸奥・出羽兩國の蝦夷を鎮撫し、非常を警むる事を掌る。養老五年始めて之を置き、鎮所と稱せしが、神龜元年今の陸前國宮城郡なる多賀城に移して始めて鎮守府と稱す。後今の陸中國膽澤郡膽澤城に移り、尋で同國西磐井郡平泉に移れり。將軍・副將軍・軍監・軍曹・弩師等の職員あり。建久三年、源賴朝征夷大將軍に任ぜられてより、廢せられしが、建武中興の際再興せられ、吉野朝の時また廢せられたり。

秋田城

秋田城介

〔三〕秋田城 天平五年出羽柵を出羽國秋田村に移し秋田城と稱し、軍士を置いて蝦夷に備へ、出羽介をして之を專掌せしむ。之を秋田城介又は單に城介と稱し、専ら蝦夷を鎮撫することを掌る。時として、鎮守府將軍・按察使等の之を兼ねる事あり。鎌倉幕府の時安達景盛之に任ぜれてより、子孫世襲せり。織田信長の時、その子信忠之を兼任せしが、その後は公卿之を兼任することなれり。

〔四〕俘囚・夷俘 王民にして蝦夷に畧せられ、夷地に住して賤隸となりしものを俘囚といひ、又單に俘ともいふ。夷民の内地に捕はれて移住せるを夷俘といふ。共に課役を免し、或は位を授けて慰撫し、各その長を置きて統べしめたり。

大伴家持の征討  
多治比宇美の征討

大伴弟麻呂の征討  
坂上田村麻呂の討平

【蝦夷の鎮定】 かくの如く歷朝蝦夷の鎮撫につとめ給ひしも、土地僻遠にして、兵士の發送糧食の運搬等の困難少からず、加ふるに賊は險阻に據りて官軍を防ぎ、征討の諸將多くは兵畧を知らざりしかば、その功見るべきものなかりき。桓武天皇は即位の初より御心を蝦夷の鎮定に注ぎ給ひ、嚴に將士を戒めて宿弊を正し、兵士・糧食を多賀城に集めしめ、延暦三年紀元一四四年 大伴家持を征東將軍とし、文屋與企フナヤノノキを副將軍となして之を伐たしめ給ひしが、翌年家持薨じて功なかりき。尋で同七年陸奥出羽の按察使多治比宇美を兼鎮守府將軍となし、陸奥・出羽に敕して軍糧を多賀城に輸送せしめ、東海・東山・坂東諸國の兵を發し、參議紀古佐美を征東大使となし之を討たしめ給ひしも、功なくして空しく師を班せり。是に於て天皇は更に大に征討の準備を調へ給ひ、十二年紀元一四五三年 大伴弟麻呂オトマロを征夷大將軍とし百濟俊哲ククランノシユンテツ・坂上田村麻呂を副使として之を討たしめ給ふ。十三年田村麻呂等進みて蝦夷を撃ち斬獲頗る多し。十六年紀元一四六一年 坂上田村麻呂を征夷大將軍となし給ふ。二十年紀元一四七一年 蝦夷復反す。田村麻呂撃ちて大に之を破り進んで閉伊ヘイに至り、蝦夷の巢窟を衝きて殺獲殆ど盡せり。翌年田村麻呂膽



澤城サハノキ 陸中磐前郡水澤町を築きて鎮所とし、東國の浮浪四千人を移し、越後・佐渡の米鹽を雄勝城に運びて鎮兵の糧となす。時に蝦夷の酋長大墓阿底利爲・盤具母禮等その衆五百人を率ゐて來降せり。二十二年、田村麻呂また志波城陸中紫波郡日詰町附近を築きて蝦夷に備へたり。

征夷大將軍

〔一〕征夷大將軍 元正天皇の養老四年多治比縣守を持節征夷大將軍とせしを始とす。もと臨時官にして陸奥の蝦夷を鎮撫する事を掌りしが、後鳥羽天皇の朝、源義仲これに任ぜられしよりその意義一變し、建久三年源賴朝之に任ぜられてより、常置の官となり、武家の棟梁たる人之に任ぜられて天下の政權を握ることなれり。而して賴朝以後この職に任ぜられたるものは、皇族・藤原氏の外は皆源氏なりければ、遂にはこの職に任ずるは源氏に限るものと信ずるに至れり。武將が征夷大將軍に任ぜらるる時は、朝廷より勅使を遣して將軍の宣旨を下さる、これを將軍宣下といふ。

將軍宣下

文屋綿麻呂の征討

〔蝦夷餘類の討平〕 蝦夷は田村麻呂の力によりて討平せられしが、その餘類なほ山谷に逃げかくれて未だ全く滅び盡さず、嵯峨天皇の弘仁二年紀元一四七年陸奥の爾薩體・弊伊二村の蝦夷反せしかば、文屋綿麻呂を征夷將軍として之を討たしめ給ふ。綿麻呂道を分つて竝び進み、直に賊巢を衝きて之を滅せり。よりにて、蝦夷を中國に移し、俘囚のみを本土に置く。此に於て邊患始めて息むを得たり。その後陽成天皇の元慶二年紀元一五三年出羽の蝦夷數萬秋田城司良岑ミネノチカシの聚斂を怨みて亂をなし、秋田城を燒き、勢甚だ猖獗なり。朝廷藤原保則を出羽權守

藤原保則の征討

とし、小野春風を鎮守將軍として之を討たしむ。保則等出羽に著すれば、國內全く賊地となり、夷俘の官軍に従へるは僅に三村のみ。保則乃ち郡の倉穀を發し、俘囚に賑給して之を慰撫し、春風は挺身賊軍に入りて具に朝命を宣す。是に於て蝦夷等大に服して降を乞ふ。保則乃ち夷酋數十人を國府に招きて之を慰撫せしかば、津輕より渡島に至るまで皆盡く内附し、東北の地全く皇化に霑ふに至れり。

兵士を停廢す

〔兵制の改革〕 光仁天皇の朝徵兵を止めて募兵の制を試みられしが、延暦十一年紀元一四五年敕して太宰府及び陸奥・出羽・佐渡等の邊要の地を除くの外京畿七道諸國の兵士を停廢し、兵庫・鈴藏及び國府等の類は健兒を差して守衛に當らしめ給へり。健兒とは郡司の子弟若くは外散位地方の帶動の者をいふの強壯なるものを簡び、番を立てて守らしむるものをいふ。

〔民政〕 桓武天皇は平安奠都・蝦夷征討の二大事業を成し給ふと共に、最も御心を民政に盡し給ひ、水旱・風災等に遇ひて五穀熟せざる諸國に對し、或は租賦を免じ、或は逋缺を除き、或は種子を貸與し給ふこと屢なりき。又陸田には桑・漆・蕎麥の類を植うる事を勧め、又伊勢・三河・相模・近江・丹波・但馬の六國に命じ、女工各一人を選びて陸奥國に遣し、二年を期して養蠶の術を教へしめ給へり。

又延暦十八年紀元一四九年崑崙の人三河に漂著して木綿を傳へしかば、明年勅してこれを紀伊・

陸田の勸種  
陸奥に養蠶を  
教ふ



木綿の栽培  
茶の傳來

淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐及び太宰府の諸國に栽培せしめ給ふ。これ本邦に於ける木綿播種の始なり。されど後遂に絶えたり。茶の傳來も亦この朝にして、延暦二十四年紀元一四六五年僧最澄唐よりその苗を携へ來りて叡山に植ゑたるを始とす。然れども未だ普く行はれず。嵯峨天皇の弘仁六年紀元一四七五年畿内竝に近江・丹波・播磨等の諸國に詔して茶を植ゑしめ、毎年之を獻ぜしめ給へり。

教學の獎勵

天皇また大學寮に越前の水田百二町を増附して勸學田と稱し、明經・明法・文章・陰陽・醫等の諸博士に職田を授け、大に教學を獎勵し給へり。

巡察使差遣

【地方官の檢束】 奈良朝以來國司私曲多く、法を輕んじ民を苦しむる者多かりしかば、天皇は即位の初巡察使を遣して天下を巡視し、且これを戒飭せしめ給へり。この頃國司・郡司の中官物を費消し、その跡を掩はんが爲に正倉に放火し、詐りて神火と稱するもの往往あり、從來郡司のみを罪する例なりしが、延暦五年紀元一四四六年敕して國司も公廩を奪ひて官物を填補せしめ、又正倉の火災を防がん爲に每郡に立屋一間を作りて、税穀を藏めしめ、また新に條例を定めて國司・郡司の功課を嚴にし、尋で勘解由使カケユシを置きて解由狀を勾勘せしめ、延暦二十二年紀元一四六三年には交替式一卷を定めて、新舊國司交替の際に準據する所を知らしめ給へり。

天皇また淡海三船をして神武天皇以下歴朝の謚號を撰定せしめ、三關を停廢して交通の便

勘解由使設置  
歴朝の謚號を  
定む

をはかり給へり。

勘解由使 (一) 勘解由使 解由狀を檢する事を掌る。桓武天皇延暦十六年(紀元一四五七年)九月始めて之を置く。平城天皇の朝一たび廢せられしが、淳和天皇の朝復興す。職員は長官一人、次官二人、判官三人、主典三人、史生八人なり。

解由狀  
不與解由狀

(二) 解由狀 内外官の任期満ちて交替する際、任官中公事の取扱上少しも懈怠なかりし由を記して新任者より舊任者に渡す書付なり。單に解由ともいふ。解由狀の最も必要なるは京官よりも國司にありければ、史上に多く見ゆるは國司の解由なり。國司の私利を營むこと甚しきに至りては、調庸雜物等の缺負未納多く、交替の日之を辨償すること能はざるもの多くなれり。かかる時は新國司は前國司に對して、解由狀の代に、缺負未納の爲に解由狀を與ふること能はざる旨を記したる書付を渡す、之を不與解由狀又は不與前司解由狀といふ。この解由狀の授受につきて不正ありし故に勘解由使は置かれたるなり。

交替式  
延曆交替式  
貞觀交替式  
延喜交替式

(三) 交替式 官人の交替の定を集めたるものにて三種あり。(一)は本文にいへる延暦二十二年の交替式なり。これは勘解由使の撰定奏聞したるものにて、和銅元年より延暦二十二年までの格ども二十六條を集め、外官の交替のみを記し、事の紛れ易きには今案を加へたり。(二)は新定内外官交替式又貞觀交替式といふ。二卷あれども今上卷缺けたり。下卷は書體延暦の交替式に同じ。内官の式と延暦以後の事とを補ひ、五十二條あり。貞觀十年の撰。(三)は内外官交替式又延喜交替式といふ、延喜二十一年の撰。前二書とは様かはり、總てを諸司の式に倣ひ、條毎に凡例を立て、主とある事を言簡に書き、



百九十二條あり。

(四) 諡號 古は先朝を稱し奉るには、皆宮號を以て何宮御宇天皇といひしに、皇居一定の頃になりては宮號を稱し難きにより、専ら諡號を稱するに至れり。されど皆國風の諡號のみなりしに、桓武天皇に至りて始めて漢風の諡號を追奉し給へり。神武天皇より光仁天皇までの諡號これなり。但その撰者を淡海公即ち藤原不比等とし、従つて撰定の時代も桓武天皇の朝にあらずとする説もあり。

〔試験問題〕 ○延暦年間に於ける有名なる事件を挙げよ(東外) ○桓武天皇の御事蹟(東師) ○桓武天皇時代の著名なる事蹟(陸士) ○藤原種繼(文本) ○早良親王(文本) ○八省院(文豫) ○堂上地下(文本) ○上古より桓武天皇の間の蝦夷征伐(陸士) ○鎮守府(東師) ○城介(文本) ○坂上田村麿(海軍・東師) ○膽澤(東師) ○征夷大將軍(高松) ○藤原保則(文本) ○勘解由使(文豫・陸士) ○解由狀(文本) ○交替式(文豫) ○御歴代御諡號撰定の由來(文本) ○王朝時代の兵制及其沿革(文本) ○按察使(文豫) ○俘囚(文豫) ○奈良朝以後に於ける蝦夷征伐の次第を記せ(陸士) ○平安時代の初期に於ける蝦夷經營に就きて記せ(陸士) ○平安時代の

### 第一章 平安時代初期の對外關係

新羅の無禮

【新羅の無禮】 百濟・高麗滅亡の後も、新羅はなほ舊によりて我が國に朝貢せしが、その國勢強大なるに従ひて、漸く驕傲になりゆき、我が朝廷に對して無禮の舉動少からず、天平十五年(紀元一四) 入貢の際には、貢調を改めて土毛と稱し、物數も舊典を失ひしかば、その無禮を

新羅征伐の議

責めて却け、天平勝寶五年(紀元一四) 使を新羅に遣はされし際には、王之を延見せざりしを以て使者朝命を宣せずして歸りし事あり。淳仁天皇の頃、新羅の民の我が國に歸化するもの男女數百人に及びしが、歸化民の中に「本國兵を發して日本に備ふ」との風説を傳ふるものあり、「歸化と稱して國情を偵察す」との風説もありしかば、朝廷遂に新羅征討の議を定め、天平寶字三年(紀元一四) 北陸・山陰・山陽・南海の四道に詔して船五百艘を造らしめ、五年美濃・武藏の少年四十人に新羅語を習はしめ、又東海・南海・西海三道に節度使を遣し、船兵・水手の數を檢定し、皆三年の租を免して兵法を練習せしめ給へり。然れども征討の舉は遂に實行せられざりき。その後新羅の無禮は益甚しく、或は新羅歸化民の叛亂するあり、或は新羅人の筑紫に來りて邊を窺ふものあるに至りしかば、仁明天皇の承和九年(紀元一五) 遂に令して商賣の外新羅人の我が境内に入ることを禁じ給ひぬ。これより新羅の來貢全く絶えたり。

〔圖説〕 (一) 節度使 兵士竝に子弟・水手・官船等を檢定し、弓馬を起し陳列を調習し兵器を作る等の事を掌る。聖武天皇の天平四年東海・東山・山陰・西海の四道に置かれしを始めとす。

【高麗の一統】 その後新羅は國政漸く亂れ、光孝天皇の朝女王眞聖立ちてより、佞臣權を弄して國威大に衰へ、豪族州郡に割據して國內騷擾し、餘勢我が邊境に波及して、宇多天皇の寛平六年(紀元一五) には彼の賊船四十五艘對馬に入寇す。守文室善友擊ちて之を退け、三百餘

新羅人の入國を禁ず

新羅の入寇



高麗の建國

人を殺し十一艘を捕獲せり。是に於て太宰府に弩師を増置し、出雲・隱岐に烽燧を置きけり。その後醍醐天皇の延喜十八年紀元一五七八年王建ワッケンといふもの松嶽シヨウガク開城府開城府に據りて國を建てて高麗と號し、甄萱ケンケンまた後百濟を建てしが、朱雀天皇の承平五年紀元一五九五年王建遂に新羅を滅し、翌年後百濟を併せて半島を一統せり。之を高麗の太祖とす。その後王建使を遣し書を奉りて入貢を請ふこと二回なりしも、廷議之を許さず、唯通商の事は之を許せり。

渤海の建國

【渤海の入貢】 渤海はもと靺鞨マツカクの粟末部ソクマツブ江の沿岸江の沿岸にして高麗に屬せしが、高麗滅亡の後、その勢漸く強く、部酋大祚榮タイソウエイ出づるに及び、高麗・靺鞨の衆を合せて忽汗城フツカン吉林吉林に都し、元明天皇の和銅六年紀元一三七年唐より渤海郡王の封冊を受けて國號を渤海と稱せり。その後子孫相傳へて益境を開き、南は新羅、東は海、西は契丹に至り、一時の盛國たり。我が國との交通は聖武天皇の神龜四年紀元一三八七年渤海王大武藝大武藝の子使を遣して來聘せしを始めとす。その後常に使聘を通じ、わが國よりも亦使を遣したることあり。桓武天皇の朝には入貢の期を定められたり。かくて醍醐天皇の延長五年紀元一五八七年契丹の爲に滅さるるまで、その來聘絶えざりき。

【唐との交通】 天智天皇の朝、唐使來朝の事ありてより後、歷朝、遣唐使を派遣し給ひ、唐の使節もまた屢來朝せり。遣唐使の船は四艘と定められたれば、之を四つの船と稱せり。當時は造船の術航海の法共に幼稚なりければ、風濤のために使節の覆没・漂流すること多く、

遣唐使の航路

その困難甚しかりき。されば朝廷にても遣唐使を定めらるる毎に、伊勢大神宮及び畿内の神祇に奉幣してその無事を祈り、その餞の宴には御製の詩歌を賜ひ、群臣に命じて送別の詩を作らしめ給ひし事もありき。遣唐使の派遣せらるる毎に、留學生は必ず隨行して、彼の文化を傳へたり。遣唐使の航路は、難波より乗船して筑前の博多に至り、初は朝鮮半島を経て渤海灣に入り、山東角に上陸して唐の國都長安今の陝西省西安府に至りしが、後には肥前の平戸東松浦郡より五島を経、直航揚子江を溯りて長安に至れり。今文武天皇以後の遣唐使を左に列記す。弘文・天武・持統の三朝は派遣なし。

大寶の遣使

文武天皇の大寶元年紀元一三六一年粟田真人アハタノマヒトを發遣せしが、風浪の爲に發するを得ずして筑紫に留り、明年六月出發せり。真人學を好み、文を善くす。唐人その儀容閑雅進止度あるを見て、「君子國の名虚しからず」と讚歎せり。

靈龜の遣使

元正天皇の靈龜二年紀元一三七六年多治比縣守チヒノアガタモリを遣はさる。阿倍仲麻呂・吉備眞備が選ばれて留學生となりしはこの時なり。

天平の遣使

聖武天皇の天平四年紀元一三九二年多治比廣成チヒノヒロナリを大使、中臣名代ナカトミノナシロを副使とす。七年歸朝する時、唐人袁晉卿エンシユンケイ從ひて來朝し、仕へて玄蕃頭・大學頭・安房守となる。この時眞備も歸朝せり。歸途颶風に會ひて四船相失し、一は漂蕩數月の後種子島に著し、一は唐に、一は安南に漂



天平勝寶の遣使

著し、一は南海に覆没せり。  
孝謙天皇の天平勝寶四年紀元一四二年藤原清河を大使とし、大伴古麻呂・吉備眞備を副使として遣はさる。元年正月玄宗朝賀を受くるに當り、清河等を西畔第二吐蕃チベットの下に列し、新羅の使を東畔第一として大食國の上に列せしむ。古麻呂争うて曰く、新羅は古より我に臣事す、その使を我が邦の上に在らしむべからずと、辭色共に勵し。掌客その奪ふべからざるを見て、新羅の使を西畔第二吐蕃の下に著け、清河等を進めて東畔第一大食國の上に列せしむ。六年歸朝するや安倍仲麻呂も之に隨ひしが、海上颶風に遇ひ、清河・仲麻呂の船は安南に漂著し、再び唐に還りて遂に彼の地に歿せり。古麻呂・眞備は幸ひにして歸るを得たり。この時唐僧鑒眞從ひて來朝せり。

天平寶字の遣使

淳仁天皇の天平寶字五年紀元一四二年仲石伴オカノイハトモを大使に藤原田麻呂を副使に定められしが、唐に安祿山の亂あるを聞きて遣されず。

寶龜の遣使

光仁天皇の寶龜六年紀元一四三年佐伯今毛人を大使に、大伴益立等を副使として遣さる。歸途颶風に遇ひ、覆没して死するもの多し。同十年唐使來聘す。

延暦の遣使

桓武天皇の延暦二十二年紀元一四三年藤原葛野麻呂を大使とし、石川道益を副使として往かしむ。船フネの破れ、船破れて死する者多くして中止し、翌年出發せり。

承和の遣使

平城・嵯峨・淳和の三朝には使聘の事絶えたり。  
仁明天皇の承和三年紀元一四四年藤原常嗣を大使、小野篁を副使として赴かしむ。風波の爲に中止すること二回、同五年に至りて漸く往くを得たり。篁は事によりて平ならず、病と稱して往かざりき。これ最後の遣唐使なり。

第二章 平城・嵯峨の二朝

平城天皇

【平城天皇】桓武天皇崩じて皇太子即位し給ふ。之を平城天皇とす。天皇先帝の御志を繼ぎ務めて冗員を淘汰し煩費を省き、法令嚴整にして大に行政を整理し給へり。然れども猜忌の御心深かりしと、晩年内寵に溺れ給ひしとは實に惜しむべし。

伊豫親王の讒死

大同二年紀元一四七年十一月皇弟伊豫親王を殺し給ふ。初藤原宗成ムネナリといふもの潛に親王に不軌を勸む。親王從はずして之を奏し給ふ。即ち宗成を按驗せしに、宗成は親王を謀主なりと誣ふ。左近衛中將安倍兄雄アベノアニア固く親王の罪なきを保すれども天皇聽し給はず、詔して親王の號を削り之を河原寺に幽し給ふ。親王は藥を仰ぎて死し、宗成は配流せられ、連累するもの甚だ多かりき。されど親王は罪あるにあらず、天皇猜忌のために此に至りしものなれば、嵯峨天皇の



幸 藤原藥子の寵

御代に至りて、その位號を復せられたり。

天皇太子たりし御時、藤原種繼の女藥子ケスゴといふものあり、初藤原繩主ナハスシに嫁して二女を生む。その長女選ばれて東宮の女官となり、藥子亦その縁によりて東宮宣旨の職となりしが、太子之と私し給ふ。桓武天皇惡みて、その宮中に出入するを禁じ給へり。然るに天皇即位の後、藥子を召して尙侍シヤウシとなし、寵幸甚だ厚し。藥子これより政事にも關涉し、その兄右兵衛督ウヂノミヤ仲成亦勢を恃みて驕横の行多く、兄妹威權を擅にせり。

齋部廣成古語拾遺を上る

この朝齋部廣成古語拾遺を上つて、齋部氏亦朝廷の大祀に預らんことを獻言す。蓋齋部氏は天太玉命に出で、中臣氏と共に世世祭祀に預りしに、中世に至りて齋部氏甚だ衰へ、中臣氏獨盛にして、總ての大祀は中臣氏のみ預りしかば、廣成發憤して此に至りしなり。然れども子孫遂に復興する能はざりき。

尙侍

【釋義】(一)尙侍 ナイシノカミとも訓む。内侍司の長官にして、婦人の官中最も重し。藤原藥子尙侍にして、平城天皇の枕席に侍して以來、尙侍は天皇の枕席に侍するものと定り、内侍司の事は専ら典侍の職となれり。内侍司は后宮十二司の一にて、奏請宣傳、及び禁中の禮式を掌り、女孀を檢校し、兼ねて内外命婦朝參の事を知る。

内侍司

古語拾遺

(二)古語拾遺 一卷。大同二年齋部廣成が平城天皇の舊説を尋ね給ひしに答へて、中臣・猿女・齋部諸姓の來歴を述べ、齋部氏また朝廷の大祀に預らんことを獻言したるものなり。

嵯峨天皇

【嵯峨天皇】平城天皇は御多病の故を以て、在位僅に四年にして位を譲り給ひ、皇太弟即位し給ふ。之を嵯峨天皇とす。天皇天資聰敏にして博く經史に通じ、文章を善くし草隸に長じ給へり。皇后橋嘉智子カチコ資性寛和にして風姿絶世、深く佛法を信じ、檀林寺ダンリンジを建てて比丘尼の律を持する者を置き給へり。世に檀林皇后と稱す。又弟右大臣橋氏公ウチノキミと議し、學館院を建て橋氏の子弟を教へ給へり。

檀林皇后  
學館院

藥子の亂

【藥子の亂】平城天皇讓位の後、藥子は兄仲成と謀り、上皇を重祚せしめ、己れ皇后たらんとし、弘仁元年紀元一四七〇年九月上皇の命と偽り平城に遷都せんと謀り、人心恟恟たり。天皇乃ち仲成を捕へ、詔を下して仲成・藥子の罪狀を擧げ、その官位を奪ひ、藥子を宮外に斥け給ふ。上皇大に怒り兵を發して東國に據らんとし、藥子と輦を同じうして東に向ひ給ふ。天皇まづ仲成を誅せしめ、大納言坂上田村麻呂・參議文屋綿麻呂をして、兵を率ゐて美濃路に邀へ、又諸の要處を扼せしめ給ひしかば、上皇事の成らざるを知り、宮に還りて雍髮し給ひ、藥子は自殺せり。皇太子高岳親王タカノカは上皇の皇子なりければ、天皇は亂後之を廢して皇弟大伴親王オホトモを皇太弟となし給ひき。高岳親王は後僧となりて名を眞如マニョと改め、東寺に住み給へり。

高岳親王

藏人所の設置

【藏人所と檢非違使廳】弘仁元年三月始めて藏人所(シクラウドコロ)を置き、左衛門督巨勢野足コセノスクリ・右衛門督藤原冬嗣フユツキを頭となし殿上に侍せしめ、機密の文書及び諸の訴を掌らしめ給ふ。蓋當時は上皇・



參議を復す

天皇御不和の際にて、朝廷の中にも上皇に心を寄せ奉るものありければ、公事の機密の外に洩れんことを恐れて設け給へる一時權宜の職なりしならん。然るにこの後遂に永制となり、常に禁中に侍して勅命を宣傳し、威權甚だ重く、少納言・侍從等はその職を失ひ、令制一變するに至れり。この年六月また參議の職を復し、大臣の權を分ちて朝政を參議せしめ給ふ。一に宰相ともいひ、定員八人なるを以て八座ともいふ。文武天皇の時大伴安麻呂・粟田真人等五人をして朝政を參議せしめしに始り、平城天皇の朝一たび廢せられしを此に至りて復せられたり。七年衛門尉をして檢非違使の事を行はしめ給ひしが、淳和天皇の朝、始めて檢非違使廳を設け、仁明天皇の承和元年（紀元一四四年）始めて檢非違使別當を置きてその長官となし給へり。その後檢非違使は最も重職として重んぜられ、別當の命令は廳宣（又別當宣）と號して勅宣に准し、違ふものは罪違勅に同じ。是に於て衛府の追捕、彈正の糺彈、刑部の判斷、京職の訴訟、皆使廳に歸してその權天下に震ひ、大寶令の制度は時勢と共に次第にかはりゆけり。藏人所・檢非違使・參議は大寶令に載せられざるものなれば、之を令外の官といふ。

藏人所の職制

【職制】(一) 別當一人。宇多天皇の寛平九年始めて之を置き、大納言藤原時平を之に任じ給ひしより、後常に第一等の公卿を任ずる例となれり。藏人所の長官にて詔勅の宣傳を掌る。  
(二) 頭二人。四位の殿上人より選任し、一人は辨官（多くは中將、これを頭中將といふ）より兼ぬ、一人は辨官（多くは中將、これを頭中將といふ）より兼ぬ、

は近衛（多くは中將、これを頭中將といふ）より兼ぬ。殿上の大小の事務を掌り、參議に關員あれば必ず頭より兼ねしむる例にて最も重職たり。殿上の班位は位階の高下を論ぜず、常に諸侍臣の上（クワンシユ）にあり、故に一に貫首といへり。(三) 藏人。五位藏人三人。六位藏人四人。頭及五位藏人を職事と稱す。六位藏人は禁中の細務、朝夕の御膳の事を掌るを以て日下（ヒノゲ）ともいふ。藏人が勅旨を受けて出す公文書を繪旨といふ。(四) 非藏人四人乃至六人。六位の中又は良家の子を選びて之に任じ昇殿を聽し、殿上の驅使に供ふ。その他雜色（ザフシキ）・所衆（ソウジュ）・灌口武士（カンクウシキ）・出納（シュツナウ）・小舍人等の職員あり。

檢非違使廳の職制

(一) 別當一人。參議以上の衛門督又は兵衛督を帶する者を之に任ず。(二) 佐四人。左右衛門權佐各二人之に補せらる。(三) 尉（大尉四人、少尉は定員なし）左右衛門尉より之を補す。檢非違使判官とも單に判官ともいふ。(四) 志。左右大少志あり。使廳の公事を奉行す。(五) 府生（シヤツ）。左右府生あり、文筆を司る。(六) 看督長（カドノヲサ）。罪人の追捕を掌る。(七) 放免（ハウメン）。盜賊・奸徒の逮捕、囚人の拷問、流人の押送を司る。廳の下部にして、犯人の放免せられたるものを用ふる故にこの名あり。(三) 令外の官。藏人所・檢非違使廳・參議の外、内大臣・中納言等も亦令外官なり。内大臣の職掌は左右大臣に同じ。兩大臣不參の時は代りて政務儀式を奉行す。光仁天皇の寶龜八年藤原良繼を任せしを始とす。中納言は職掌大納言に同じ。持統天皇の六年始めて之を置きしが、大寶の制には之を置かず、慶雲二年再び之を置けり。

賀茂の齋院の始

【賀茂の齋院】嵯峨天皇は深く平城上皇との御不和を歎かせ給ひ、弘仁元年皇女（ウツチ）智子内親王を賀茂大神の齋院として上皇との輯睦を祈らせ給へり。これ賀茂の齋院の始にして、爾



後歴朝相承け順徳天皇の朝まで行はれたり。

【姓氏録の編纂】 古來支那・朝鮮等の民の歸化せし者頗る多かりしが、孝謙天皇の朝その姓を賜はらんと願ふものは悉く許し給ひしかば、彼等は太抵皇胤・神裔の氏姓と同じきものを選びて之を賜はりしより姓氏の混亂甚しかりしかば、仁淳天皇の朝諸儒を聚めて氏族志を撰ばしめ給ひしも、國難にあひて果さず、桓武天皇の朝勘系所を設け勘本系使を置き、まづ姓氏目錄を撰びたれども、當事者その人を得ず、尊卑亂雜して信を取るに由なかりき。是に於て嵯峨天皇は中務卿萬多親王・右大臣藤原園人・參議藤原緒嗣等に詔して姓氏録を編せしめ給ふ。親王等博く古史・舊記を探りて本系を詳にし、研精すること十年にして成り弘仁六年紀元一四七五年之を上れり。新撰姓氏録シンセンシヤウジロク三十卷これなり。神武天皇より弘仁まで一千一百八十二氏を收め畿内居住の諸氏なり畿外諸國は本系を上らざりし故に關りて録せず之を皇別希皇の胤・神別神祇の尊・蕃別歸化人の子孫の三に分ち、各氏の本源を詳にし、其の本系不明なるものは未定雜姓として後に附せり。今その抄本のみ傳はれり。

【弘仁格式】 朝廷は曩に唐制に摸し、律令格式（一）キキクシキを以て制法を立てんとし、律令は既に制定せられたれども、格式は未だ編成せられざりしが、弘仁十一年紀元一四八〇年大納言藤原緒嗣等勅を奉じて式四十卷・格十卷を撰びて施行せり。是を格式を撰する始とす。格は大寶元年より弘仁十年までの詔勅・官符の後世の法となるべきものを集め、式は大寶元年以來の諸司の文案を執りて編成せるものなり。

新撰姓氏録成  
皇別神別蕃別

弘仁格式

格式

【格式】 律令は根本の法制なれば容易に變更するを得ず。故に後に至りて臨時に必要な時は、別に詔勅又は太政官符を以て之を修正増補せられたり。之を格といふ。式は律令を施行するに當りて必要な細則を定めたるものにて、今の職務章程・事務細則等の如きものなり。弘仁格式撰定の後、貞觀格式・延喜格式撰定せられたれども、今日に傳はれるは延喜式五十卷と、弘仁以下三代の格を類聚したる類聚三代格とのみなり。

【試験問題】 ○令外官の重なるもの二三を擧げてその創置の事情を記せ(文豫) ○律令格式(文本) ○高岳親王(文本) ○藤原緒嗣(文本) ○藏人所(陸士・專檢) ○頭辨頭中將(文本) ○職事藏人(文豫) ○檢非違使廳の職制(文本) ○檢非違使(東師) ○齋院(文豫・文本) ○齋部氏の祖先及びその後裔(文豫)

### 第二章 佛教の新宗派 漢文學

【佛教の新宗派】 奈良時代には佛教興隆の餘種種の弊害を生じたれば、光仁・桓武の兩朝頗る檢束を加へ、屢詔して濫に寺院を建立して財を費すことを戒め、僧侶の破戒を責め給ひしが、聖旨のある所、固より佛教の發達を阻止せんとはあらず、寧よく之を保護するにあり。加ふるに當時の門閥保護の制は、高材逸足の士も、卑族に生るれば材を抱きて陋巷に朽ちざるを得ず、唯僧侶のみは、その學識によりて或は帝師ともなり、或は宗祖ともなり、公卿と伍して青雲の上に翺翔するを得べければ、有爲の士は争うて法界に趨りしを以て、一層健

佛教の檢束

有爲の士法界  
に趨る



全なる發達をなせり。從來の六宗の外、平安時代に入りて最澄・空海の二名僧出で、更に天台・眞言の二宗派を傳へて新生面を開き、在來の諸宗派を壓倒せり。

天台宗

眞言宗

【(一) 天台宗】 隋の智顛が天台山にありて、この宗を弘通せしを以て名づく。この宗は法華經によりて、一實圓頓の妙旨を解了し、正觀明靜の妙行を修するが故に、具には天台法華圓宗といふ。  
【(二) 眞言宗】 大日經・蘇悉地經・金剛頂教等の眞言教を以て所依とするを以て名づく。又即身頓成の内證法門なるが故に密教といひ、他の佛教をすべて顯教といふ。顯教は皆釋迦の説に本づけるを、この教は大日如來の自説によるといふ。

【最澄と天台宗】

最澄は近江の人、幼より佛門に入り博く經論を探る。延曆七年紀元一四四年

比叡山

近江國滋賀郡山城國愛宕郡にありて、京都の東北に峙つ

に入りて延曆寺を創め、二十二年紀元一四四年遣唐使に従ひて入唐し

台州に到り、天台山國清寺に學びて天台宗の奧義を究め、翌年歸朝して大に天台宗を弘め、

弘仁十三年紀元一四二年寂す。清和天皇の朝、傳教大師の諡を賜ふ。本邦大師號の始なり。弟子義

眞・圓仁慈覺大師・圓珍智證大師等最も著はる。後圓珍三井寺を創めてより、天台宗は延曆寺派

・園城寺派の二派となれり。

山門派寺門派

【空海と眞言宗】

空海は讃岐の人、初儒を學び、二十歳の時佛門に入り、延曆二十三年最澄と同行して入唐し、青龍寺の僧慧果に眞言宗を受け、三年の後歸朝して之を我が國に傳へた

新義眞言宗

本地垂迹説

垂迹

り。弘仁七年紀伊の高野山に金剛峯寺を開く。嵯峨天皇深く歸依し給ひ弘仁十四年勅して京都の東寺を賜へり。仁明天皇の朝、宮中に眞言院を建てしめ給ひてより眞言宗益盛なり。空海は承和二年に寂しぬ。醍醐天皇の朝、弘法大師の諡號を賜へり。空海また博學多藝にして詩・文・書・畫に巧に、醫藥・彫刻・土工・測量の術にも精しく、民利を興したること多かりき。その後鳥羽天皇の朝覺鑊といふもの、傳法院を建てて新義を唱ふ、是を新義眞言宗の祖とす。

【本地垂迹説】

奈良時代に既に神佛同體の説行はれしが、最澄・空海に至りては、更に一

歩を進めて、本地垂迹の説となり、佛は神の本地にして、神は佛が迹を垂れたるもの、本にあらざれば迹を垂ることなく、迹なければ本を顯すことなし、表裏・權實共に衆生を濟度するものなりと説き、我が國民敬神の心を佛教に向はしめたり。爾來この説大に行はれて神社に神宮寺を建て、僧侶は神を祭り、經を神前に讀み、神に佛名を附會して菩薩・權現と稱するなど神佛は全く混合せられ、佛教は愈深く人心に入り、朝廷の公事にも多く佛事を交ふるに至れり。

【漢文學と學校】

桓武天皇の後、平城・嵯峨・淳和の三天皇御兄弟にて位を嗣ぎ給ひしが、いづれも好文の君にましまし、中にも嵯峨天皇は博く經史に通じ、詩文を善くし、特に書道に長じ給ひ、僧空海・橘逸勢と共に三筆と稱せられ給ふ。されば奈良時代に漸く盛なりし漢

三筆



漢文學の全盛

文學は、この期に入りて益盛になり、文章の如きも奈良時代と比較して大に面目を改むるに至れり。續日本紀・新撰姓氏錄・令義解等の編纂あり、嵯峨・淳和の兩朝には勅して凌雲集・文華秀麗集・經國集等の詩集を撰進せしめ給へり。小野篁・滋野貞主・都良香・菅原是善等の如き、名高き學者相ついで出でたり。さはれ當時は唯支那の事を知るを以て急務としたれば、漢學に長じたる人を漢才ある人と稱して貴び、國文・國史は之を重んぜず、而して漢學といふ中にも最も重んずる所は漢文をよく読みよく書くこと、次には漢史を讀みて事蹟を多く知ることにて、經義の如きは又その次に、文選と白氏文集とは當時最も重んぜられたるものなりき。

學制の變遷

されば大學の制もこの期に至りて大に整備し、從來の科目の外、紀傳道・明法道の二科を増置せられ、紀傳道は支那の歴史、及び漢文を作ることと教授し、明法道は主として我が國の法律を教授せしが、漢文・漢詩の盛なるにつれて、紀傳道は文章道と改まりて文章・詩賦を専らとして歴史に力を盡さざるに至り、文章得業生を秀才といひて之を重んじたり。この頃また有志の貴族は私立の學校を建ててその一族の子弟を教育せしが、藤原氏の勸學院の如きは、一時は大學をも凌ぐの勢ありきといふ。今その重なるものを擧ぐれば、和氣氏の弘文院桓武天皇の朝藤原氏の勸學院、藤原氏の勸學院醍醐天皇の朝藤原氏の勸學院、橘氏の學館院醍醐天皇の朝橘氏の學館院、在原氏の

重なる私立學

獎學院陽成天皇の朝在原行平の創立等なり。僧空海もまた淳和天皇の朝綜藝種智院を建てて平民の子弟を教育せり。その綜藝と稱するは儒佛を兼ね教ふるを以てなり。この外朝廷の儒家善淵・大江・慶滋・菅原の諸氏には各私塾の如きものありて門人を教へたれば、漢學の盛なりしこと想像すべし。

令義解

〔一〕令義解 十卷。大實令の註釋なり。淳和天皇の天長十年、右大臣清原夏野・刑部卿南淵弘貞・參議藤原常嗣・文章博士菅原清公等、勅を奉じて作りたるものなり。

凌雲集

〔二〕凌雲集 一卷。小野岑守の撰。平城・嵯峨・淳和三天皇以下二十三人の詩九十首を輯録したるもの。

文華秀麗集

〔三〕文華秀麗集 嵯峨・淳和二帝を始め二十六人の詩百四十八首を集めたるもの。嵯峨上皇の勅によりて仲雄王・菅原清公・滋野貞主等の編輯したるものなり。

經國集

〔四〕經國集 上は天皇より下庶民に至る諸家の詩賦・策文等を集めたるもの。良岑安世・滋野貞主・南淵弘貞・菅原清公等が勅を奉じて編集したるもの。二十卷。散佚して今傳はるは六卷なり。

試驗問題

- 綜藝種智院(文本) ○嵯峨天皇時代の文學(東師) ○最澄(高橋) ○比叡山(陸士)
- 平安時代佛教界の狀況を記せ(文豫) ○圓仁(慈覺大師)(文豫・海軍・小商・美術) ○空海(弘法大師)(海軍・小商・美術)
- 高野山(國師) ○本地垂迹の説(文豫・神商・長商・海軍) ○橘逸勢(東商) ○智證大師(文豫・東師)
- 滋野貞主(文本) ○菅原是善(文豫) ○紀傳道(文豫) ○山門寺門(文豫)



淳和天皇

仁明天皇

第一四章 攝政 關白

【淳和天皇と仁明天皇】 嵯峨天皇は位を皇太弟淳和天皇に譲り給ひ、淳和天皇は嵯峨天皇の皇子を皇太子となす。天皇の皇后は嵯峨天皇の皇女正子内親王なり。貞婉にして禮度あり、天皇大に敬重し給ふ。天長八年紀元一四九八年天下大に旱す、天皇深く之を憂へて群神に奉幣して祈請し給へる時、皇后天皇に勸めて、囚徒を録し作役を廢せしめ給ふ。未だ朝を終らざるに大雨す、天皇いよいよ之を重んじ給へり。皇后慈行の御心深く、東西京の棄兒・孤子を收め、乳母を給して養育し、封戸五分の二を割きてその費に充て給へり。貞觀中嵯峨の舊宮を捨てて精舎とし、清和天皇に請ひ額を賜はりて大覺寺ダイカクジといひ、舎をその側に建て僧尼の病を療し、濟治院と名づけ給へり。天皇在位十一年にして位を皇太子に譲り給ふ。之を仁明天皇とす。天皇聰叡にて衆藝に達し給ひ、經史を好み、射を工にし、書を善くし給ひしが、性奢靡を好み給ひ、後宮の服飾古今に冠絶し、ために府帑缺乏し、賦歛益起るに至れり。

皇室御畧系(八)

平城天皇—高岳親王

惟喬親王

光仁天皇—桓武天皇

嵯峨天皇—仁明天皇

文德天皇

清和天皇—陽成天皇

光孝天皇—宇多天皇

淳和天皇—恆貞親王

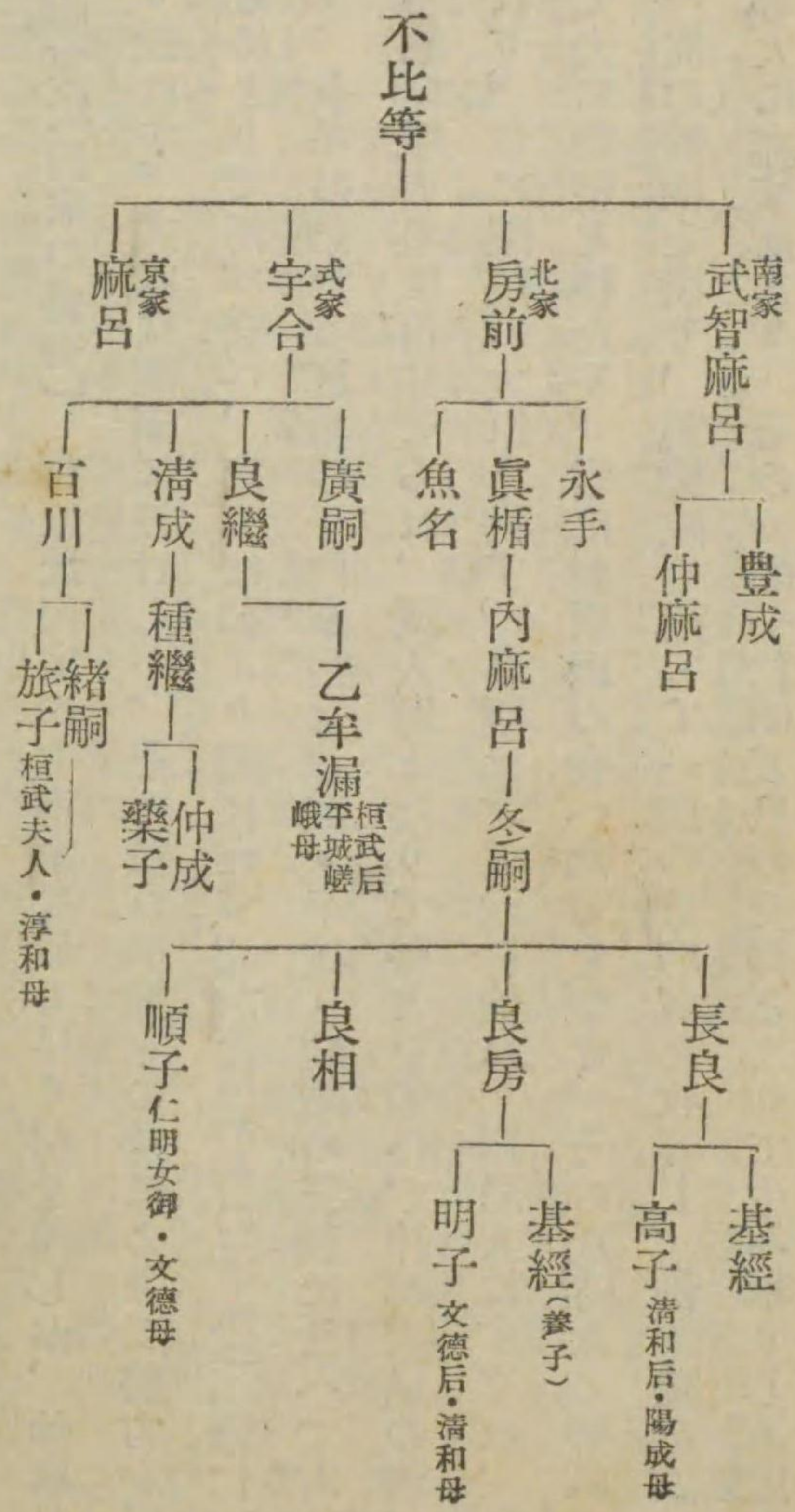
北家

藤原冬嗣

【藤原氏四家の盛衰】 藤原氏四家の中南家は最も早く勢を得しが、仲麻呂惠美押勝の事ありてより振はず。式家は廣嗣に挫けしが、その後百川擁立の功によりて勢力を得しも、藥子・仲成の亂によりて再び衰へ、京家は初より顯はれず。北家は房前の子永手、淳仁天皇の朝左大臣に上り、永手の弟たる眞楯マクテの子内麻呂ウチマロは桓武・平城・嵯峨の三朝に仕へて右大臣となり、その子冬嗣嵯峨天皇に信任せられ、藏人頭となりて勢力を養ひ、淳和天皇の朝、進みて左大臣に至れり。世に閑院の大臣と稱す。冬嗣は才文武を兼ね、器局人にすぐれ、物に接する寛容にして大に時望を得たり。常に藤原氏の衰へたるを慨き、その氏寺なる興福寺に南圓堂を建てて一族の繁榮を祈り、施樂院を建てて一族の貧病者を收容し、勸學院を設けて子弟を教授する等大に盡す所あり。その女順子仁明天皇の女御となりて生み奉りし道康親王ミチカサノミコ即位し給ふに及び、冬嗣の子良房ヨシノブ大に勢を得、遂に北家の全盛を見るに至れり。



藤原氏畧系(二)



恒貞親王と藤原氏

【承和の變】 仁明天皇は淳和上皇の皇子恒貞親王を立てて皇太子とし給ひしが、これ嵯峨上皇の御旨に出で、天皇の御本意にはあらざりしが如し。藤原氏亦氏の再興を祈り、順子の所生なる道康親王擁立の志あれば、恒貞親王の太子たるは最も喜ばざる所なるべし。されば皇太子もよくこの事情を知り給ひ、嵯峨・淳和兩上皇崩御後は禍測るべからずと思召し、屢上表して位を辭し給へども許されず、坊官と語りて涕泣し給ふに至れり。果して承和七年(元元五年)五月淳和上皇崩じ、九年七月嵯峨上皇また崩じ給ふに及び、僅に一日を隔てて、春宮帶刀伴健岑・但馬權守橘逸勢等太子を奉じ、東國に走りて亂を謀ると密告するものあり。乃ち兵を遣して健岑・逸勢等を捕へしめ給ふ。太子恐れて位を辭し給へども、天皇は優詔して之を許し給はざりしに、後數日にして「健岑の反は皇太子に出づ」と匿名の書を投ぜしものあり。天皇之を信じ給ひ、皇太子を廢し、健岑・逸勢を始め、大納言藤原愛發・中納言藤原吉野・參議文屋秋津等數十人を配流・貶斥し給ふ。恒貞親王は乃ち退きて淳和院に居給へり。親王容貌端嚴にして威儀閑雅、經史に通じ文を善くし、嵯峨・仁明皆非常の器とし給ひ、天下亦望を囑せしに、是に至り朝野これを悲しまざるものなし。かくて翌八月、道康親王皇太子に立ち給ふ。藤原氏の志始めて成れり。

皇太子を廢す

藤原氏の志成る

淳和院

文徳天皇  
人臣太政大臣  
の始

【藤原良房の攝政】 仁明天皇崩じて皇太子位に即き給ふ。之を文徳天皇とす。冬嗣の子良房太政大臣に任ぜらる。人臣にして太政大臣となるは之を始とす。天皇皇長子惟喬親王(母は)の始



清和天皇  
人臣攝政の始

攝政

隨身

准三宮

虎の賢なるを愛して皇太子に立てんとすの御志ありしも、良房を憚りて果し給はず、良房の女明子の生み奉れる惟仁親王の生後僅に九箇月なるを立てて皇太子となし給ふ。天皇深く御心を政事に留め給ひ、性明察にしてよく人の奸を知り給ふ。然れども、聖體羸弱にして萬機を廢し給ふこと多く、政多く藤原氏の手に出でたり。在位九年にして崩じ給ひ、皇太子御年僅に九歳にして即位し給ふ。之を清和天皇とす。良房外戚を以て攝政となる。これ人臣攝政の始なり。尋で勅して良房に封三千戸を増し、三宮に准し、年官・年爵を給ひ、隨身兵仗を賜ふ。准三宮・年官・年爵等の待遇の始なり。

〔圖説〕(一)攝政 天皇御幼沖の時、天皇に代りて萬機の政を總攬する人にて、大臣たる人多く兼任す。女帝の時にも之を置く。應神天皇御幼沖のために、母后神功皇后攝政し給ひ、推古天皇の時は皇太子厩戸皇子、齊明天皇の朝には皇太子中大兄皇子攝政し給ふ、並に女帝たるを以てなり。清和天皇の朝良房人臣を以て攝政となりしより、爾來全く藤原氏の任となれり。

(二)隨身 左右近衛府の舍人、即ち將曹・府生・番長・近衛等の太上天皇・攝政・關白・大中少將・衛府・兵衛の督・佐に隨ひて警衛するものをいふ。之を兵仗といふ。

年官  
年爵  
年給  
知行國  
大介

貞觀の治  
應天門燒く  
陽成天皇

(四)年官年爵 年官とは天皇・上皇・三宮・皇太子・親王・女御・侍・典侍・公卿・辨官等の所得とするために特に任補せる諸國の掾・目・史生等をいひ、年爵とは上皇・三宮の所得とする爲に特に叙したる從五位をいふ。蓋椽は公廨稻の十分の三、目は十分の二、史生は十分の一を職祿とし、從五位は位田八町を給せらるる定なれば、並に其の官位に屬せる收入を以て年官・年爵を給ひたる人の所得となすなり。故に其の人を任叙するも實務には與らず。かく年官・年爵を給するを年給といふ。年給によりて國を給はりたるを國務を知行すとも沙汰すともいひ、其の國を知行國といひ、又給國・領國・分國ともいふ。又知行國の守又は權守が廳宣に署判する時には大介と稱せり。

【藤原基經の關白】 清和天皇は容儀端正、性寬仁溫雅にして濫に言を發し給はず、舉動必ず禮に遵ひ、好みて書傳を讀み、思を佛教に潛めたまひ、良房の薨後は政を親らし給ひ、久しく廢れたる天皇の紫宸殿に御して政事を視給ふことを復し給ひしかば、内外肅然として治まり、世に貞觀の治と稱す。貞觀八年(紀元一五二六年)三月應天門燒く。時に大納言伴善男トモノヨシノ氏も三大臣桓武天皇の朝伴改む 左大臣源信マコトと隙あり、右大臣藤原良相ヨシスケと謀り信を退けんと欲せしが、此に至りて善男之を信の所爲と讒し、良相之を庇けしも、良房の救解によりて事止みぬ。然るに九月に至りて應天門の火災は善男及びその男中庸等の放火なること顯はれ、皆遠流に處せらる。伴氏これより全く衰へたり。天皇佛教に歸依し給ふこと深く、早く位を陽成天皇に譲り給ふ。天皇も御年僅に九歳なりければ、良房の養子基經攝政となり、ついで太政大臣に上る。天皇



基經の廢立  
光孝天皇

御成長の後御病ありければ、基經之を廢して光孝天皇を迎へて位に即け奉れり。天皇は元費を省き、御服絹綿の數を減じ、廢絶したる舊儀を復興し、また當時國司の赴任せざるもの多かりければ、責めて位一階を降すなど、大に御心を政治に留め給ひたれども、在位僅に四年加ふるに基經迎立の功を憚りて自ら専らにし給はざりしかば、藤原氏の勢いよいよ強く、皇威の下に移るべき端となれり。

宇多天皇  
關白の始

光孝天皇崩じ宇多天皇位に即き給ふに及び、特に詔して大小の政務、まづ基經に白して後奏せしめ給ふ。これを關白の始とす。この後藤原氏は歴代、天皇御幼年の間は攝政となり、御成長の後は關白となるを例とし、政權全く藤原氏に歸し、他の名門・舊族は次第に勢を失ひ、たとへ皇族にても藤原氏に縁なきものは勢力を得ること能はざるに至れり。

關白  
太閤  
禪閣

關白 天皇を輔佐し、百官を總べて萬機の政を行ふ、天下の萬機を關り白すの義、即ち一切の奏文を天覽に供する前に此に關白するなり。前關白を太閤といひ、その出家したるを禪閣と稱す。關白の名は宇多天皇の朝藤原基經に始まり、職名となれるは朱雀天皇の朝藤原忠平よりにて、爾來全く藤原氏の任となり、藤原氏以外にて關白となりしは後陽成天皇の朝豐臣秀吉・同秀次の父子あるのみ。

【阿衡の紛議】 初宇多天皇基經に萬機關白の詔書を下し給ひしに、基經表を上りて之を辭しければ、更に左大辨橘廣相をして勅答を作らしめて下し給へり。文中「宜しく阿衡の任を以て專の任となすべし」の句あり。時の言官は少許藤原氏に依りて、

して職掌なし」と説きしかば、基經喜ばずして、これより政務を見ず。天皇憂慮し給ひ、諸博士をして阿衡典職の有無を議せしめ給ひしに、多くは權勢に媚びて典職なしとし、ついで佐世等又書を上りて阿衡典職なく廣相の過失なることを申し、天皇は屢基經を慰諭し給へども、阿衡の事決せざれば政を行ふ能はずとて詔を奉ぜず、庶政滯滞すること半年を過ぎければ、天皇遂に意を任けて詔書を改作し、重ねて關白の詔を基經に賜ふに及びて基經始めて詔を奉ぜり。ついで藤原氏の黨は廣相を罪せんとせしが、讃岐守菅原道眞書を基經に上りて、藤原氏・橘氏の親故・勳功を論じ、廣相を罪することの藤原氏に不利なるべきを論じければ廣相貶謫の議は中止せられ、紛議全く局を結び。

〔試験問題〕 ○藤原冬嗣(二高) ○恆貞親王(文藝) ○承和の變(文本) ○淳和院(文本) ○藤原良房(高校・東師・神宮) ○藤原氏攝關の起原(高校) ○攝政關白の起原(文本・東師・東商) ○大介(文本) ○知行國(文藝) ○領國(文專) ○宇多天皇の御事蹟(東師) ○阿衡の始末(二高) ○橘廣相(文藝)

### 第一章 菅原道眞 延喜時代

【宇多天皇の政治】 宇多天皇は常に藤原氏の專權を厭ひ給ひしかば、基經薨じて後また關白を置き給はず、萬機を親らし、また菅原道眞を拔擢して藏人頭となし機密に與らしめ給ひ、累に登庸して寛平九年(紀元一五五七年)權大納言に任じ、右近衛大將を兼ねしめ、基經の子大納言時

菅原道眞の登庸



醍醐天皇  
法皇の始

遣唐使を廢す

時平の讒奏  
道眞の貶竄

平と並びて政を執らしめ給ふ。蓋し道眞を登庸して藤原氏を抑へんとの御志なりしなり。然れども御多病の故を以て、寛平九年位を醍醐天皇に譲り給ひ、昌泰二年紀元一五五九年仁和寺に入りて剃髮し給ふ。世に寛平法皇と稱し奉る。法皇の稱の始なり。

【遣唐使の停廢】 遣唐使は仁明天皇の承和年中藤原常嗣等を派遣せられし後、久しく絶えたりしが、宇多天皇の寛平六年再び派遣の議あり、參議菅原道眞を大使に右少辨キハセ長谷雄を副使に任じ給ひしが、偶在唐の僧中チニクワン璣といふもの、書を上りて唐國擾亂の狀を報す。是に於て道眞奏して遣唐使を止めんことを請ふ。廷議之に従ひ、勅して遣唐使を廢し給へり。

【菅原道眞の左遷】 醍醐天皇即位の明年昌泰二年時平左大臣となり道眞右大臣となる。道眞は時平よりも年長け才學すぐれ、よく政治に通じたれば、御信任殊に厚く、人望頗る高かりき。昌泰三年正月、天皇密に法皇と議し給ひ、左右大臣相並びて朝政を執るは統一する所なくして不便なりとて、道眞を召して、關白たらんことを諭し給ひしが、道眞固辭して受けまつらざりき。時平はかねて道眞の寵任・聲望共に己れに勝れるを嫉みしに、關白の密勅を聞くに及びて心益平ならず、遂に源光・藤原定國・藤原菅根等と結托し、道眞廢立の志あり、皇弟齊世親王道眞の妃はを奉じて己れ權を恣にせんとすと讒奏せり。天皇之を信じ給ひ、延喜元年紀元一〇五〇年正月道眞を貶して太宰權帥となし、その男女二十二人皆處を異にして配流せしめ給ふ。

右近衛中將源善以下藤原氏の黨にあらざるもの坐して免ぜらるるもの多し。道眞  
流れゆくわれは水屑ミヅケツとなりぬとも君柵ミツカサとなりて留めよ

の和歌を以て法皇に哀訴し奉りければ、法皇大に驚き給ひ、天皇に見えて之を救はんとし、急に清涼殿に赴き給ひしに、藤原菅根宮門を閉ぢて入れ奉らず。法皇終日陣外に坐し遂に空しく還り給ひぬ。

道眞太宰府に至り門を閉ぢて出でず。文墨に托して自ら遣るのみ。延喜三年二月終に筑紫に薨じぬ。後天皇道眞の寃を知りて、その官を復し給ふ。京民またその威徳を追慕し、祠を北野に建てて之を祀り、天滿天神といふ。今の別格官幣社北野神社これなり。一條天皇の朝また太政大臣正一位を贈り給へり。

三善清行時弊  
を論ず  
寒夜御衣を脱  
す

【延喜の治】 延喜十四年紀元一五七四年詔して直言を進めしむ。式部大輔三善清行十二箇條の意見封事を奉りて時弊を痛論す、滔滔五千餘言皆時弊に的中す、然れども遂に行はれざりき。天皇御年長じて聰明にして仁慈の御心深く、よく下民の情を察し、勵精治を圖り給ふ。天皇は屢綱紀振肅の令を下し、又嘗て、寒夜に御衣を脱して、民の寒苦を思ひやり給ひし事さへありき。されば御在位三十三年の間世は太平無事にして、都の文化著しく進歩し、世に延喜の治と稱し奉れり。然れどもその裏面にありては、藤原氏の弊政甚しく、地方擾亂の萌芽は



三善諸行の封事

漸くここに發生せり。

【解説】(一)三善清行の封事 清行の封事十二箇條の項目は下の如し。(一)水旱を消し豊穰を求むること。(二)奢侈を禁ずること。(三)諸國に敕し見口數に隨ひて口分田を授くること。(四)大學生徒の食料を加給すること。(五)五節妓員を減ずること。(六)舊に依りて判事員を増置すること。(七)平均に百官の季祿を充給すること。(八)諸國の少吏竝に百姓の告言訴訟に依りて朝使を差遣するを停止すること。(九)諸國勘籍人定數を置くこと。(十)曠勞人を以て諸國の檢非違使及弩師に補任するを停むること。(十一)諸國僧徒の濫惡及宿衛舍人の兇暴を禁ずること。(十二)播磨國魚住泊を修復すること。

【試験問題】

- 遣唐使廢止の時代及其の理由(海軍・美術)
- 遣唐使廢止の理由とその結果(陸士)
- 延喜の治(東女師)
- 三善清行(文豫)

第一六章 地方の狀況 承平・天慶の亂

皇族賜姓

【皇族の賜姓】 令制によれば、皇子及び皇兄弟は親王に列し、以下五世までは之を諸王とし、六世に至りて始めて姓を賜ひて臣下に列せらるる定なりしが、桓武天皇の時、皇子・皇弟に廣根朝臣・長岡朝臣・良岑朝臣等の姓を賜ひてより、皇子に姓を賜ひて臣下に列せらるること始れり。こは皇子女多くして府庫を費すことを慮り給へるなり。この後歷代、皇子・皇孫の姓を賜はりて臣下に列し給へるもの頗る多し。それらの中には、藤原氏と並びて顯官に上り

朝政に興りしものもあれど、國司に任せられて地方に下り、遂に土著して武人となれる者も少からず。中にも桓武天皇の曾孫高望タカノゾノより出でたる平氏と、清和天皇の孫經基ツネモトより出でたる源氏とは最も著はれたり。

【朝臣の榮華】 平安奠都以來うち續きたる太平に馴れて、多くの朝臣は奢侈・榮華を事とし、邸宅を飾り花月に浮かれ、詩歌管絃の樂に日を送りて政務を顧みざりしかば政令地方に洽からず、都鄙全く懸隔して弊害百出せり。

【地方の狀況】 奈良時代以來國司私曲多く、法を輕んじ民を苦しむるもの多かりしかば、桓武天皇大に之を檢束し給ひしに、その後地方の政また漸く紊れ、清和天皇の朝の如き、貞觀の治の稱あれども、その實は紀綱日に弛びて盜賊頻に起り、百姓の害を被むること多かりし故に、國司・郡司に帶劍を許し、諸國に檢非違使を置きたれども制止に堪へざりき。元來國司は朝廷の待遇も厚く、俸祿も裕なれば、内官の外任を望むもの多かりしに、この頃に至りては、大臣・公卿等その尊貴を挾みて受領(二)スリヤウを卑みければ、國司・受領を望むものは、唯その俸祿の利を求むるにあり。されば、政務は在廳官(三)に任せて自ら赴任せず、偶赴任するものは多く姦譎の徒にして、官物を盜み收斂を事とする等、あらゆる手段を弄して私利を營み人民を苦しめ、遂に「受領は倒るる所に土を擱め」といふ諺を生ずるに至れり。

國司・郡司の貪婪

受領は倒るる所に土を擱め



莊園の増加

而して當時戶籍の法廢れて班田收授の事も久しく行はれず、公卿・豪族はその勢力にまかせて、或は山野を開墾し、或は他人の田園を兼併し、莊園(三)として之を私有して租税を納めず、朝廷屢令を下して之を禁じ給へども行はれず、藤原氏盛なるに及びて莊園益増加し、朝廷の收入愈減少せり。されば國司はこの補填を名として、不法の重税を徴收して私腹を肥したれば、人民困苦に堪へずして失踪し、或は莊園に集りて課役を免れんとするものあり。盜賊各地に横行して良民を劫掠し國司を殺害し、或は京師に出沒して諸官衙に闖入するものあり、海賊に至りては暴行更に甚しかりしも、兵制既に壞れて政府も之を制すること能はざりしかば、地方の豪族等は私兵を蓄へ、家の子(四)・郎黨(五)・家人(六)などと稱し、常に武技を練り、弓馬の術を學び、以て自衛の法を立てしかば、地方人民は争ひてその配下に歸して保護を受けんとするに至り、自らその勢力を助長し、遂に陰然京都を凌ぐに至れり。これを武士の起原とす。

武士の起原

受領

【(一) 受領】 國司の赴任して吏務を掌る首席のものをいふ。されば守・權守・介を稱する場合あり。新任の國司が前任國司より解由狀を受領するより起りしものなるべしといひ、或は其の國の吏務を受領する義なりともいふ。

在廳官

【(二) 在廳官】 在廳ともいふ。諸國の國衙の廳に在りて、國司の命を奉じて事務を行ふ下司をいふ。即ち地方廳に在りて事を行ふ官人の義なり。多くは其の職を世襲す。

莊園

【(三) 莊園】 寺社・權門・勢家等に屬する私有地にして莊號ある土地なり。大化改新以來朝廷領に土地の

開墾を奨勵し給ひしが、聖武天皇の朝、開墾地は永代之を私有することを許し給ひてより、人民争うて土地を開墾し、殊に、權門・勢家は恣に公民を使役して、開墾を務め、その地を以て自家の別業となしたるが莊園の起原なり。後には賜田・功田・勅旨田等の如きをも、或は之を子孫に傳へ社寺に寄附し權門・勢家に轉賣讓與して、莊園となすに至れり。莊園の中には輸租地(田租を納むる土地)なるもあれど、概して不輸租地なれば、莊園増加すれば、朝廷の收入は減少するなり。

家の子・郎黨・家人

【(四) 家の子・郎黨・家人】 家の子とは武門の庶子及び分家・一族等の本領を有せる者をいふ。家人は同族なれども、本領を有せざるもの稱なり。郎黨は、一族にあらずしてその家に仕ふるものをいふ。

【群盜諸國に起る】 かくの如く政綱上に弛びて地方の政紊れ、且旱水蝗風の災害屢臻りたれば、諸國に群盜蜂起の事史に絶えず。清和天皇の貞觀四年(紀元一五三二年)海賊横行して備前の貢米を奪ひしかば、山陽・南海の二道をしてこれを追捕せしめ、同八年は畿内・山陽・南海の諸國海賊群起して掠奪息む時なきを以て、命を下して追捕せしめたれども功なく、また伊豫宮崎村に海賊群居して公私を掠奪し、航海を妨ぐるを以て、畿内・山陽・南海の諸國に命じて追捕せしめたれど、亦功なかりき。陽成天皇の元慶五年(紀元一五四年)官符を山陽・南海に下して海賊を追捕せしむ。この朝には筑後の國司盜賊に殺され、備前の海島に諸方の奸盜集りて居民を劫掠し行旅を殺掠せしことあり。光孝天皇の朝には盜賊大藏省の庫を穿ちて官物を盗み、醍醐天皇の朝には頻年坂東諸國群盜横行して人民害せらるるを以て諸社に奉幣して之を禳ひ、延喜



六年紀元一五六六年には鈴鹿山の群盜を誅せり。

平將門叛す

【承平・天慶の亂】かくの如く東西漸く多事なりしが、朱雀天皇の朝に至り、遂に承平・天慶の亂生じたり。初、桓武天皇の曾孫高望平朝臣の姓を賜はり、上總介に任ぜられ、一族東國に蔓りしが、その孫將門勇武人にすぐれ、最も騎射に巧なり。少くして都に出て、攝政藤原忠平に仕へ、その薦に因りて檢非違使たらんことを求めて志を得ず、憤怨して東國に歸り下總に居る。後將門その伯父常陸大掾平國香及び前常陸掾源護等と隙あり、承平五年紀元一五〇五年二月兵を起して、國香・護を攻め、遂に國香を殺せり。國香の子貞盛、叔父良兼と屢將門を討つて敗れ、遂に京師に至りて之を訴へ、將門を討つ許を得て歸る。天慶二年紀元一五〇九年將門遂に叛し、武藏權守興世王等と共に常陸・下野・上野の國府を奪ひ、自ら新皇と號し、偽宮を下總猿島猿島郡本郷に建て勢甚だ熾なり。時に前伊豫掾藤原純友も亦伊豫に據りて叛し、海賊を從へて山陽・南海地方を劫掠し、潛に京師を犯さんと圖る。

藤原純友叛す

朝廷東西の報を得て大に驚き、天慶三年正月參議藤原忠文を征東大將軍となして將門を討たしめ給ふ。二月貞盛、下野押領使藤原秀郷と兵を合せて將門を襲ひて大に之を破り、將門・興世王を斬り、四月首を京師に傳ふ。忠文は途にて之を聞きて京師に還れり。かくて東國の亂は平ぎしも、西南の賊勢なほ猖獗なり。朝廷右近衛少將小野好古・太宰少貳源經基等をし

賀茂の行幸

て、純友を討たしめ給ふ。官軍未だ至らざるに、讚岐介藤原國風之を討つて大に純友を破る。純友遁れて西海に走り、太宰府を陥れ、勢また振ふ。四年五月好古等海陸並び攻めて大に賊軍を破る。純友纔に身を以て遁れて伊豫に歸りしが、警固使橘遠保に斬られ、ついで餘黨また捕斬せられて南海の亂平ぎぬ。世に之を承平・天慶の亂といふ。東西騷亂の間、朝廷にては諸社の奉幣諸寺の修法等を營みてその鎮定を祈られしに、此に至りて内亂平定せしかば、明年四月伊勢大神宮・宇佐八幡宮・香椎廟・石清水八幡宮等に奉幣し、又賀茂社に行幸あり。賀茂の行幸此に始る。

押領使

〔一〕押領使 部内の非違の檢察、奸盜の逮捕、狼藉の徒の鎮定等の事を掌る。故に一軍又は一隊の長となりて兵士を統率す。國司・郡司中、才智・武藝精幹のものを選びて之に任ず。令外の官なり。

【源・平二氏】亂後、貞盛・秀郷・經基等おのの鎮守府將軍に任ぜられ、源平の二氏これより世に著はれたり。この後騷亂ある毎に、朝廷はこれらの武士をして鎮定せしめられしかば、武士の權次第に重くなるに至れり。

平氏畧系(一)

國香—貞盛  
—良持又作良將將門



桓武天皇—葛原親王—高見王—平高望—良兼

—良文—忠頼—忠常

### 源氏畧系(一)

清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—

—賴光—  
—賴信

〔試驗問題〕 ○皇族賜姓の起原及事實(文本) ○皇族賜姓(長商) ○平安時代に於ける地方官の弊政を述べよ(文本) ○貞觀以後天慶頃までの地方の状況(文本) ○武士の興起(東師) ○莊園の起原沿革及び結果(文豫・文本) ○莊園(高・東南・海軍・神南・廣師・鐵教) ○承平天慶の亂(商船) ○藤原忠平(東師) ○猿島(東女師) ○押領使(文豫) ○橋遠保(文豫) ○平安時代に於ける地方の状態(文本) ○奈良平安兩時代に於ける兵制の變遷(文本) ○在廳(文本) ○家人(文本)

### 第十七章 藤原氏の榮華

村上天皇の治績

菅原文時の封事

【天曆の治】 朱雀天皇は位を皇弟村上<sup>ムラカミ</sup>天皇に譲り給ふ。天皇天資明敏にして深く心を政治に注がせ給ひ、天曆八年<sup>天曆八年 紀元一六</sup> 大内記菅原文時に勅して封事を上り政事の得失を論ぜしめ給ふ。文時即ち(一)奢侈を禁ずること。(二)賣官を停むること。(三)鴻臚館を廢失せずして遠人を懷け文士を勵ますべきことを論ず。この後歷朝往往意見を上らしむる詔あれども、大方は採用せられず、唯徒に言を通ずるの空名と文人文を弄するの資となるに過ぎざりき。

〔註〕(一)鴻臚館 外國人を接待する爲に設けたる官舎にて、太宰府にては博多、攝津にては難波、京都にては東西市に設置せり。

老吏の苦言

天皇また嘗て一老吏を召して「當世の政延喜の時と何れか優れる」と問ひ給へるに、吏敢て答へまつらざるを、頻に問ひ給ひしかば「賤吏何をか知らん、唯主殿寮<sup>トシモレウ</sup>より多く松明を進め、率分堂<sup>リツブンダウ</sup>に草の生ずるが昔に異なれりと覺ゆるのみ」と答へまつれり。主殿寮は、燈燭・松柴・炭燎等の事を掌る所にて、その松明を多く進むるは政務多忙にして夜に入るをいひ、率分堂は諸國より納めたる調庸を一定の率によりて分ち納むる所なれば、そこに草の生ずるは、歳貢の少きをいふなり。天皇この言を聞いて大に愧ぢ給ひ、益政治に勵み給ひければ、世に天曆の治といひて、延喜の治と並べ稱し奉る。然れども、京都は太平になれて、一般に奢侈遊惰に流れ、地方は武士の勢力益加はりて朝廷の威權大に衰へたり。

藤原氏の常套手段

【藤原氏の他家排斥】 他家排斥は藤原氏の常套手段にして、承和の變に於ける橘氏・伴氏の如き、菅原道眞の貶謫の如き、皆この手段に陥りしものなり。村上天皇の次に立ち給へる冷泉<sup>レイゼン</sup>天皇の朝には安和<sup>アノ</sup>の變あり、左大臣源高明これに坐して太宰權帥に貶せられ、次の圓融<sup>エンジュウ</sup>天皇の朝には左大臣源兼明藤原氏の計ひにて官を罷められたり。これまた藤原氏が、自家の繁榮



を圖らんがために、他氏を排斥するより生じたることなり。藤原氏は又后妃を多くその家より出し、攝政・關白の重職を占めたれば、冷泉天皇より後冷泉天皇まで八代約百年の間は獨權勢を恣にせり。

安和の變

【關說】(一)安和の變 初村上天皇は冷泉天皇の同母弟爲平親王を愛し給ひ、冷泉天皇の皇太弟たらしめん御志なりしも、親王の妃は源高明の女なるを以て、藤原氏を憚りて果し給はず。その御弟守平親王立ちて皇太弟となり給ひき。安和二年(紀元一六二九年)橘繁延・源滿仲・藤原千晴・僧蓮茂等藤原氏の專權を惡み、密に爲平親王を奉じて位に即け奉り、高明をして政を執らしめんことを謀る。然れども、高明は毫も之を知らざりき。既にして滿仲、繁延と隙を生じて密告せり。高明は醍醐天皇の皇子なるが上に、齡高く、政治に通じて威望ありければ、關白藤原實賴も之を憚り、殊にその弟右大臣兼伊尹は高明を斥けて、己れ左大臣たらんことを願ひしかば、滿仲の密告を聞きて機至れりとし、高明もまたこの議に與れりと奏せり。ここに於て高明は太宰權帥に貶せられ、繁延・千晴・蓮茂等は流罪に處せられたり。

【藤原氏家門の争】 かくの如く藤原氏は悉く他の貴族を排斥して一門の繁榮をのみ謀りしが、遂には同族の間に權勢の争を起すに至れり。朱雀天皇の朝に藤原忠平攝政に任ぜられしより、その子實賴・師輔・師尹皆大臣となりたれど、師輔の女安子村上天皇の皇后となり、冷泉・圓融兩天皇を生み奉りしより、外戚の權は師輔の家に移り、圓融天皇の朝には師輔の子

伊尹・兼通相ついで攝政・關白となれり。兼通弟兼家と權を争ひて相善からず。初村上天皇の朝、兼通皇太子の舅たるにより、東宮亮に任じ尋で藏人頭に補せられしが、旨に忤ふことありて、兼家之に代れり。冷泉天皇即位の時亦兼通の藏人頭を罷めて兼家に與へらる。是に於て兼家は夙に顯達して大納言兼右近衛大將に至りしに、兼通は僅に參議たるのみにて心甚だ平ならず、而して圓融天皇亦甚だ兼通を冷遇し給へり、兼通嘗て妹の皇后子安に請ひ、關白は兄弟の順序に従ひ給へといふ手書を作らしめ常に之を懷にせしが、伊尹の病篤きに及び、その書を天皇に進めしかば、天皇已むを得ず之を許し給ひ、兼通をして庶務を參決せしめ、權中納言より直に内大臣に遷り、尋で太政大臣にて關白する事を得たり。初兼通の女皇子皇后となりしに、兼家亦その女詮子をして天皇に侍せしむるに及び、嫌隙益甚しかりき。兼通疾篤きに及び、兼家は兼通既に薨じたりと思ひ急に參内し、己れ關白たらんことを奏請せんとす。兼通聞きて大に怒り、病を力めて參内し、奏して從弟賴忠を關白となし、兼家の大將を奪ひ從弟濟時をして之に代らしめ、家に歸りて薨ぜり。

圓融天皇は位を冷泉天皇の皇子に譲り給ふ。之を花山天皇とす。花山天皇は圓融天皇の皇子懷仁親王を立てて皇太子となし給ふ。兼家の女詮子條院の生み奉る所なり。時に賴忠關白たり、兼家右大臣たりしも、天皇は外戚なる權中納言義懷伊尹及び左中辨藤原惟成を親任し

兼通・兼家の争

花山天皇

藤原義懷



花山天皇の遜位  
一條天皇

て庶政を決せしめ給ふ。義懷は機敏にして大臣の量ありと稱せられ、惟成は方正にして才畧あり。二人心を協せて輔翼したれば、天皇の初政大に緊張せり。兼家悦ばず、天皇をして早く位を皇太子に譲らしめて、己れ關白たらんとし、百方計を廻らす。兼家の三子道兼、天皇の寵妃を失ひて厭世の御志あるに乘じ、華山寺の僧嚴久と共に天皇を欺きて出家せさせ奉れり。皇太子立ち給ふ。之を一條天皇とす。兼家攝政となり、宿志始めて成れり。兼家薨じて長子道隆代りて關白となる。道兼は父の爲に功あれば、己れ關白たるべしと期待せしが、是に於て大に父を怨み、その喪にも籠らず、人を集めて遊び興じ世人の謗を買へり。ついで道隆薨じて道兼關白となり、宿志を果ししも在職僅に七日にして薨す。世に七日關白と稱す。弟道長之に代る。道隆の子伊周之と權を争ふ。伊周才器人にすぐれ、特に道隆に愛せられ、その薨後關白の事を攝せしが、道兼の爲に志を得ず、ここに至りて所願を果さんとす。伊周の妹定子中宮となりて寵あり、因りて伊周も天皇に親任せられしかば、天皇亦之を許し給はんとせしが、御母東三條院子道長と親しくして伊周を惡み、強ひて請ひ給ふ所あり、天皇已むを得ずして道長を任じ給へり。その後伊周弟隆家と共に配流せられ、道長獨權勢を擅にせり。

三條天皇

【藤原道長の全盛】 一條天皇位を冷泉天皇の皇子に譲り給ふ。是を三條天皇とす。母は兼家の女子超子なり。一條天皇の第二皇子敦成親王を立てて皇太子とし給ふ。道長の女子比羅

の所生なり。

皇后冊立

天皇東宮に在しし時、大納言藤原濟時の女子娥子を入れて妃とし深く寵幸し給へり。後道長の二女妍子子も亦東宮に入る。即位の後二人同時に女御となる。天皇は娥子を中宮に冊立し給はん御心なりしに、道長は請うて妍子を中宮となす。されど流石に外議を憚り、屢娥子を皇后に冊立すべきを勸む。天皇喜びて之に従ひ給ふ。然るにその日に至り、卿相多く中宮に候して參内せず、勅使を遣して之を召し給へば、却つて之を嘲笑し、甚しきは石を擲つものあり。時に權大納言藤原實資病に臥せしが、之を聞きて憤慨し、「天に二日なし、地に兩主なし。豈權臣を畏れて朝命を忽にすべけんや」と、即時病を推して參内し、中納言藤原隆家等數人亦參内せしかば、僅に嘉會を行ふことを得たり。皇后職を置かるるに及びても、皆避けて就職するものなく、天皇大に怒り給へども如何ともし給ふこと能はざりき。道長は早く己れの外孫たる東宮の御即位あらんことを望み、屢天皇に諷する所ありしかば、天皇は次の東宮に皇子敦明親王を立てん事を約し、在位六年にして位を皇太子に譲り給ふ。之を後一條天皇とす。

後一條天皇

後一條天皇立ち給ひ、敦明親王皇太子たりしが、三條法皇崩御の後は、在廷の臣僚皆道長を畏れ、坊官さへ後難を思ひて參り仕ふるものなく、殿中常に寂寥たりしかば、東宮も遂に意を決して儲位を辭し給へり。道長大に喜び皇弟敦良親王を皇太弟となす。やがて前東宮を太上



小一條院

天皇に准じ小一條院と稱し、年官・年爵を給せらる。道長は院の辭位を得とし、第五女寛子を入れて妃となせしかば、廢太子却つて勢あり、院亦自得の色あり、世之を誹れり。

かくて道長は一條・三條・後一條の三朝二十餘年の間政を專にし、その三女は三天皇の中宮となり、その身は後一條・後朱雀・後冷泉三天皇の外祖父となり、その五子は相並びて公卿に列し、榮華の限をつくせり。道長嘗て歌うて曰く、

この世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたる事もなしと思へば

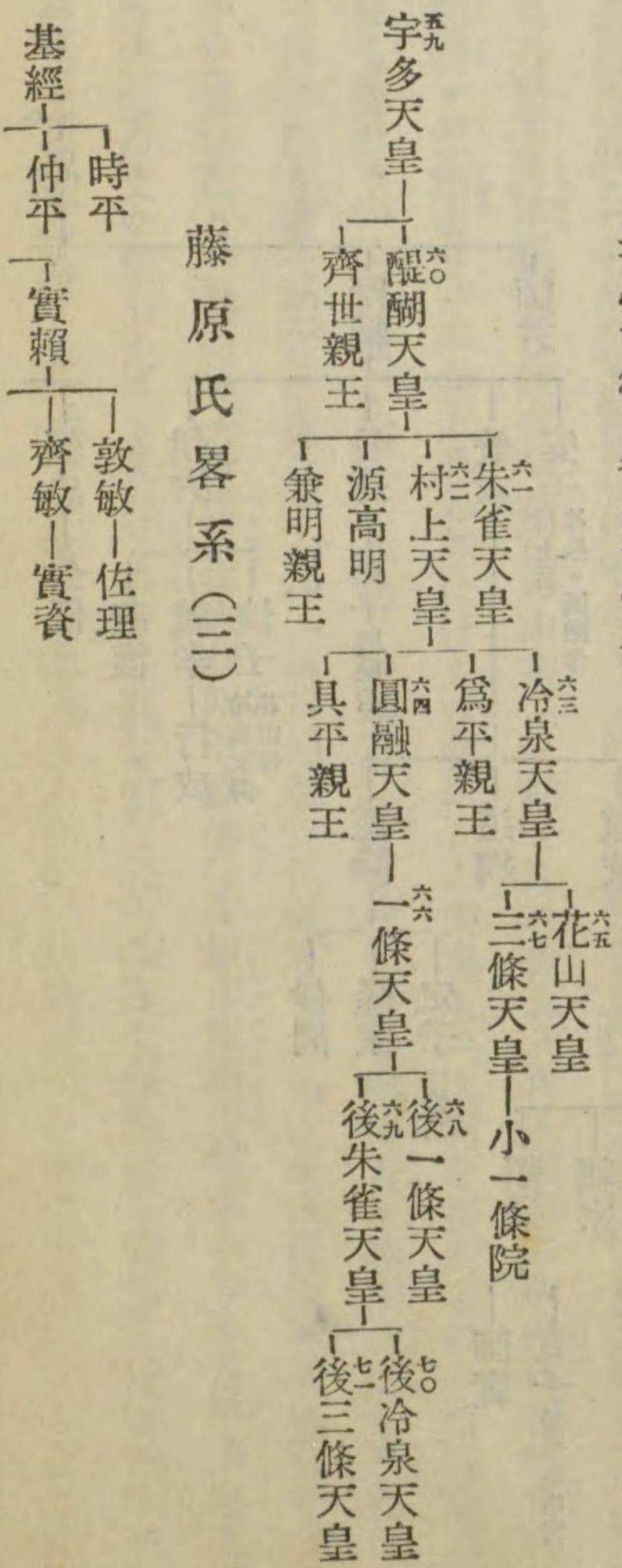
と、その得意思ふべし。晩年法成寺ホフジヤウジを建て、公卿及び國司・郡司に命じてその役を助けしめ、宏壯華麗を極めたり。工成りて移り住む。世に道長を御堂關白ミツドウと稱す。子頼通ヨリトミ父につぎて、後一條・後朱雀・後冷泉の三朝に仕へ、攝政・關白たること五十餘年、豪奢を極めしこと父に劣らず。されど藤原氏の勢は、この頃より漸く衰運に向へり。

中宮

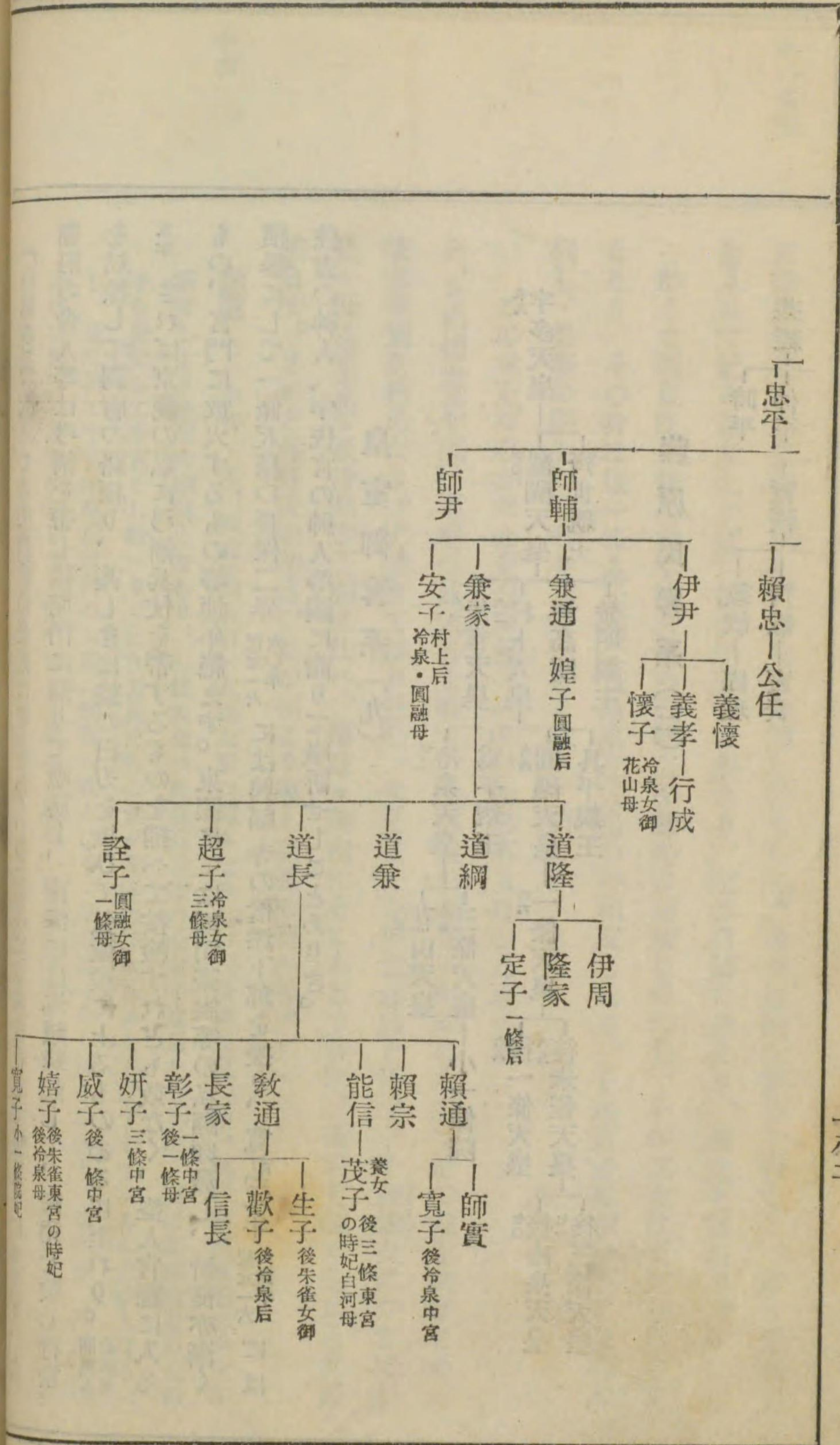
【綱紀の紊亂】(二)中宮 元、皇后・皇太后・太皇太后の總稱なりしが、醍醐天皇の朝、皇后藤原穩子を中宮と稱せしより皇后の別稱となれり。一條天皇の時藤原道隆の女定子皇后たりしに、更に藤原道長の女彰子を册立して中宮とし給へり。これ道長己れの女が定子の下に在るを喜ばずしてここに及びしなるべし。是に於て中宮は皇后以外の天皇の嫡妻の義となり、皇后とは全く別となれり。この後、皇后・中宮並び置かる例少からず。但中宮より進みて皇后となれる例多きを見れば、中宮は皇后の次位の如くなれど、皇后なくして中宮のみなる時は事實上皇后と異なることなし。

【綱紀の紊亂】 この間綱紀の紊亂は益甚しく、京師には盜賊横行して屢禁中にも入り、六衛府の舍人等は弓箭を帶し陽明門に詣りて嗷訴し、南海には海賊蜂起して、國司を殺し行旅を劫掠して調庸の路梗り、甚しきは盜の白刃を振ひて弘徽殿に上るものあるに至れり。皇天元年五年 されば京畿の私に弓箭兵仗を帶するものを捕へて按檢すれども效なく、盜人官廳に入るもの、宮門に放火するもの等連年絶えず。東國にては國司豪族等の私闘頻發し、僧徒亦漸く横暴にして一條天皇の長保二年紀元一六六〇年には興福寺の僧添下郡を擾り、寛弘元年紀元一六四四年には住吉の神人、宇佐宮の神人等闕に詣りて嗷訴せしことありき。

皇室御畧系(九)







○兼明親王(源兼明)〔文本〕 ○安和の變の顛末〔文本〕 ○藤原伊尹〔文豫〕 ○藤原義懷(東師)  
 ○藤原伊周〔文本〕 ○上東門院〔文豫〕 ○藤原道長(美術) ○三條天皇と藤原道長〔文本〕 ○源滿  
 仲〔文豫〕 ○藤原賴通(東師)

第一八章 平安時代の文物

【漢文學】 平安時代の初期約百年間は漢文學隆盛を極め、朝廷の公文はもとより日常の消息類に至るまで皆漢文を以てせしが、遣唐使停止せられて、支那との交通少くなりてよりは漸く衰運に向へり。然れどもなほ漢文・漢詩に巧なるもの少からず。醍醐天皇の朝には都良香・菅原道眞・三善清行・紀長谷雄等あり。皇子兼明親王また博學多才にして文をよくし、村上天皇の皇子具平親王と並びて前後の中書王と稱せられ給ふ。村上天皇の朝には菅原文時・大江朝綱・源順あり。一條天皇の朝には人材輩出し、天皇も「人材を得たるの一事は延喜・天曆にも勝れり」と自讃し給へるが如く、藤原公任・藤原齊信・源俊賢・藤原行成才學殊にすぐれ、いづれも權大納言に進みければ、世に四納言の稱あり。中にも公任は作文・和歌・管絃の三才を兼ねたり。その他大江匡衡・大江以言・紀齊名・慶滋保胤等皆文人として有名なり。これらの諸家の文を集めたるを本朝文粹・同續文粹といふ。されど平安文學をして光彩あらしめしは漢文學にあらずして國文學なりとす。

漢文學の名家

四納言



勅撰集  
和歌の名手

【國文學の發達】 奈良朝の末頃より片假名・平假名の使用始まりて國語を記すこと容易くなり、國文學の發達を促ししが、藤原氏全盛の時代に至り、未曾有の隆盛を致せり。和歌は平安時代の初期には漢詩・漢文に壓倒せられて振はざりしが、清和天皇の頃より、在原業平・僧正遍昭・小野小町等の名手現はれて漸く盛になり、醍醐天皇の朝紀貫之・紀友則・凡河内躬恆・壬生忠岑等勅を奉じて古今和歌集を撰せしより大に世に行はるるに至り、清原元輔・平兼盛・藤原實方・壬生忠見・僧能因等の名人輩出し、村上天皇の朝には後撰集の勅撰あり、一條天皇の朝には拾遺集勅撰せられたり。前者は源順・大中臣能宣・紀時文・清原元輔・坂上望城以上を梨壺の五人と稱すの撰にして、後者は藤原公任或は花山院ともいふの撰なり。貫之はまた國文に巧にして土佐日記を著はし、假名文流行の端を開けり。

才媛の輩出

藤原氏の一門權を争ひ、互にその女を宮中に入れんとし、その侍女に秀才を選びしかば、才媛多く輩出したり。就中一條天皇の中宮彰子に仕へたる紫式部と、皇后定子に仕へたる清少納言とは、和漢の學に通じ佛典に精しく、紫式部は周到緻密なる觀察と優麗暢達なる文辭とを以て、當時の貴族社會を描きたる小説源氏物語を著はし、清少納言は慧敏秀拔なる觀察と簡潔奇警なる筆致とを以て隨筆枕草子を著はし、相並んで國文の雙璧と稱せらる。その他赤染衛門・伊勢大輔・和泉式部・大貳三位・小式部内侍等また有名なり。

源氏物語と枕草子

この期に現はれたる小説には、源氏物語以前に竹取物語・落窪物語あり、源氏以後に狹衣物語大貳三・濱松中納言物語等あり。日記には蜻蛉日記・紫式部日記・和泉式部日記あり。紀行には更科日記あり。歌物語には伊勢物語在原業平の作といふあり。假名文の歴史に大鏡・榮華物語あり。その他今昔物語・宇治拾遺物語等ありて、國文學界は非常の盛觀を呈せり。

片假名平假名

【解説】 (一) 片假名平假名 漢字を以て國語を寫すこと多くなりてより、不便ながらも、漢字を使用すること巧となりしが、萬葉集の歌に至りては、或は字音を用ひ、或は字義を用ひてその使用最も巧妙なり、之を萬葉假名といふ。これを假名の起原とす。されど漢字は點畫複雑にして一字を記すも容易にあらざれば、その煩を避けんが爲に、漢字の扁・旁を去り、その字畫を省畧せるもの、今日の片假名の起にして、又楷書の點畫複雑なるを厭ひて草書を用ひ、更に之を省畧して、今日の平假名となれるなり。(二) 更科日記 菅原孝標の女の作。旅行日記に自傳を併せ記したるもの。當時の旅行の不便を知るを得べし。

大鏡

(三) 大鏡 八卷。假名文にて書きたる最初の歴史にて、文徳天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百六十七年間、天皇・攝關・大臣等の事蹟を部を分ちて記し、藤原道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕をいひ顯はせり。當時の事情を知るに、榮華物語と共に、最も貴重なる史料なり。作者は藤原爲業と傳ふれど詳ならず。

榮華物語

(四) 榮華物語 四十卷。系圖一卷。宇多天皇より堀河天皇の寛治六年に至るまで、大内に起りし君臣